

多様な主体で支える地域の里地里山づくり

～ 里地里山における「新たな共同利用」推進のために～

目 次

I	本手引き作成の背景と目的	1
1.	里地里山の現状と保全活用の重要性	1
2.	本手引き作成の目的	3
II	里地里山における共同利用	4
1.	里地里山における「共同利用」の移り変わり	4
2.	「新たな共同利用」のすすめ	6
3.	新たな共同利用の推進に向けた地方公共団体の役割	9
4.	取組の推進体制	12
III	新たな共同利用の推進（実践の手引き）	14
1.	実践メニュー	14
2.	活用シート	19
3.	取組検索シート	33
	参考資料	35
1.	共同利用の既存取組に関する参考事例	35
2.	助成団体による地方自治体・活動団体等向け支援策一覧	57

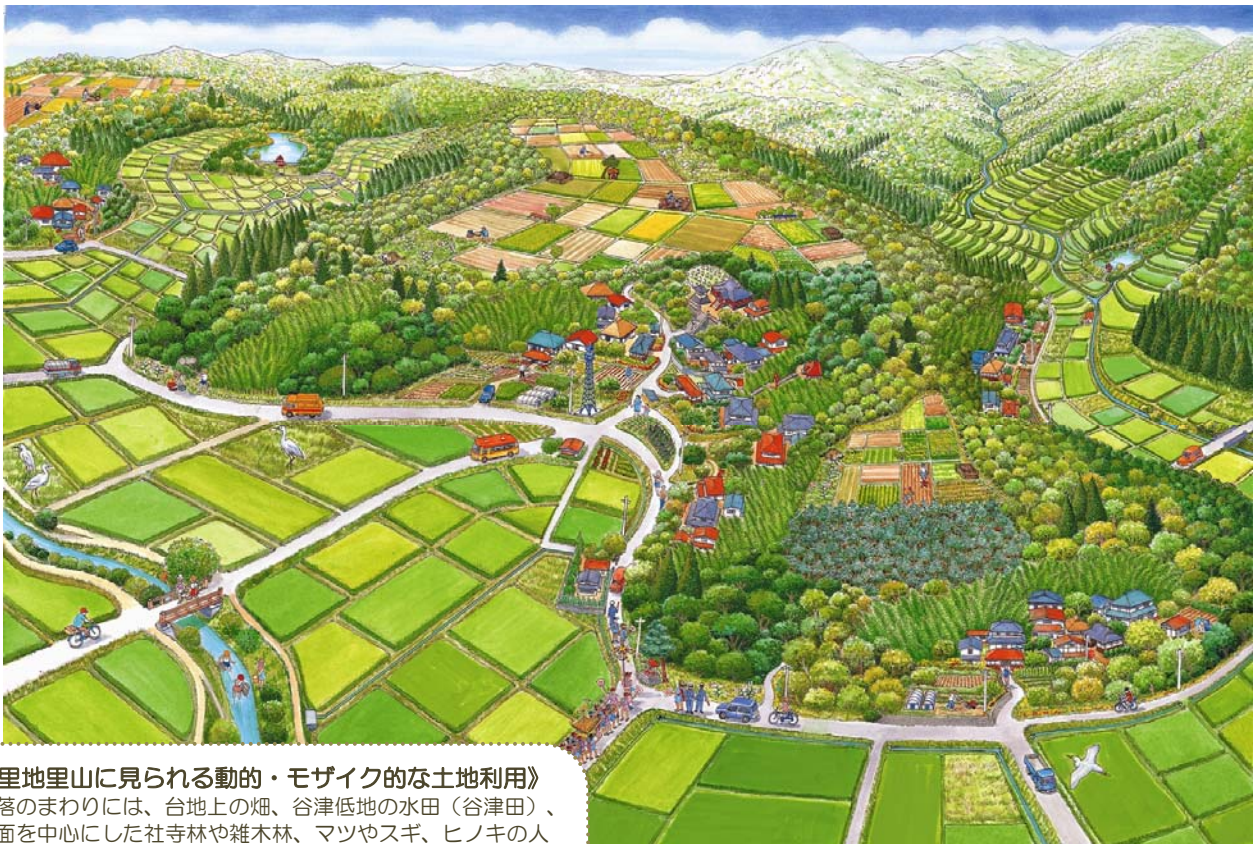
Ⅰ 本手引き作成の背景と目的

1. 里地里山の現状と保全活用の重要性

<自然と人の共生関係が育む里地里山の多様性>

里地里山は、農地、ため池、樹林地、草原など多様な自然環境を有する地域であり、相対的に自然性の高い奥山自然地域と人間活動が集中する都市地域との中間に位置し、国土の約4割を占めるといわれています。国内の里地里山に見られる豊かな自然環境は、長年にわたる人と自然のかかわりを通じて形成され維持されてきました。こうした場所を総称して「里地里山」と呼んでいますが、実際にはそれぞれが多様な自然条件・社会条件のもとに形成されてきた場所であり、地域によって、里山、里山林、里、あるいは海まで含めて里山・里海など、その呼び名もさまざまです。

里地里山は、場所ごとに違いはあるものの、多様な生物の生息・生育環境として、また、食料や木材など自然資源の供給、良好な景観、水源涵養や国土保全、文化の伝承等の観点からも重要な役割を果たす場所であるといえます。これらの恵みについては、生態系が果たす役割という観点から「生態系サービス」という用語でも説明されています(次頁の図参照)。



イラスト：浅井桑男

《里地里山に見られる動的・モザイク的な土地利用》

集落のまわりには、台地上の畑、谷津低地の水田(谷津田)、斜面を中心にした社寺林や雑木林、マツやスギ、ヒノキの人工林、竹林といったさまざまなタイプの土地利用が見られ、全体としてモザイク構造をつくり出しています。また、15～20年毎の伐採、更新のサイクルで維持される雑木林など、動的な土地利用が行われています。

参考：『里地里山保全活用行動計画パンフレット』、『里やま自然誌 谷津田からみた人・自然・文化のエコロジー (2004,中村俊彦)』

<人の関わりの減少と里地里山の変化>

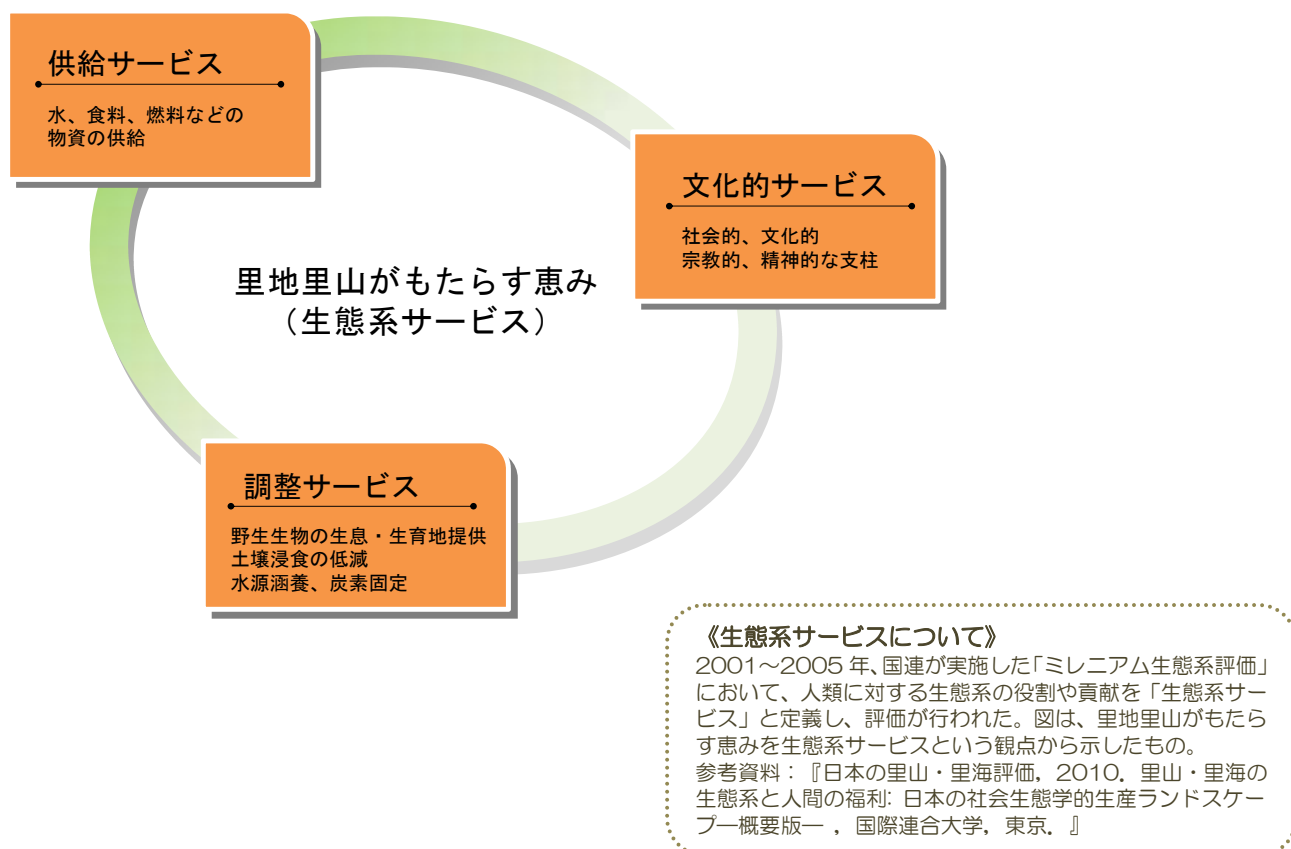
しかし、近年の産業構造や人々の生活の変化、中山間地域の人口流出や高齢化等により、利用が低下し人の手が入らなくなった里地里山が増え、その結果、自然資源の循環が少なくなり、里地里山の自然環境は変化しています。こうして里地里山特有の生物多様性の劣化が顕著になるとともに、地域のくらしの知恵や文化の伝承が途絶えはじめ、里地里山が従来果たしてきた役割が低下することにより、自然の恵みを得る機会も失われつつあります。

里地里山の崩壊が中山間地域の活力低下を招き、さらに崩壊が進むという負の循環により、里地里山によって広い範囲にもたらされていた安全で豊かな暮らしの基盤が脅かされるという懸念も増大しています。

<里地里山の保全活用の重要性>

このように、里地里山の適切な維持管理は、地域の活力維持はもとより、安全で豊かな暮らしの維持という面では、広く都市住民もその恩恵を享受していると言えます。

そのため、里地里山の恵みを将来に受け継いでいくためには、生物多様性保全や農山村振興などのさまざまな取組とも連携を図りつつ、これまでの枠組みにとらわれない新たな方法で地域の里地里山保全活用を効果的に推進していくことが求められています。



2. 本手引き作成の目的

里地里山は、それぞれが多様な自然条件・社会条件のもと形成されてきた場所です。このため里地里山の保全活用は各地域の特性や個性を活かしながら進めることが重要であり、そのためにも、地域が主体となってその価値を見だし、積極的に保全活用の取組を展開していくことが望ましいと考えます。

また近年、里地里山は、従来の担い手である農林業者や地域コミュニティだけではその維持管理が困難となっていることから、「新しい公共^{※1}」の広がりともあいまって、都市住民や企業など多様な主体が関わることによる里地里山の保全活用への取組が各地で始まっています。こうした動きは、全国的な人口減少社会の到来からみても必要不可欠であり、今後は、里地里山の自然資源を共有の恵みと捉え、その中で「新たな共同利用」によって多様な主体が地域の里地里山づくりを支えていくという考え方のもと、各種施策を講じていくことが必要になります。

そのためにも、必要な制度や支援組織の整備、多様な主体間の調整・仲介や活動への支援などを担う地方公共団体の役割は重要であり、本手引きの活用により、都道府県の主導のもと市町村による積極的な取組が展開され、多様な主体を巻き込んだ地域ならではの里地里山づくりの取組が推進されることを期待します。

手引き対象：地方公共団体（都道府県・政令指定都市、その他市町村）

本書活用によりに期待される効果：

- * 地域内外の多様な主体の参加・協力が得られ、地域の里地里山に必要な人手や資金等がまわるようになる。
- * 必要な支援を得られることで地域の自発的取組が活発化し、地域の里地里山が積極的に保全活用される。
- * 地域の里地里山の保全活用の活発化によって、さまざまな恵みがもたらされ、地域住民が元気になり、地域全体が元気になる。

主な活用方法：

●里地里山における「新たな共同利用」の意義（必要性）の普及を図る⇒本書Ⅰ・Ⅱ章

- ・里地里山保全活用の重要性から「新たな共同利用」の意義（必要性）について整理していますので、取組推進に向けた関係者の認識共有、多様な主体の参加・協力促進のための普及ツールとしてご活用ください。
- ・また、取組の実践にあたり参考となる推進体制についてもとりまとめています。

●里地里山における「新たな共同利用」の推進に向けた実践の手引きとする⇒本書Ⅲ章

- ・「新たな共同利用」には、多様なしくみが考えられることから、本書では、実践メニューとして取組推進のためのさまざまな手法をとりまとめており、地域の実情に応じた手法の検討もできるようになっています。
- ・実践手引きの中では、各地の先進的な事例や支援策も掲載していますので、参考資料と合わせてご活用ください。

※1 新しい公共：人々の支え合いと活気のある社会を作ることに向け、「国民、市民団体や地域組織」「企業やその他の事業体」「政府」等が、一定のルールとそれぞれの役割をもって当事者として参加し、協働する場。（『「新しい公共」宣言』より抜粋）

II 里地里山における共同利用

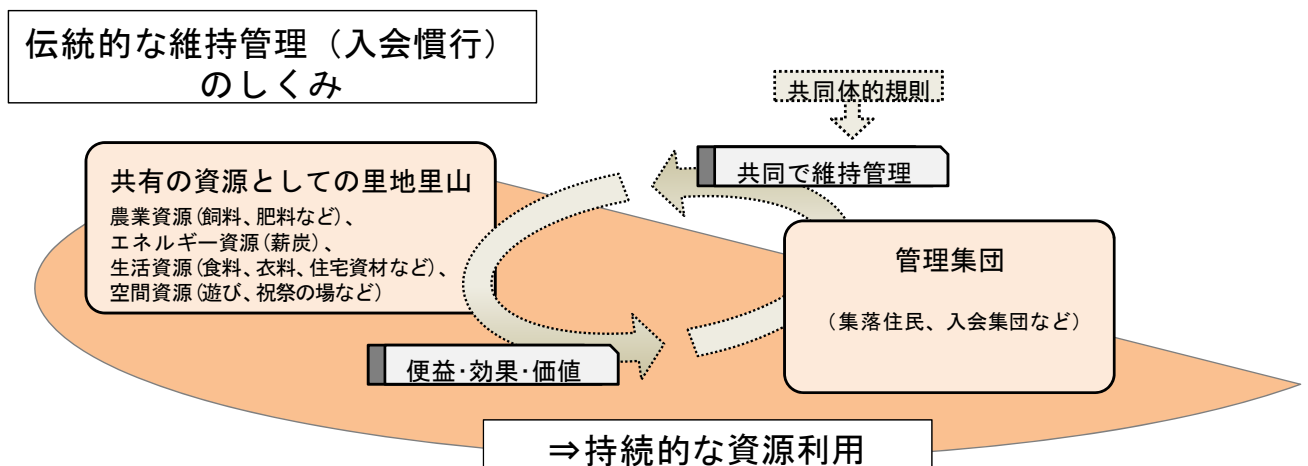
1. 里地里山における「共同利用」の移り変わり

<従来の里地里山の維持管理>

日本の里地里山は、地域住民のくらしの営みの中で維持管理されてきた場所であり、里山林や草地、ため池などを共同で管理することでエネルギーや肥料のもとになる資源を得て、それらを自分の田畑や家で利用していました。

なかでも、里地里山から得られる資源を地域における共有の資源とし、地域によっては「入会（いりあい）」と呼ばれる慣行によって地域の里地里山を支えるという特徴的なしくみがあり、里地里山の資源が日々のくらしに不可欠であった時代には、非常に有益なしくみであったといえます。入会地では、地域の資源を地域住民が共同で管理・利用しますが、その際、資源利用をめぐる積み重ねられてきた共同体的規則（暗黙の権利・義務関係を伴う）が守られることにより、持続的な資源利用がなされてきました（＝伝統的入会のしくみ）。このような自然資源の維持管理のしくみは海外にも類似する事例が多く、一般的に「コモンズ」と呼ばれています。

しかし、里地里山が農業や生活において必要とされなくなり、利用されなくなったことにより、こうしたしくみも衰退し、有効な管理がなされない土地が多くなっています。この結果、前述のような生物多様性の劣化を始めとする様々な問題が発生するとともに、地域の里地里山の管理・利用を仲立ちとして形づくられていた伝統的コミュニティの絆が薄れ、集落の活力低下にもつながっています。



<多様な恵みや機能に着目した里地里山保全の始まり>

現代社会において里地里山は、農林業資源として「地縁的共同体に属する人々が共同で管理・利用するための土地」という捉え方から、その多様な恵みや多面的機能を重視し「共通の利害や関心のある人々が活用することで維持し保全する対象」という考え方にシフトしてきたといえます。そうした価値観の転換は、都市周辺を中心に、NPO等の活動団体や企業など新たな主体による自然とのふれあいや体験、景観の保全などの観点からの里地里山の価値認識、保全活動の活発化から見てとることができます。

また、人口減少や高齢化の進行などにより、これまで里地里山の維持を担ってきた農家や地域コミュニティだけがその役割を引き続き担うことは困難になっていることから、行政や活動団体、企業や大学等、多様な主体の参画による里地里山の保全活用の取組が多数見られるようになっており、これらは「新たな共同利用」による維持管理の形といえます。

<里地里山における「新たな共同利用」の推進へ>

里地里山を「新たな共同利用」によって維持保全していくことは、人と自然のかかわりの再生による安全で豊かな暮らしの実現につながるとともに、社会状況が大きく変化し地域コミュニティが薄れてきた現代において、人と人のかかわり（交流）の場を確保するという点からも、今後ますますその重要性は高まると考えられます。

すなわち「新たな共同利用」とは、里地里山の資源を生態系サービスなど多面的機能から「共有の恵み」として位置づけることで多様な主体が関わり、地域内外で緩やかな共同体を形成しながら地域の里地里山を保全活用し、関わる人すべてがその豊かな恵みを享受し、人と自然のかかわり、人と人のかかわりが増えることによって地域住民が元気になり、地域が元気になるための取組であるといえます。

「新たな共同管理」の推進により実現される里地里山のイメージ

- 健全な農地の生態系を活かして農家の人たちと地域の学校の生徒たちが一緒に生物の調査を行い、地域の中の豊かな人のつながりが生まれている。
- 二次林・人工林・農地などが一体となった里地里山では、多様な土地利用・資源利用と都市住民をはじめとした多様な主体の連携・協働を通じて、さまざまなタイプの生態系が混在する状態が復活している。
- 風景が美しく保たれ、それに惹かれて移り住んできた都市住民や外国からの観光客などが増え、エコツーリズムの浸透もあって生き生きとした地域づくりが実現している。
- 里地里山の価値が広く国民に認識され、公的または民間の資金やボランティアにより維持管理の一部が支えられるようになっている。

『生物多様性国家戦略2012～2020』

(自然共生社会における国土のランドデザイン「(里地里山・田園地域)望ましい地域のイメージ」より抜粋)

2. 「新たな共同利用」のすすめ

(1) 「新たな共同利用」のタイプ分類

多様な主体の参画による里地里山保全活用の取組は、地方公共団体等によって各地で展開されているところですが、取組の形態は地域の里地里山の状況や事業の目的等によりさまざまです。

各地の事例等を参考に、＜受入れ側＞の地域の活力の程度やニーズ、都市住民等の＜新たな担い手側＞のニーズに着目し、それらをつなぐしくみを「新たな共同利用」として分析した結果、図II-1に示すように大きく6つに分類できました。この分類では、新たな担い手が労力や資金を提供して直接的に活動に参加するものから、寄付等により結果的に活動支援につながっているもの（間接的参加）まで、幅広い形を含んでいます。なお実際には、①～⑥は組み合わせて実施されるケースが多いと考えられます。

図II-1 「新たな共同利用」の分類と特徴

	分類	特徴
地域の集落等による維持管理が可能	①人材確保・育成型	ボランティアや活動指導者などの育成・導入により労力を確保し、地域の主導的管理に対して支援を行う
	②基金・資金援助型	特定目的のもとで公的機関が設置する基金等を通じて個人や企業が資金を供出し、地域に管理を委ねる
参加機会の拡大により、幅広い対象から資金確保を行うしくみ	③消費活動参加型	地域の産品に対する消費活動を通じて市民等が間接的に管理に参加し、生産者に資金還流する
	④税等による一律費用負担型	広く里地里山の恵みを享受しているという考え方のもと一般市民に税等の形で管理に対する費用負担を求める
維持管理が困難	⑤活動協定・活動認定型	所有者・担い手それぞれのニーズを協定締結や第三者の仲介のもとに結びつけ、新たな担い手による維持管理を促進する
	⑥管理契約型	自然資源の利用や土地利用などによる受益の権利も得ながら、一定のルールの下で新たな担い手に、主導的に管理を担ってもらう

以下の図は、前述の6つの分類ごとに、「新たな共同利用」の推進にかかわる受入れ側の地域や新たな担い手のニーズ（動機）、活動の継続性確保のために必要な条件（＝継続要件）について整理した結果です。各主体のニーズから地域に求められる共同利用の類型を探したり、継続要件を参考に、より効果的な支援策を検討するといった活用も可能です。

ただし、図II-1、2で示す内容は原型であり、各地の里地里山の自然的・社会的条件や、都市圏との距離、アクセス性等によって具体的なニーズや関わり方が変化することに留意する必要があります。

図II-2 「新たな共同利用」推進にあたっての各主体のニーズ、継続要件

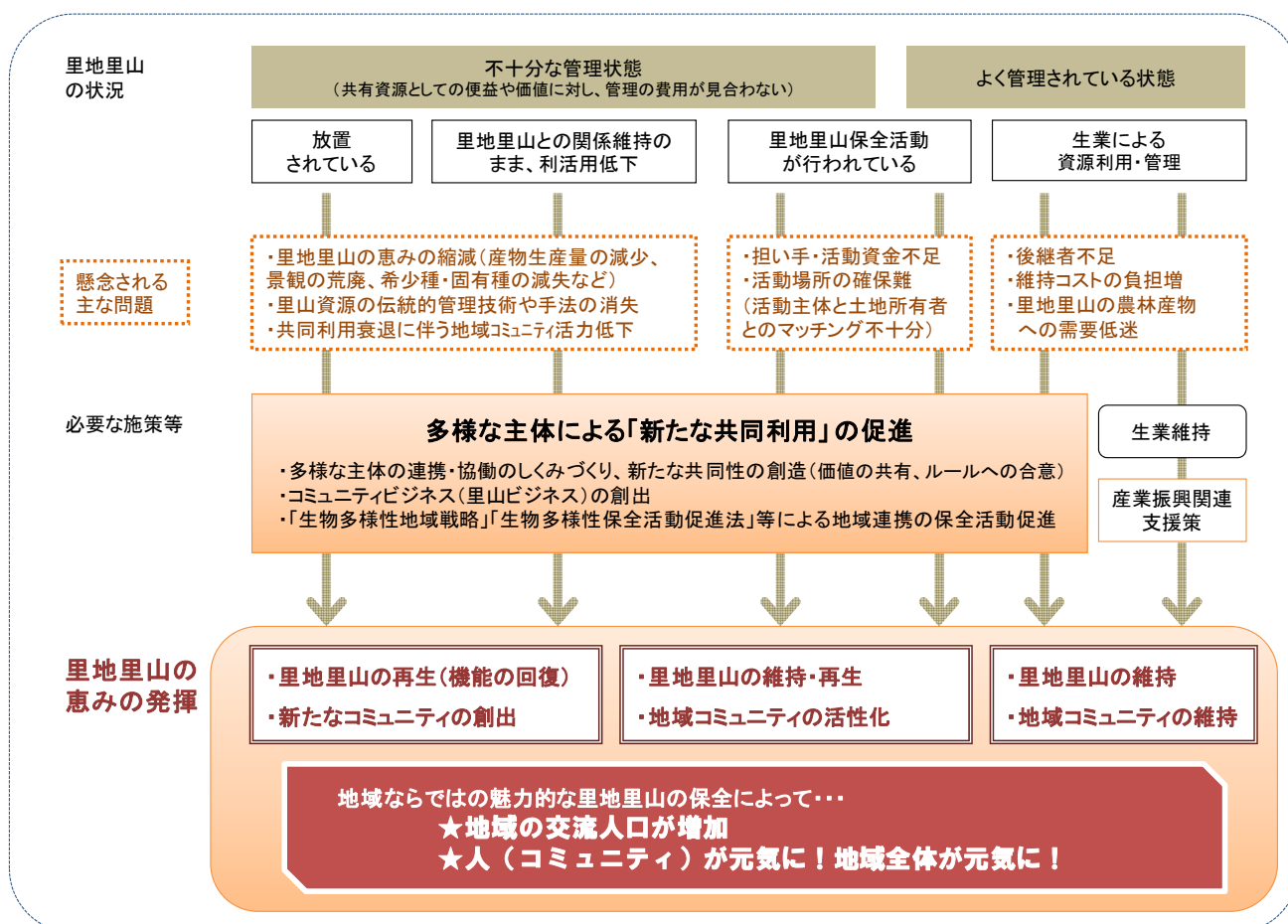
分類	主体別のニーズ（動機）		継続要件
	地域（受入れ側）	新たな担い手	
①人材確保・育成型	里地里山維持管理のための人手確保	個人 ：保全活動による達成感・充実感、自然体験等 活動団体 ：活動の場確保による活動継続・拡大 企業 ：地域・社会貢献 学校 ：環境教育等の場の確保、地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の管理技術水準の確保 ・参加動機継続のための対応や支援 ・サポートする中間的組織の介入
②基金・資金援助型	里地里山維持管理のための資金確保	個人 ：里地里山保全への協力による充実感（社会貢献） 企業等 ：地域・社会貢献、所得税控除	<ul style="list-style-type: none"> ・目的・対象地等の明確化による寄付等への賛同
③消費活動参加型	里地里山維持管理のための資金確保	個人 ：安心・安全な農林産物の購入、商品を通じた特定地域との結びつき	<ul style="list-style-type: none"> ・里地里山農林産物の生産・購買の意欲向上に結びつく流通のしくみ
④税等による一律費用負担型		地域（流域など）全体 ：里地里山の恵みの享受	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広い合意形成 ・公正で透明性の高い資金配分のしくみ
⑤活動協定・活動認定型	里地里山活用のための管理の担い手確保	活動団体 ：活動の場や活動支援の確保による活動継続・拡大 企業等 ：地域・社会貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・活動場所の確保 ・双方の信頼関係確立 ・新たな担い手の活動目的に応じた適切な支援
⑥管理契約型		個人 ：農林産物等の獲得、資源利用による収益 地域全体 ：良好な景観保全 自治体 ：生物多様性等の観点から重要な地域の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・中間組織（地元支援グループ等）の設置・運営維持 ・対象地の確保

(2) 「新たな共同利用」の役割

里地里山の理想的な姿とは、人の手が加わりよく管理されている状況ですが、現実上は、里地里山の管理にかかる様々な費用に対して得られる効果の低さから、管理が十分行き届かない里地里山が増加しています。そうした里地里山では、得られる里地里山の恵みがますます減っていくとともに、伝統的な資源管理技術・手法が途絶えてしまったり、地域コミュニティの活力低下といった問題が懸念されます。また、生業等で比較的良好に維持管理されてきた里地里山についても、今後は後継者不足や維持管理コストの増大等の問題が懸念されます。

こうした地域の里地里山が抱える課題に対して、これからは、図Ⅱ-3のとおり多様な主体の連携・協働、新たな共同性の創造による「新たな共同利用」のしくみづくりが重要なポイントになるといえます。それによって里地里山の維持・再生が進むだけでなく、多様な主体の参画を通じて里地里山の価値が再認識され、広く活動への関心・理解が高まることや、さらに地域の里山の魅力を活かした交流や新たなビジネスなどが展開されることで地域全体の活性化につながっていくことなども期待されます。

図Ⅱ-3 地域の里地里山の問題への幅広い対応が期待される「新たな共同利用」



3. 新たな共同利用の推進に向けた地方公共団体の役割

(1) 里地里山の保全活用における関係主体の主な役割

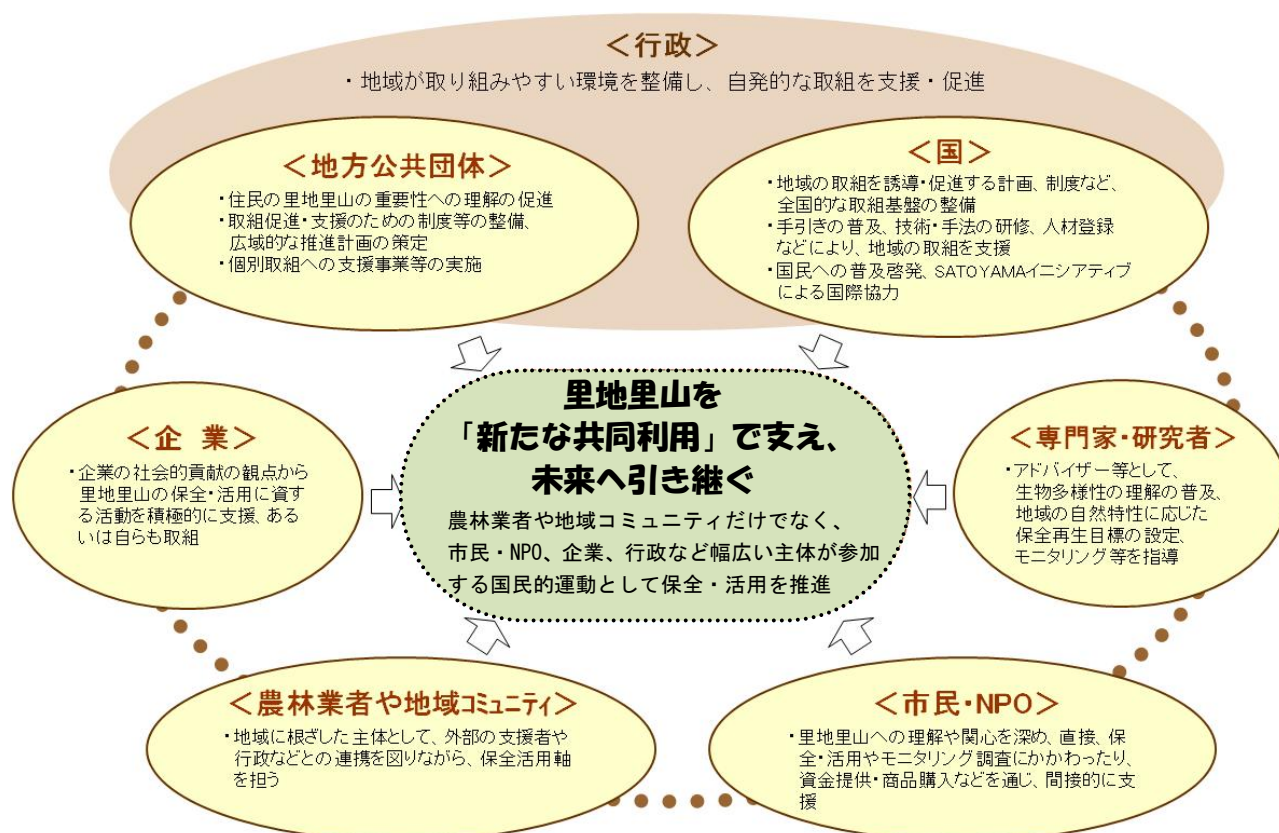
関係主体の役割については、『里地里山保全活用行動計画^{※1}』（環境省）の保全活用の基本方針において、「今後の里地里山の保全活用は、農林業者や地域コミュニティだけでなく地域住民、NPO、企業、行政などの幅広い主体の参加を促しつつ、国民的運動として進めていくことが重要になっています。」と記載されているとおり、それぞれの立場から図に示すような役割を分担していくことが期待されます。

多様な主体で里地里山の保全活用を進めるための、関係主体とその主な役割は図Ⅱ-4のとおりです。

国と地方公共団体という行政の役割は、地域が取り組みやすい環境を整備し、自発的な取組を支援・促進することであり、その他各主体の役割も認識したうえで、効果的に取組への参画を促していくことが求められます。

※1：平成22年9月、里地里山保全活用の意義について国民の理解を促進し、多様な主体による保全活用の取組を全国各地で国民的運動として展開することを目的として策定

図Ⅱ-4 関係主体の主な役割



『里地里山保全活用行動計画』（5. 保全活用の基本方針（1）各主体の役割分担）より一部修正

(2) 新たな共同利用の推進のための行政の役割分担

実際に新たな共同利用に取り組む場合、行政の役割分担は以下のように考えられます。

まず、市町村レベルでは、フィールドとなる里地里山の地権者や実際に活動を行うNPO等との調整や仲介、活動への直接的な支援など、地域の実情に応じたきめ細やかな対応が期待されます。また、地域の活動への市民一人ひとりの参加・協力を促すための環境教育や普及啓発なども重要な役割といえます。

対して都道府県レベルでは、地域の里地里山に対する幅広い支援獲得に向け、都市住民等の支援へのニーズと地域の受入れニーズを把握し、それらを結び付けていく役割が求められます。さらに、市町村レベルでは難しい規模の大きな資金面での支援や、専門的知識を持った人材の確保・派遣、市町村の活動を促進するための情報の収集・提供など地域への支援も必要です。また、そうした仲介や支援を行うにあたって、財源確保や取組方針を示す計画策定といった地域の取組促進のための基盤づくり、さらに、企業や大学等を含めた多様な主体の理解・協力を促すための普及啓発なども必要になります。

国は、こうした都道府県・市町村の取組が促進されるよう、必要な技術支援や、より広域的な観点での情報提供や普及啓発などを行っていきます。

このようなことから、新たな共同利用推進に向けた行政の取組の大きな柱を以下のように考えます。

新たな共同利用の推進のための行政による取組の柱

- 関係者を結びつけるしくみづくり
- 地域の自発的取組への直接的支援
- 地域の取組促進のための基盤づくり
- 広く参加・協力を促すしくみづくり

図Ⅱ－５では、前頁の取組の柱に対応した行政（国／地方公共団体（都道府県・政令指定都市、その他市町村））の主な役割を整理し示しています。

地域の里地里山の保全活用を進めるにあたり、地方公共団体の役割は大きく、それぞれの立場を活かした取組を行うことで、地域主体でより効果的に取組が進むことが期待されます。

図Ⅱ-5 取組の柱からみる行政の役割分担

取組の柱	国	地方公共団体
関係者を結びつけるしくみづくり	* 全国レベルの連携の場づくり	<ul style="list-style-type: none"> * <u>関係者の仲介</u> →里地里山の地権者・管理者と活動主体とを結びつける（協定締結、関係者のマッチングなど） * <u>関係者間のネットワーク構築</u> →里地里山保全に関わる主体の交流の場や機会をつくる →他の自治体、企業・大学等との連携
地域の自発的取組への直接的支援	<ul style="list-style-type: none"> * 地方公共団体による体制づくりへの支援（情報提供、指針作成） * 全国の先進事例紹介 	<ul style="list-style-type: none"> * <u>活動への支援</u> →活動団体等の自立に向けた支援 →里山ビジネス創出への支援 →地域の優良な活動や里山で生産される農林産物の評価、認証 * <u>人材育成</u> →ボランティアの育成や組織化による作業の担い手確保 →専門家等の派遣 →里山保全活動の指導者、担い手を育成 * <u>活動フィールドの確保</u> →地域で特定の里地里山を選定して取組の拠点を整備 →活動団体や企業等に活動フィールドを斡旋・紹介
地域の取組促進のための基盤づくり	* 里地里山の価値向上（里地里山がもたらす生態系サービスの重要性の評価など）	<ul style="list-style-type: none"> * <u>安定的財源の確保</u> →里地里山の維持管理に係る費用を確保（独自課税の導入、基金設置など） * <u>仲介組織の整備</u> →多様な主体間のコーディネート役を担う仲介組織や窓口を設置し、共同利用の取組を促進 * <u>広域的な保全活用計画や条例等の策定</u> →関連計画や条例等の策定によって、地域独自の里地里山の保全活用を推進
広く参加・協力を促すしくみづくり	* 全国レベルの理解醸成・普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> * <u>理解醸成・普及啓発・環境教育</u> →普及啓発・環境教育等の推進によって地域住民の里地里山保全への理解を深めてもらう * <u>参加・協力促進のしくみづくり</u> →維持管理の手伝い、寄付や消費活動といったさまざまな形で参加・協力できるしくみをつくる

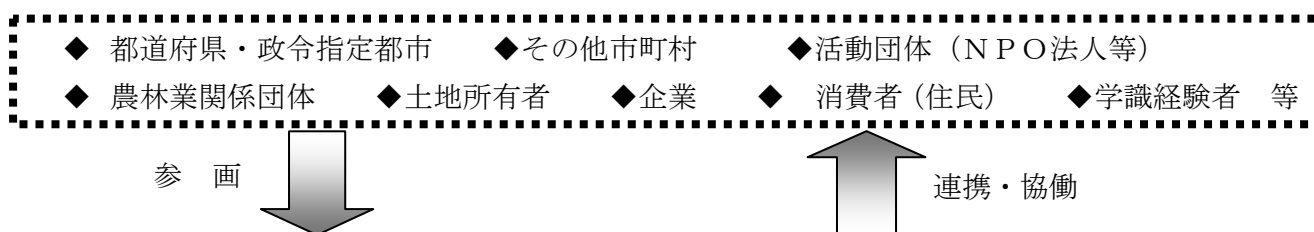
4. 取組の推進体制

(1) 地域の里地里山のあり方を検討する協議会の設置

新たな共同利用の取組推進に向け、まずは地域の多様な主体の連携を図ることが重要です。

多様な主体との連携と協働のもとに保全や利用を促進していくため、地域の里地里山の特性に応じて、これらの主体が参画して里地里山の望ましい共同利用のあり方や活動の現状・課題等について幅広く意見交換・協議し、方針を取り決めていく場（協議会等）の設置は有効な手段といえます。以下に、協議会のイメージ図と、そこからさらに発展した取組を進めている地域の事例を参考として示しています。

里地里山保全協議会（仮称）のイメージ図（神奈川県取組事例を参考に作成）



【協議会の機能】

- 様々な主体の意見交換、協議
- 保全等の活動に係る情報の集約
- 大学、研究機関等との連携による調査・研究の方針等の検討
- 受入側（土地所有者・農林業関係団体）と活動団体（企業、NPO法人等）のコーディネートのあり方に関する検討

【地域一体で取り組む里山の資源の新たな価値創出と活用による地域活性化の事例】

北摂里山博物館(地域まるごとミュージアム)	兵庫県 兵庫県阪神北県民局
<p>●構想の目的</p> <p>都会近くに残された北摂の里山地域一帯を「北摂里山博物館（地域まるごとミュージアム）」として整備し、生産活動はもとより環境学習、野外活動など、訪れる人々それぞれのニーズにあわせて利活用されることを通じ、北摂里山の持続的な保全を図り、北摂地域の活性化につなげる。</p> <p>●推進体制のあり方</p> <p>構想の継続的な推進のためには、一般の人々や事業者・NPOなどが自由に参画できる中核的な組織が必要。既存の活動団体や学術機関等との連携にも注力して、「里山」をテーマに活動するさまざまな人々が本構想を通じてネットワークを広げ、豊かなコミュニケーション・情報交流ができる基盤を創る。</p> <div data-bbox="837 1541 1445 1960"> </div>	
出典：兵庫県阪神北県民局提供資料（「北摂里山博物館構想」）	

(2) 地方公共団体によるワンストップ・サービス拠点の設置

協議会設置等による多様な主体の連携体制が整っている場合は、関係主体間の連携を深め、活動の活性化を図るためのしくみづくりとして、地方公共団体によるワンストップ・サービス拠点の設置が有効です。

拠点の主体は、地方公共団体であれば、各市町村が地域の関係者との調整を担い、都道府県は大学・研究機関との連携、地域外の住民等からの支援獲得という役割を担うこともできます。

また、拠点の主体として、既存の財団法人やNPO法人、あるいは新たな仲介組織（NPO等）の設立も考えられます。

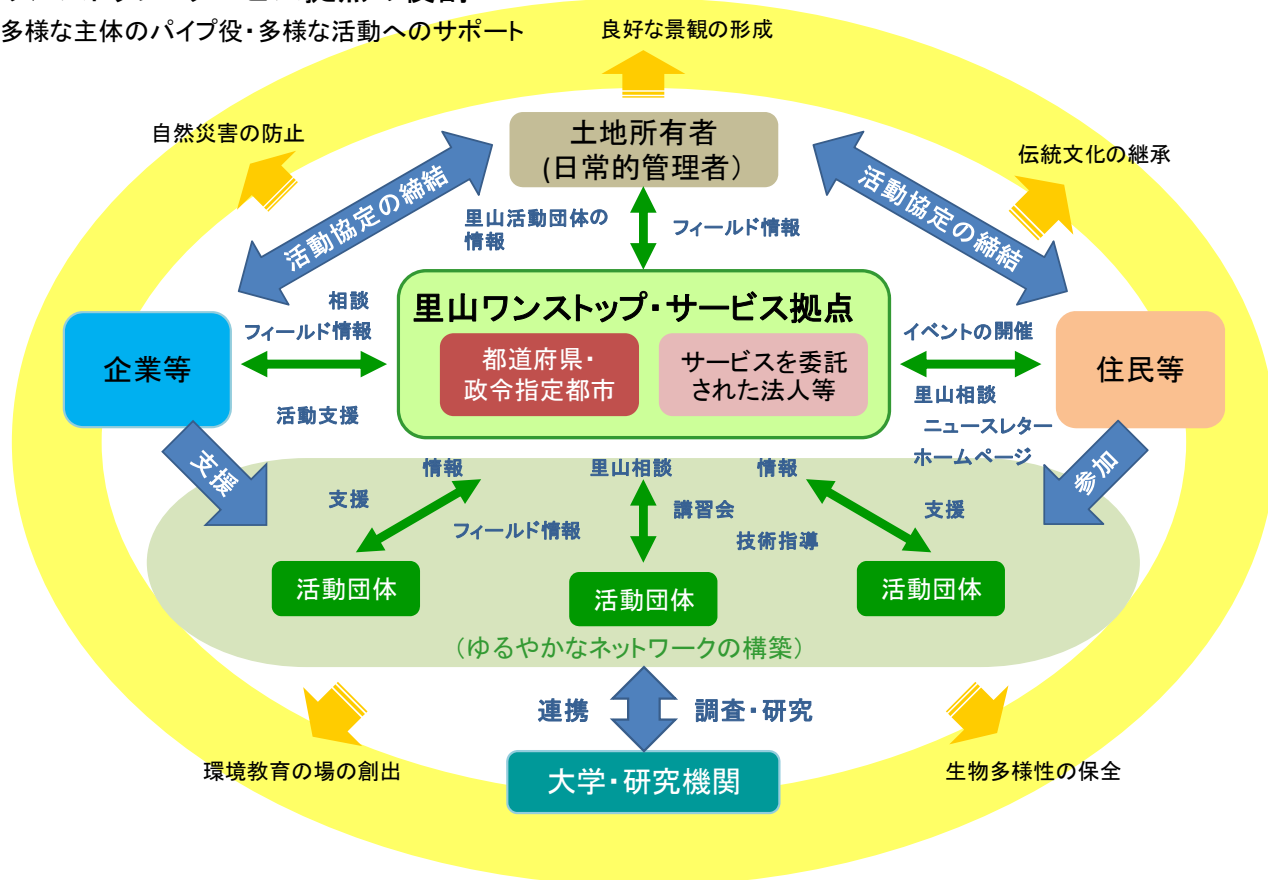
このように、地域内の里地里山に関する情報を集約して（＝窓口の一元化）、土地所有者や活動団体、里山に興味がある企業、大学・研究機関、住民等、里地里山の保全に関わる主体間のパイプ役として、情報交換や支援、紹介等、活動へのきめ細かいサポートを行う拠点の設定が求められます。

ワンストップ・サービスの実現によって、必要な情報や支援が行き渡りようになり、地域における里地里山の保全活動がより活発化することが期待されます。

里山ワンストップ・サービス拠点の概念図（「ちば里山センター」の取組事例を参考に作成）

ワンストップ・サービス拠点の役割

多様な主体のパイプ役・多様な活動へのサポート



III. 新たな共同利用の推進（実践の手引き）

1. 実践メニュー

ここから先は、里地里山の共同利用のための実践メニューとして、図Ⅱ-1で整理した共同利用の分類別に、下記の14種類のしくみや制度について紹介します。

図Ⅲ-1 共同利用のタイプ別の具体的しくみや制度

共同利用の分類		共同利用のための しくみや制度のタイプ
①人材確保・育成型	ボランティアや活動指導者などの育成・導入により労力を確保し、地域の主導的管理に対して支援を行う	1-1 ボランティア確保 1-2 人材育成
②基金・資金援助型	特定目的のもとで公的機関が設置する基金等を通じて個人や企業が資金を供出し、地域に管理を委ねる	2-1 基金の創設 2-2 トラスト運動 2-3 企業等による活動団体や農山村集落への活動支援
③消費活動参加型	地域の産品に対する消費活動を通じて市民等が間接的に管理に参加し、生産者に資金還流する	3-1 農産物等認証制度 3-2 地域産材利用促進制度
④税等による一律費用負担型	広く里地里山の恵みを享受しているという考え方のもと一般市民に税等の形で管理に対する費用負担を求める	4-1 独自課税の導入による財源調達 4-2 生態系サービスへの支払い
⑤活動協定・活動認定型	所有者・担い手それぞれのニーズを協定締結や第三者の仲介のもとに結びつけ、新たな担い手による維持管理を促進する	5-1 里地里山保全活用にかかる活動の協定締結 5-2 「企業の森」づくり 5-3 事業等の認定・認証
⑥管理契約型	自然資源の利用や土地利用などによる受益の権利も得ながら、一定のルールの下で新たな担い手に、主導的に管理を担ってもらう	6-1 オーナー制度 6-2 公園化による里地里山の維持管理

14種類の共同利用のためのしくみや制度のタイプには、それぞれ下記のようなしくみの特徴がみられます。

共同利用のためのしくみ・制度のタイプ	取組の概要	ページ
1-1 ボランティア確保	里地里山における活動への理解拡大、地域活性の人材としてボランティアを確保するしくみ	19
1-2 人材育成	里地里山の保全活動のボランティアやリーダー等を育成するしくみ	20
2-1 基金の創設	地域の里地里山保全を目的に行う、寄付や募金による安定的な財源確保のしくみ	21
2-2 トラスト運動	市民等から寄付や会費を募って基金を設置し、保全が必要な土地を買い取り継続的に保全管理を行っていくしくみ	22
2-3 企業等による活動団体や農山村集落への活動支援	企業等に活動団体や農山村集落を紹介し費用及び人的支援を得ることで里地里山保全活動を促進するしくみ	23
3-1 農産物等認証制度	自然環境に配慮した手法を取り入れた安全安心な農業生産物等を認証することにより、消費活動を通じた市民参加を促進するしくみ	24
3-2 地域産材利用促進制度	地域の木材を資源として循環させるため、地域産材の活用を促し、里山林の保全につなげるしくみ	25
4-1 独自課税の導入による財源調達	多くの公益的機能・役割を果たす地域の自然環境の保全を目的とした課税を通じて里地里山保全につながるしくみ	26
4-2 生態系サービスへの支払い	生態系サービスの受益者がその価値を認識し、納税や寄付、消費活動等を通じて維持管理コストの一部を負担するしくみ	27
5-1 里地里山保全活用にかかる活動の協定締結	活動主体と土地所有者等、里山の保全活用にかかわる主体間で協定を締結し、新たな共同利用を図るしくみ	28
5-2 「企業の森」づくり	社員参加の森づくりの活動を希望する企業に対して、活動実施に向けた斡旋・仲介といった支援を行うことによって企業による森林整備を推進するしくみ	29
5-3 事業等の認定・認証	企業、NPO 法人等による里山等の保全活動に対し、地方公共団体が一定の基準に基づき、認定・認証を行うしくみ	30
6-1 オーナー制度	都市住民などが里地里山の一定区画に出資して自ら管理・利用を行えるようにすることで、地域の農地や山林などの保全を図るしくみ	31
6-2 公園化による里地里山の維持管理	維持管理を必要とする土地を公園化して開放し、協働による管理、市民による利用を通じて地域の里地里山の保全・再生を図るしくみ	32

14種類の共同利用のためのしくみや制度のタイプには、それぞれ下記のようなしくみの特徴がみられます。

共同利用のための しくみ・制度のタイプ	取組の概要	ページ
1-1 ボランティア確保	地域の管理者に対し、ボランティアとして必要な労力等を提供するコーディネートのしくみ	19
1-2 人材育成	地域の管理者に代わり、里地里山保全活動のボランティアやそのリーダー、林業就業者を育成するしくみ	20
2-1 基金の創設	地域の里地里山保全を目的に行う、寄付や募金による安定的な財源確保のしくみ	21
2-2 トラスト運動	市民等から寄付や会費を募って基金を設置し、保全が必要な土地を買い取り継続的に保全管理を行っていくしくみ	22
2-3 企業等による活動団体や農山村集落への活動支援	企業等に活動団体や農山村集落を紹介し費用及び人的支援を得ることで里地里山保全活動を促進するしくみ	23
3-1 農産物等認証制度	自然環境に配慮した手法を取り入れた安全安心な農業生産物等を認証することにより、消費活動を通じた市民参加を促進するしくみ	24
3-2 地域産材利用促進制度	地域産材の活用を促すことで、生産者への資金還流を拡大し、里山林の維持管理を促進するしくみ	25
4-1 独自課税の導入による財源調達	多くの公益的機能・役割を果たす地域の自然環境の保全を目的とした課税を通じて里地里山保全につながるしくみ	26
4-2 生態系サービスへの支払い	生態系サービスの受益者がその価値を認識し、納税や寄付、消費活動等を通じて維持管理コストの一部を負担するしくみ	27
5-1 里地里山保全活用にかかる活動の協定締結	活動主体と土地所有者等、里山の保全活用にかかわる主体間で協定を締結し、新たな共同利用を図るしくみ	28
5-2 「企業の森」づくり	社員参加の森づくりの活動を希望する企業に対して、活動実施に向けた斡旋・仲介といった支援を行うことによって企業による森林整備を推進するしくみ	29
5-3 事業等の認定・認証	企業、NPO法人等による里山等の保全活動成果の申請に対し、地方公共団体が一定の基準に基づき、認定・認証を行うしくみ	30
6-1 オーナー制度	都市住民などが里地里山の一定区画に出資して自ら管理・利用を行えるようにすることで、地域の農地や山林などの保全を図るしくみ	31
6-2 公園化による里地里山の維持管理	維持管理を必要とする土地を公園化して開放し、協働による管理、市民による利用を通じて地域の里地里山の保全・再生を図るしくみ	32

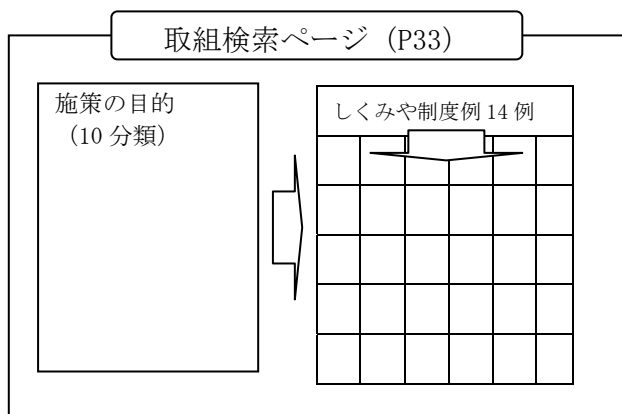
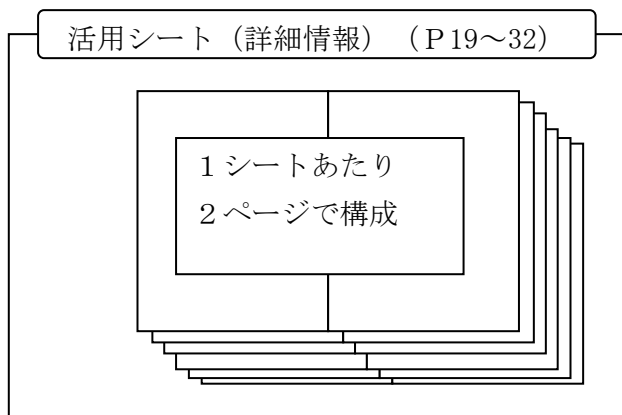
(1) 活用シートの検索方法

14種類の共同利用のためのしくみや制度のタイプについて、それぞれ詳細情報を記載した「活用シート」を作成しています。

本活用シートは、前述のしくみや制度から検索することもできますが、新たな共同利用の促進に向けた施策の目的からもシートを探ることができるようにしてあります。（→取組検索シート）

取組検索シートの活用によって、共同利用のためのしくみ・制度の14タイプの中から、利用できそうなもの、役立ちそうなものを検索して、具体的な里地里山の共同利用に関わる活用シート（詳細情報）をご覧ください。

なお、これらのしくみ・制度は、他のしくみ・制度と密接に関わるものや、段階をふんで実施すべきものもあります。そうしたしくみ・制度の組合せ、関係性、実施に向けて必要なステップなどは、それぞれの活用シートの記載内容や巻末の参考事例を参照してください。



(2) 多様な主体で支える地域の里地里山づくり推進の具体的施策例（里地里山共同利用のタイプ別活用シート）

1) 活用シート（詳細情報）の構造と読み方

- ・ 里地里山の共同利用をタイプ毎に整理し、タイプ毎に概要、目的、参考事例、取組のポイント等を紹介しています。
- ・ 1シートあたり、2ページで各しくみや制度の詳細情報を紹介しています。
- ・ 活用シート（詳細情報）は、基本的に制度や取組の概要を紹介するページ（下図：左ページ）と取組における地方公共団体の役割を具体的に紹介するページ（下図：右ページ）の2部構成となっています。

《活用シートの構造と記載内容》

2: 活用シート

支援タイプ	新たな共同利用による各主体のメリット	
地方自治体	ボランティア・活動団体にとって	活動の継続・拡大。
	ボランティア・企業にとって	地域・社会貢献。
	ボランティア・個人にとって	自然体験、森林体験、活動を行うことによる達成感・充実感、森林産物の収穫など
	土地所有者（地元農産）にとって	里地里山の集みの享受、里地里山の保全・再生、資源利用、ボランティアとの交流による地域の活性化。

1-1 ボランティア確保

- 取組の概要 従来の管理者に対し、ボランティアとして必要な労力を提供するためのしくみや人手を必要とする里地里山の保全活動を支援するために、作業員となるボランティアを幅広く募り、確保・組織化し、派遣を行うもの。
- 地元活動団体や地方公共団体が仲介役となり、個人ボランティアを募って、企業ボランティア・ボランティア団体と保全活動を希望する土地所有者とマッチングさせる。
- ボランティアの募集は対象分野によって、「農村ボランティア（主に農地対象）」「森林ボランティア（主に雑木林や人工林対象）」に分けられることも多い。森林自治体等にボランティア活動への支援として機械・器具の貸出しも行うことがある。
- 取組の目的 現在管理の手が入っておらず、保全活用が望まれている里地里山（公有・私有含む）について、主に都市住民（企業・団体含む）を広く募集し、新たな管理の担い手を育成することで適切な維持管理を継続的に行うことが主目的。継続的なボランティアと地元集落民との交流を通じての地域活性化も目的となる。
- 育成したボランティアを組織化し、自立支援することにより継続的な管理体制の構築が期待される。

新 発 取 組	自治体名	概要
いしかわ農村ボランティア	石川県	中山間地域の活力向上のため、ボランティア受け入れ希望農産と都市住民、企業等を仲介するいしかわ農村ボランティア窓口を設置。
石川県いしかわ里山ポイント制度	石川県	石川県、里山づくりUSO認証団体等が主催する里山の利用保全活動の参加者に対し、里山ポイントを付与し、ポイントに応じた里山チケットを交付。
兵庫県農村ボランティア	兵庫県	「農村ボランティアの立場」等に農村集落が困難に直面する農産に於けるボランティア活動内容を掲載し、都市住民の力を得た農村集落活性化と交流の場づくりを推進している。

※：巻末の参考資料で各制度・取組の詳細を紹介

- 取組上の課題等 森林ボランティアに関しては里地里山の維持管理をしたことのない住民が、森林ボランティアに参加するためには、最低限安全に従事できるような、ボランティア育成プログラムの実施が必要である。（1-2参照）

8

取組の仕組みと地方公共団体の役割

地方公共団体の役割は、人手を必要とする里地里山の集落や既存の管理者と、ボランティア活動を希望する都市住民をマッチングさせることである。ボランティア確保において重要な事項は「1. 仲介組織（事務局）の設置と情報提供」「2. ボランティアの育成、組織化」の総合的な取組である。

（取組のポイント） 兵庫県、石川県の例から

1 仲介組織（事務局）の設置と情報発信

まず、地方公共団体において、活動対象地域とボランティアの登録受付、情報提供、マッチング業務を行う事務局の設置が必要になる。活動を広く住民に広げ、参加を呼びかけるための関連イベントの実施も必要。

参加者増加のための取組として、石川県「いしかわ里山ポイント制度」のようなインセンティブの付与も考えられる。

2 個人を募る場合は段階的な確保開催が重要

ボランティアの確保としては、①個人を募集する方法、②受け入れ側と登録団体を結びつける方法があるが、個人を募集する場合、森林ボランティア等の危険を伴う活動については、初心者向けの入門講座等を事前に実施したり（1-2参照）、任せへの対応や保険加入等の手続きをしたりする必要がある。

3 ボランティア団体の育成、組織化

ボランティア団体については、ボランティア団体連絡協議会などの組織化を図り、団体相互の情報交換や交流の場をつくることで活動の継続性に有効である。

※ 下図の赤い箇所が都道府県等の扱う役割

ボランティアと里地里山のマッチングと地方公共団体の役割




「新設のフロー」
 A. 窓口、あるいは窓口を通して受入者が、意中の集落ごとの個人参加者を募集。
 B. 窓口が受入・稼働の内部を登録団体へ通知、連絡を希望する団体・団体を募る。
 C. 窓口が活動団体の募集に応じフォームが随時更新される。

- ①表題：共同利用のタイプ毎に順番と取組・制度の名前を表題として記している。
- ②取組や制度の対象となる里地里山の条件のアイコン表示：「支援タイプ」について、該当するアイコンを表示（複数表示もあり）（※：アイコンの意味は後述の通り）。
- ③新たな共同利用による関係主体の主なメリット：表題の共同利用に関わることによって、どのようなメリットを受けるか、各取組に関係が深いと思われる主体ごとに表示している。
- ④取組の概要：取組の内容や特徴を簡潔に記載。

- ⑤取組の目的：取組の意義として、取組の実施によって目指すことや期待すること等について記載。
- ⑥参考事例：各活用シートに関連した具体的事例を2～3程度紹介。各事例の「制度・取組の名称」「自治体名」「説明」を掲載。
- ⑦取組上の課題等：このシートに関する特記事項として、取組上の課題や関連情報を記載。
- ⑧取組のしくみと地方公共団体の役割：しくみにおける行政の役割をとりまとめた。取組を推進する際に注意すべきポイントをいくつか絞って紹介。また、可能な限り取組を一般化して図化し、その中における行政の役割を色分けして表示。

2) 活用シートのアイコンの見方

活用シートの左上に掲示されたアイコンの意味は下表の通り。

支援タイプ	里地里山の共同利用における外部からの支援のあり方
	外部からの支援のあり方が、主に里地里山の維持管理への直接的な労力の提供であることを表している。
	外部からの支援のあり方が、主に里地里山の維持管理への間接的な資金の提供であることを表している。
	外部からの支援のあり方が、里地里山の維持管理への労力の提供及び活動資金の提供の両方であることを表している。

2. 活用シート

支援タイプ	新たな共同利用による関係主体の主なメリット	
労力提供	ボランティア・活動団体にとって	活動の継続・拡大
	ボランティア・企業にとって	地域・社会貢献
	ボランティア・個人にとって	自然体験、農林業体験、活動を行うことによる達成感・充実感
	土地所有者(地元集落)にとって	里地里山の保全・活用、交流人口拡大による地域活性化

共同利用のタイプ=1.人材確保・育成型

1-1 ボランティア確保

● 取組の概要 里地里山における活動への理解拡大、地域活性の人材としてボランティアを確保するしくみ

- ・ 人手を必要とする里地里山の保全活動を支援するために、ボランティアを幅広く募り、特定の地域（農村、森林等）に派遣を行うもの。
- ・ 地元活動団体や地方公共団体が仲介役となり、個人や企業等からボランティアを募り、活動を希望するボランティアと土地の維持管理を希望する管理者（土地所有者）とをマッチングさせる。
- ・ ボランティアの募集は対象分野によって、「農村ボランティア（主に農地対象）」「森林ボランティア（主に雑木林や人工林対象）」などと分けられることも多い。
- ・ ボランティア活動に対して、地方公共団体が必要な資機材等の貸出しや購入経費の一部補助を行うという支援のあり方が多い。

● 取組の目的

- ・ 維持管理の手が足りず保全活用が望まれている里地里山（公有・私有含む）において、主に都市住民（企業・団体含む）を対象としたボランティア要員を確保することで、継続的な維持管理につなげることが目的となるが、ボランティアの役割としては、維持管理の人手としてだけでなく、活動への理解と普及、地元住民との交流を通じた地域活性化の推進に期待をするものである。
- ・ また、育成したボランティアを組織化することで、より効率的な人材確保の体制構築が期待される。

● 参考事例

制度・取組	自治体名	説明
いしかわ農村ボランティア	石川県	中山間地域の活力向上のため、ボランティア受け入れ希望集落と都市住民、企業等を仲介する「いしかわ農村ボランティア窓口」を設置。
いしかわ里山ポイント制度	石川県	県や市町、里山づくり ISO 認証団体等が主催する里山の利用保全活動の参加者に対して里山ポイントを付与し、ポイントに応じて、農産物直売所や地産地消を推進している飲食店で利用可能な里山チケットを交付。
兵庫県ふるさとむら活動（農村ボランティア）	兵庫県	兵庫楽農生活センターにボランティア事務局を設置し、農村ボランティアと農村維持が困難になりつつある集落とをマッチングし、都市住民の力を活用した中山間地域の農村集落の活性化を推進している。

※：巻末の参考資料で各制度・取組の詳細を紹介

● 取組上の課題等

- ・ ボランティア参加者は、里地里山の維持管理未経験者であったり、作業者の入れ替わりも多いと思われるため、誰もが安全に活動に従事できるよう、ボランティアのための作業プログラムやマニュアル、指導者（1-2 参照）等を準備しておくことが望ましい。
- ・ 里山でのボランティア活動は重労働も多く、長続きしないことも多い。労力に応じた恵みの配分、ポイント制導入等、参加者が「やりがい」を感じるしくみを検討し、ボランティア経験者に継続的に活動に参加してもらうようにすることが重要である。

取組のしくみと地方公共団体の役割

地方公共団体の役割は、人手を必要とする里地里山の集落や土地所有者と、ボランティア活動を希望する都市住民等のマッチングのための体制を整えることである。ボランティア確保にあたっては、「仲介組織（事務局）の設置と情報提供」「ボランティア活動への支援」などの対応が必要になる。

《取組のポイント》

1. 仲介組織（事務局）の設置と情報発信

活動対象地域とボランティアの登録受付、情報提供、マッチング業務等を一括で行う事務局を地方公共団体あるいは第三者組織（社団法人、NPO 等）に設置し、活動支援の拠点を整備する必要がある。

併せて、活動を広く住民に広報し、参加を呼びかけるための情報誌発行や関連イベント実施等、一般市民の関心を高めるための情報発信の方策についても検討できるとよい。

参加者拡大にあたっては、石川県「いしかわ里山ポイント制度」のような参加者へのインセンティブの付与の取組も見られる。

2. ボランティア活動への支援

ボランティアを行う個人、あるいは活動団体に対して、活動資金の支援や資機材等の貸し出し、購入補助、技術指導といったサポート体制を確立することが重要。

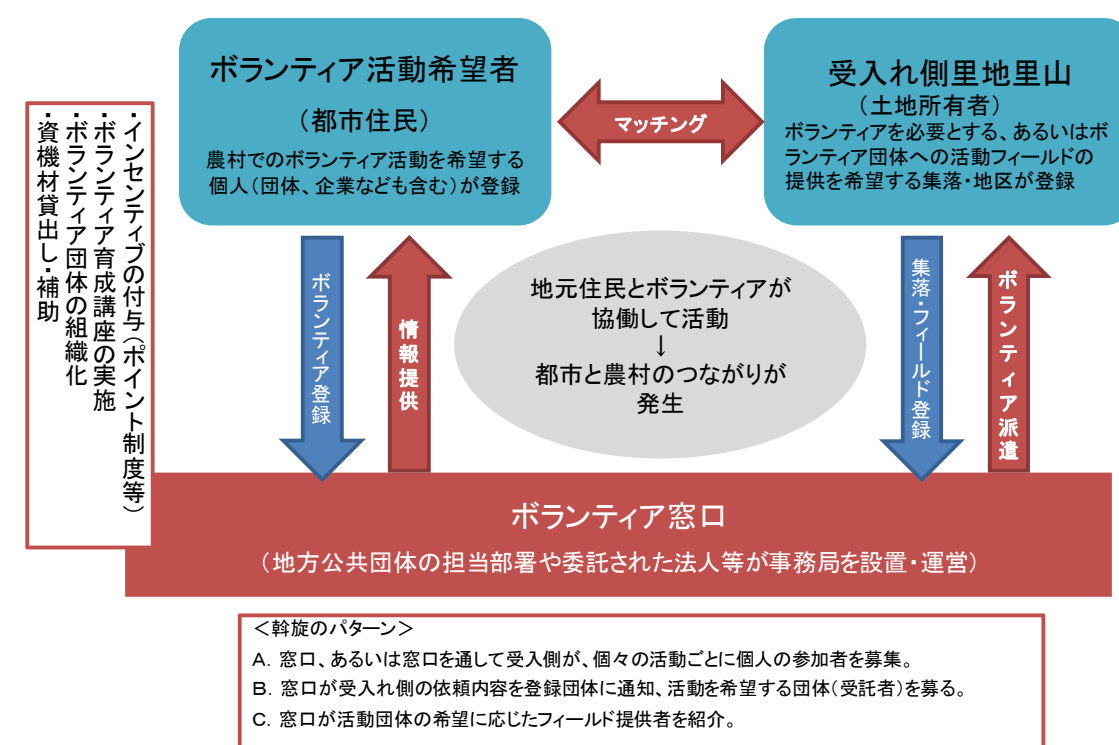
危険を伴う活動については、初心者向けの入門講座等の実施、怪我への対応や保険加入等の手続き等にも配慮する必要がある。

3. ボランティア団体の育成、組織化

ボランティア団体については、登録・育成だけでなく、連絡協議会などの組織化を図り、団体相互の情報交換や交流の場をつくることで、より効率的で継続的な人手の確保が期待できる。

※下図の赤い箇所が地方公共団体の担う役割

ボランティアと里地里山のマッチングと地方公共団体の役割



支援タイプ	新たな共同利用による関係主体の主なメリット	
労力提供	ボランティア・活動団体にとって	活動の継続・拡大、後継者育成
	ボランティア・個人 にとって	自然体験、農林業体験、活動を行うことによる達成感・充実感 将来的な就業チャンスの拡大
	土地所有者(地元集落)にとって	里地里山の保全・活用、地域活性化、新規就業者の育成

共同利用のタイプ=1.人材確保・育成型

1-2 人材育成

- **取組の概要** 里地里山の保全活動のボランティアやリーダー等を育成するしくみ
 - ・ 人手が必要な里地里山の保全活動を支援するために、初心者、経験者向けの人材育成講座等を開催する。
 - ・ (ボランティア育成) 作業初心者をボランティア育成講座等で育成する。育成後は認定等により登録、組織化を図り、希望する地域に派遣できるようにする。
 - ・ (リーダー養成) 主に初心者向けボランティア育成講座等を終了した者を対象に、指導者に必要な里山の知識や調査方法、整備に関する技術の習得を図り、保全活動の指導や活動プログラムの企画・実施に携わることのできるリーダー(指導者)として育成する。
地域の里地里山を活かした地域づくりを担うリーダーとして育成する事例も見られる。
- **取組の目的**
 - ・ 里地里山の保全活用にかかる各種人材の育成を図ることによって、里地里山の継続的な維持管理の担い手を確保することを目的としている。
 - ・ また、こうした地域の里地里山に関心のある人材を段階的に育てていくことで、農村地域における地域産業の新たな担い手創出につながることも期待できる。

● **参考事例**

制度・取組	自治体名等	説明
フォレストスクール推進事業など	岡山県	森林ボランティア活動に関する知識・技術を有した森林ガイド等を養成。さらに森林ボランティアの指導者を対象に、企画立案・安全管理・技術指導など実践的な研修を実施し、自主的な森づくりボランティア活動を担う指導者を育成。
能登「里山里海マイスター」育成プログラム	金沢大学 石川県、奥能登4市町	世界農業遺産に認定された「能登の里山里海」を次世代に受け継ぐための人材育成の取り組み。金沢大学と、石川県、奥能登地域の自治体(輪島市、珠洲市、穴水町、能登町)が連携して、プログラムを実施している。

※：巻末の参考資料で各制度・取組の詳細を紹介

取組のしくみと地方公共団体の役割

地方公共団体の役割は、地域で活躍できる人材育成のしくみを整えることである。人材育成において重要な事柄は「1. 地域の事情やニーズに応じ必要な人材の育成計画を立てる」、「2. 段階的な育成」である。

《取組のポイント》

1. 地域の事情やニーズに応じ必要な人材の育成計画を立てる

地域が抱える課題やニーズを適切に把握し、活動のボランティアとしての人材が必要となるのか、地域づくりのリーダー(キーパーソン)が必要であるのか等、人材育成にかかる目標を明確にしたうえで、人材育成計画を進めていくことが必要となる。

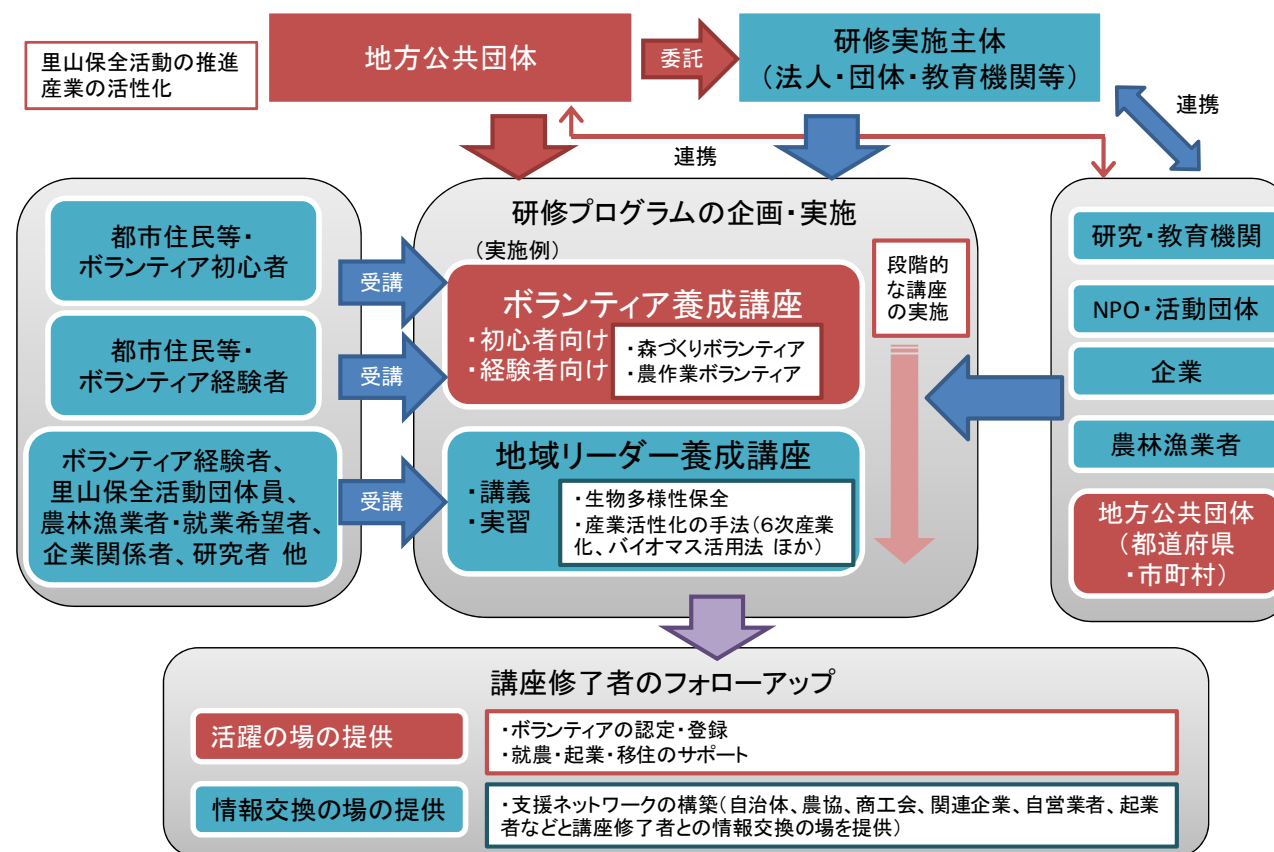
2. 段階的な育成

里地里山の保全活用にかかる人材の育成は、初心者向けから経験者向けまで段階的に講座等を実施することが望ましい。また、講座等の講師は、地域に精通した経験豊かな活動団体や農林業事業体、産業研修センター等の協力を得て実施されることが望ましい。

講座等の開催にあたっては、知識と技術を合わせて習得することによって実践力、行動力を有する人材を育成するとともに、育った人材がすぐに活躍できるよう活動の場を提供できるようなしくみを確立しておくことも重要である。

※下図の赤い箇所が地方公共団体の担う役割

里地里山維持管理にかかる人材育成と地方公共団体の役割例



支援タイプ	新たな共同利用による関係主体の主なメリット	
資金提供	資金提供者・企業等にとって	地域・社会貢献、所得税控除
	資金提供者・個人にとって	社会貢献、住民税控除、充実感
	土地所有者(地元住民)にとって	里地里山の保全・再生

共同利用のタイプ=2 基金・資金援助型

2-1 基金の創設

- **取組の概要** 地域の里地里山保全を目的に行う、寄付や募金による安定的な財源確保のしくみ
 - ・ 地方公共団体が当該地域の里地里山の保全に関する広域的な基本方針を定めて条例を制定し、それを実現するために地方公共団体が自ら出捐するほか、企業・団体や個人からの寄付・募金などによって原資造成し、基金を創設。その運用益を、あらかじめ定めた里地里山の保全にかかる取組に使用する。
 - ・ 資金提供を行う主体は、地方公共団体と地元金融機関、企業・団体と住民等さまざまなタイプがある。
 - ・ 関係主体と行政が連携・協働のもと基金を創設する例もみられる。
- **取組の目的**
 - ・ 行政が関わることで信頼性を高めることができ、里地里山の保全や活用に関心の高い住民や企業、地域の金融機関など多様な主体に、資金の提供という形で地域の里地里山の保全に関わってもらうことができる。

参考事例

制度・取組	自治体名等	説明
いしかわ里山創成ファンド	石川県	県と地元金融機関で創設した総額53億円の基金の運用益等を活用し、里山里海の資源を活用した生業創出、地域振興、多様な主体の参画による里山保全活動推進、普及啓発を行う。
西条・山と水の基金	西条・山と水の環境機構(広島県)	主体は、地方公共団体ではないが、財源確保のしくみのユニークな事例として紹介。東広島市西条地域で、酒造協会関係者を中心に、市民、行政(広島県、東広島市)、高校・大学、企業関係者らが連携・協働して基金を創設、里山林の整備、木質資源の活用、活動団体への報奨、環境教育、調査県等を実施。

※：巻末の参考資料で各制度・取組の詳細を紹介

取組上の課題等

- ・ 地域の自然環境保全に対する素地がない状態で基金創設を行うことは困難であるため、ボランティア活動の促進や人材育成、普及啓発等を通じて継続的に地域住民の意識を醸成していくことが重要である。

取組のしくみと地方公共団体の役割

基金の創設における地方公共団体の役割は、基金創設の根拠となる条例の制定や寄付金・募金集めと基金の創設、基金の使い方のルール作り(要綱作成や活用事業を決定するための協議会の設置等)、基金を活用した保全活動の成果のチェックや広報等のしくみづくりなど多岐にわたる。

《取組のポイント》

1. 地域の事情や目的にあわせた目標の設定と効率的な資金集め

基金創設の目的は、地域毎に異なるため、地域毎の事情や目的にあわせた目標設定と効率的な資金集めが重要である。

都市部では、身近な緑を少しでも保全し次の世代に引き継ぐことを目的に、個人、企業、団体から寄付や募金を集め、地方公共団体の積立金とあわせて基金を創設している例も見られる。

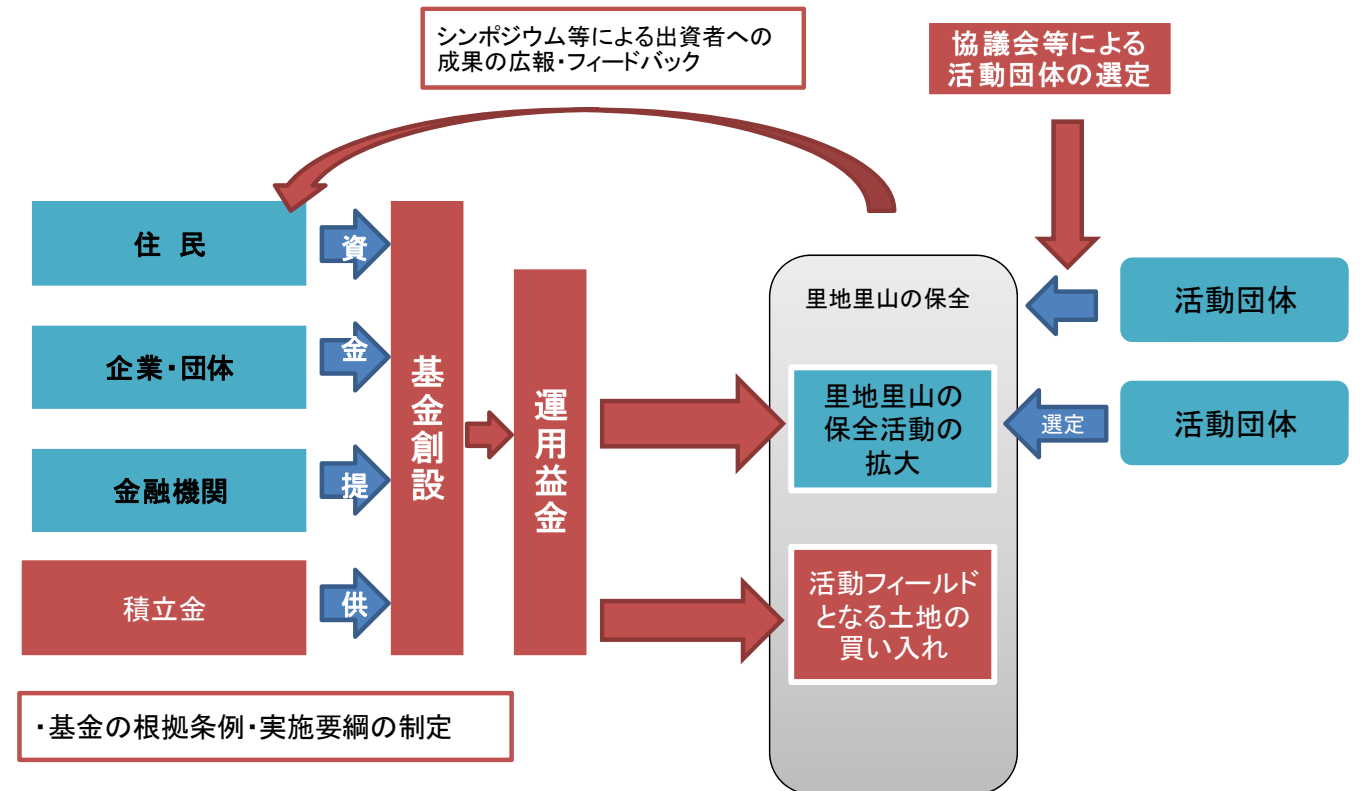
石川県では、「里山里海の資源を活用した生業の創出、地域振興」を目的に県と地元金融機関による出資で基金を創設している。2011(平成23)年5月設置53億円。

2. 成果のフィードバック

資金提供者が納得するような成果をフィードバックすることが活動の継続性確保には重要となる。目に見える成果(活動フィールド買入れや里地里山保全活動の拡大など)を生み出すため、基金を活用した取組は、P(計画)D(実行)C(評価)A(改善)による管理・点検を徹底するとともに、基金を活用し、活動主体への助成を行う場合は、そうした管理・点検が可能な団体を選定し、基金活用による成果を適確に把握できるようにすることが求められる。

※下図の赤い箇所が地方公共団体の担う役割

基金の創設に関する地方公共団体の役割例



支援タイプ	新たな共同利用による関係主体の主なメリット	
資金提供	資金提供者・企業等にとって	地域・社会貢献
	資金提供者・個人にとって	社会貢献、充実感
	土地所有者(地元住民)にとって	里地里山の保全・再生

共同利用のタイプ=2 基金・資金援助型
2-2 トラスト運動

● **取組の概要** 市民等から寄付や会費を募って基金を設置し、保全が必要な土地を買い取り継続的に保全管理を行っていくしくみ

- 都市部やその周辺に部分的に残された貴重な自然環境を少しでも多く次の世代へ引き継ぐために、基金を設置して市民や企業からの寄付、地方公共団体の資金等を積み立て、それを資金として土地等を買取ったり、土地所有者からの寄贈を受入れたりすることで、特定の地域を保全管理していくしくみ。
- トラスト運動はもともと市民運動に端を発したものであり、地域の環境を守りたいという市民の力で基金設置や推進組織の発足が実現し、推進組織と行政の連携によってより効果的に取組が進められている。
- トラスト運動は、金銭的支援という多様な主体による間接的な支援であり、寄付や募金への協力、会費制トラスト会員に登録といった参加形態がみられる。

● **取組の目的**

- 地域の身近な自然や、歴史的・文化的な環境を保全するための基金を設置し、買い取りが必要と判断される土地等を取得することで、希少な野生動植物の保護、自然とのふれあいの場の確保等につなげていく。
- 現在は、主に都市周辺の貴重な緑地や原生的自然の保全のための取組として広がっているが、里地里山への地域住民の関心の高まりを受けて、トラスト運動による地域の里地里山保全の動きが拡大していくことを期待したい。

● **参考事例**

制度・取組	自治体名	説明
大阪みどりのトラスト協会による自然環境保全地域等の保全	大阪府(公財)大阪みどりのトラスト協会	トラスト協会が、団体の活動を支援。大阪府の条例により指定された保全地域における希少生物保護活動も行っている。

※：巻末の参考資料で各制度・取組の詳細を紹介

● **取組上の課題等**

- 地方公共団体と市民との連携でトラスト運動を進めていく例も増えている中、行政の先導力を活かした市民・企業等の自然環境の保全に対する寄付への理解醸成、信頼性の高さを活かした適切なPR、成果公表等による継続的な資金確保が期待されることである。また、トラスト運動の推進・拡大にあたっては、トラスト取得地への減免措置や土地の永久保全などにかかる制度等の整備が課題となっている。
- 上記課題に関連して、原生的自然の森林再生を目的とした取組ではあるが、北海道斜里町では、「しれとこで夢を買いませんか」のキャッチフレーズで寄付を募り、目標金額達成を機に、保全した土地の譲渡不能の原則を定めた条例を制定し、未来永劫対象の森を守り続けることを明確にした。現在は「100平方メートル運動の森・トラスト」へと発展し継続されており、注目すべき取組といえる。

取組のしくみと地方公共団体の役割

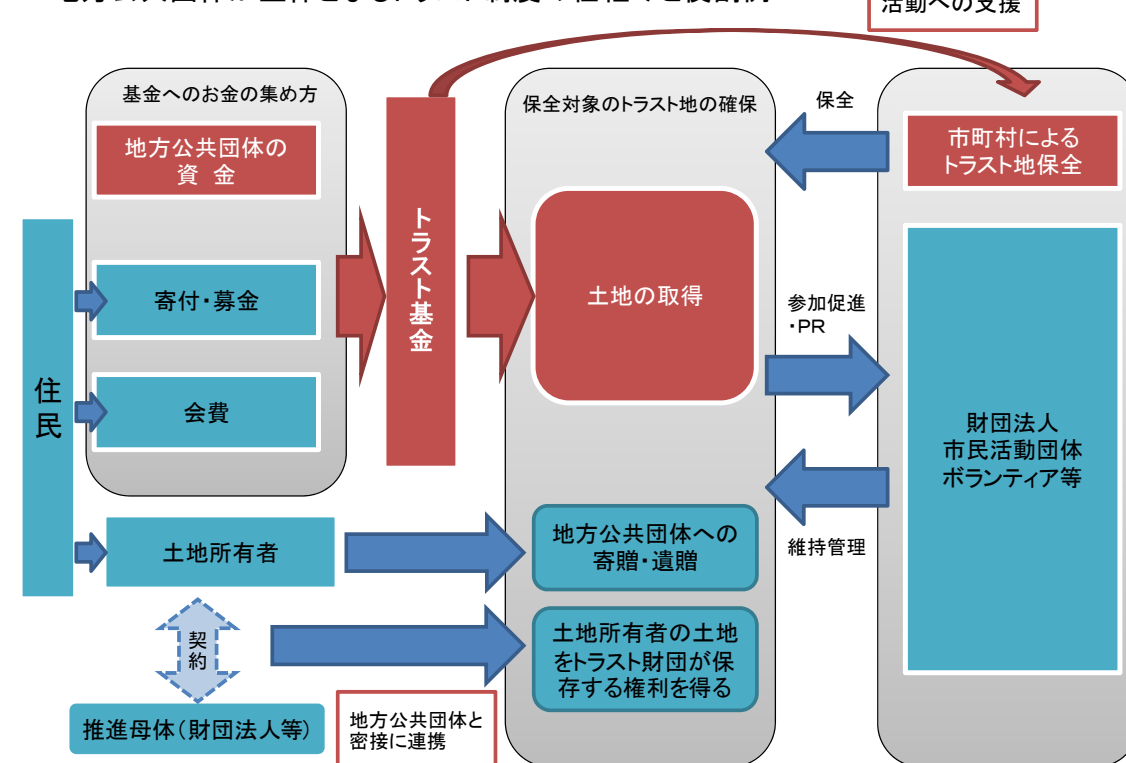
トラスト運動における地方公共団体（主に都道府県）の役割は、買い取りによる保全が必要と判断される土地等の取得に向けた基金の設置・積み立て、税法上の寄付控除、トラスト運動の参加促進のためのPR活動等である。対して市町村には、都道府県と連携して土地を取得したり、トラスト地に指定された地域の積極的な保全といった役割が求められる。

《取組のポイント》

- トラスト運動を進める下地として、地域の一般市民や企業等の自然環境保全への寄付行為に対する理解を促すことが重要であり、地域にとって貴重な自然環境である里地里山について、その存在価値や継続的維持管理の必要性などを広く普及していくことが求められる。
- その上で、トラスト運動の目標を明確に示し、取組に賛同する個人や企業等から寄付を募る。また、国土レベルで重要な地域については、保全の意義を広くアピールすることで、全国的な運動に発展することも期待できる。
- トラスト運動の具体的手法としては、基金の運用益を活用した地方公共団体による買い入れ、活動主体（財団等）と土地所有者による保全契約の締結による土地の取得や寄贈、市町村等が行う土地借入れへの一部助成などによって対象地域を保全している。また、市民主体のトラスト運動推進組織が発足し、地方公共団体からの委託を受けて、トラスト地の管理、広報紙発行や自然観察会開催などの普及啓発事業を行っている。その他、トラスト運動に参加する活動団体等への活動支援、地方公共団体が条例に基づく保全地域指定という形で運動を推進している例もみられる。
- トラスト運動を継続的に進めるためには、目標達成度などの定期的な成果公表に加え、寄付を行う主体、土地を提供する主体については広報誌等での取組や組織のPRといった貢献へのメリット付与、取得地の維持管理を担う主体については減免措置、永久保全の確約などが求められている。

※下図の赤い箇所が地方公共団体の担う役割

地方公共団体が主体となるトラスト制度の仕組みと役割例



支援タイプ	新たな共同利用による関係主体の主なメリット	
資金 + 労力	企業にとって	地域・社会貢献、社員研修、福利厚生、ビジネスチャンス
	土地所有者(地元住民)にとって	里地里山の保全・活用、交流人口拡大による地域活性化
	支援対象活動団体にとって	活動の継続・拡大

共同利用のタイプ=2 基金・資金援助型

2-3 企業等による活動団体や農山村集落への活動支援

● 取組の概要 企業等に活動団体や農山村集落を紹介し費用及び人的支援を得ることで里地里山保全活動を促進するしくみ

- ・ (企業+活動団体) 環境保全活動を行おうとする企業と里山活動団体をマッチングさせ、企業が活動費の支援や社内ボランティアの参加による人的支援を行うことで、里地里山保全活動を推進するもの。
- ・ (企業+農山村集落) 社会貢献や社員研修、福利厚生を求め企業と農山村をマッチングさせ、企業と農山村が連携活動を行うことで、農業振興や農山村の活性化を推進するもの。
- ・ 企業にとっては、社会貢献(CSR)や社員研修、福利厚生等の場を得られるほか、里山の生産物を使った商品開発などビジネスチャンスにもなり得るといふメリットがある。

● 取組の目的

- ・ 企業等による既存の活動団体との協働や支援による里地里山活動への参画に対する関心の高まりを受け、信頼性の高い地方自治体等がコーディネート役を担い、企業・活動団体・地域住民をつなぐことで地域の里地里山保全を推進する。
- ・ 活動の場を求め企業等の支援を通じて、受け入れ側の農山村集落や活動団体との交流が生まれることで、里地里山の保全活動の促進や、集落の活性化が期待できる。

● 参考事例

制度・取組	自治体名等	説明
ひょうご企業と農山村のふるさとづくり	兵庫県	県や市町が仲介して、企業、農山村、市町、県の4者(必要に応じてNPOや大学を加える)で協定を締結し、特定の企業等と農山村がCSR、農産物購入、福利厚生・社員研修、ビジネス、顧客サービス等の連携活動を実施。
企業による里山活動へのサポート	NPO法人ちば里山センター(千葉県)	NPO法人ちば里山センターが環境保全活動を望む企業に対し、活動実施に向けてのサポートをする。企業と地域の里山活動団体の仲介、コーディネートを行っている。企業は社員ボランティア等により、ともに活動に取り組む。

※：巻末の参考資料で各制度・取組の詳細を紹介

● 取組上の課題等

- ・ 企業にとっては、企業の環境理念のもと、里地里山保全活動の位置付けを明確にすることで、ステークホルダーの理解を得ながら継続的に活動支援を行うことができるものと考えられる。そのことから、都道府県レベルで里地里山の保全にかかる基本的な方針を示しておくことや企業等の活動顕彰は、多様な主体の理解を得るうえで有効であると思われる。
- ・ コーディネートにあたっては、活動支援に対する企業等のニーズ(活動参画に期待する目的)を踏まえたマッチング、企業等の参加促進のための負担軽減(初動作業にかかるプラン提案、技術指導等)、地域との連携の橋渡しといった役割が期待されている。

取組のしくみと地方公共団体の役割

地方公共団体等(協力団体含む)の役割は、里地里山での環境保全活動や社会貢献等を目指す企業と、企業の支援を希望する活動団体や農山村のマッチングと活動の継続的なフォローアップである。

《取組のポイント》

1.活動内容を合意し協定締結

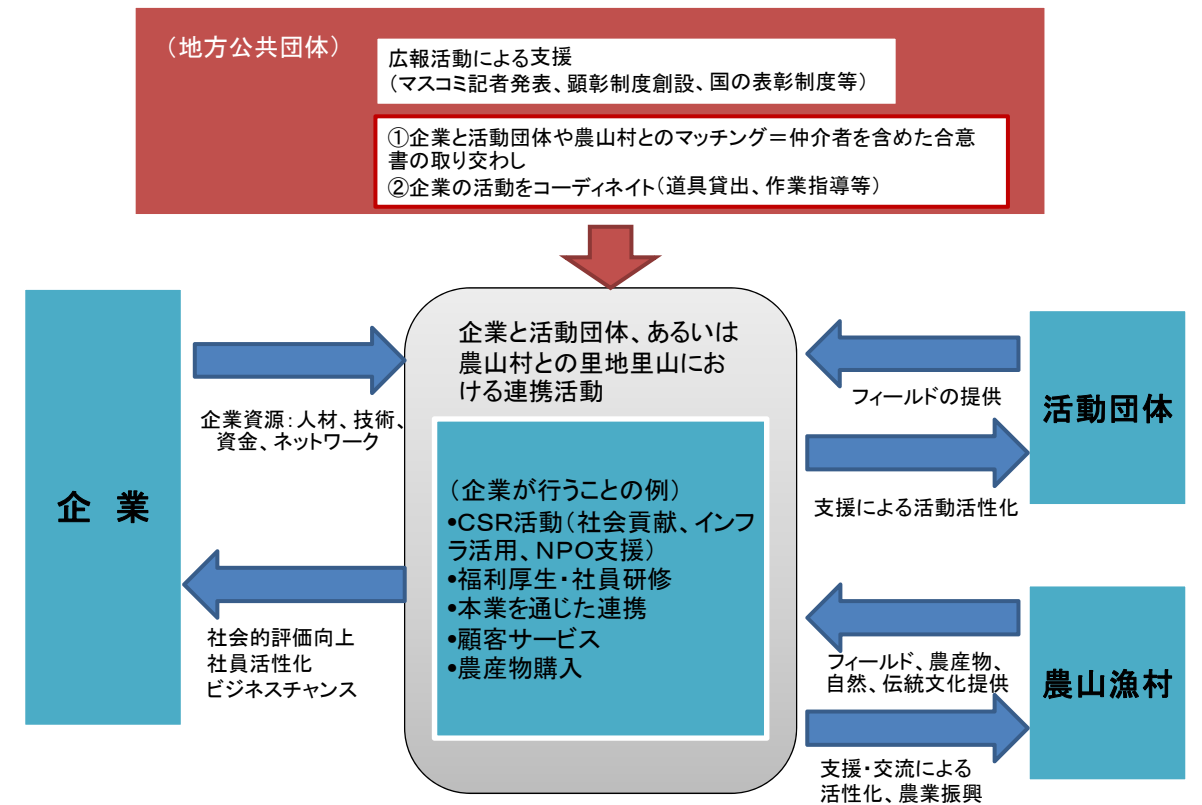
- ・ 企業と活動団体をマッチングさせる場合には、①活動場所、②目的、③作業内容・時期・回数、④活動費用と用途等について、仲介する地方公共団体(あるいは協力団体)、企業、里山活動団体の間で合意を図るが、合意書の取り交わしなどによりトラブルを予防することができる。
- ・ 兵庫県では、連携相手となる農山村が決定すると、企業、農山村、市町、県の4者で親善協定を締結し、話し合いの場を設置してアイデアを出し合って連携活動計画づくりを行い(必要に応じて連携活動協定を締結し)活動を開始するというしくみがとられている。

2.活動開始後もフォローアップ

- ・ 活動開始後も、仲介する地方公共団体(あるいは協力団体)が道具の貸出しや作業指導等を行うなど、必要に応じ多面的なサポートを実施することが活動の継続につながる。

※下図の赤い箇所が地方公共団体の担う役割

企業による活動団体や農山村への活動支援に関する地方公共団体の役割例



支援タイプ	新たな共同利用による関係主体の主なメリット	
資金提供	生産者(農家)	環境保全、農産物の信頼性の向上、消費拡大
	消費者	安心安全な農産物の購入、購入による環境保全への協力

共同利用のタイプ=3.消費活動参加型

3-1 農産物等認証制度

● **取組の概要** 自然環境に配慮した手法を取り入れた安全安心な農業生産物等を認証することにより、消費活動を通じた市民参加を促進するしくみ

- 地方公共団体が、農薬や化学肥料の使用を削減するなど、独自に定めた環境に配慮した栽培要件を満たした農産物や農産加工品を認証してロゴマークの表示などをし、一般の農産物等との安全・安心に関する差別化を図る制度。
- さらに里地里山の保全を目標にするためには、特定の生物をシンボルとした生態系の回復・保全や水環境の環境負荷削減技術の導入も義務付け、地域の自然環境保全を強く意識した認証制度とすることも考えられる。
- 農業生産物に付加価値を反映することで、その売上の一部が活動を支援する例もみられる。

● **取組の目的**

- 里地里山で自然環境の保全に配慮して生産された農産物を評価し、広く消費者にアピールすることで、多くの生産者や農産加工品製造者に産物に対する信頼を高めて消費拡大を促し、地域の長期的な振興を図り、生物多様性の保全にも寄与することを目的としている。
- また、自然環境の回復状況を調査する生き物調査に学校等地元住民が参加すること等を通じて地域住民に生態系の豊かさを実感してもらい、理解協力を促すことも目的となっている。

● **参考事例**

制度・取組	自治体名	説明
朱鷺と暮らす郷づくり認証制度	佐渡市	農薬や化学肥料を減らし、「生きものを育む農法」で栽培された米を認証する制度。売上の一部は「佐渡市トキ保護基金」に寄付される。
大崎こだわり農産物PR推進事業	大崎市	こだわりを持って生産された米を市のおすすめ品として登録しPR。対象米には、県の認定制度やJASの認定を受けたものやJAの環境保全米、そしてNPOや生産者・都市住民らの活動によって誕生した地域のブランド「シナイモツゴ郷の米」「鳴子の米プロジェクト・ゆきむすび」が含まれる。
高島市農産ブランド認証制度など	高島市	2011(平成23)年から、市の認証制度、「びわ湖源流の郷たかしま」「高島市農産ブランド認証制度」を開始。

※：巻末の参考資料で各制度・取組の詳細を紹介

● **取組上の課題等**

- より安全な食品を望む消費者のニーズを背景に、質の高い米づくりのための技術指導や生産物の付加価値化、流通経路の確保・開拓などによって、里地里山における農産物生産を推進することが重要である。
- 認証農産物のPRによる販売・購入促進や地産地消・食育の推進などと合わせ、地域の伝統的農法を継承できるような支援のあり方を検討することも重要な課題である。

取組のしくみと地方公共団体の役割

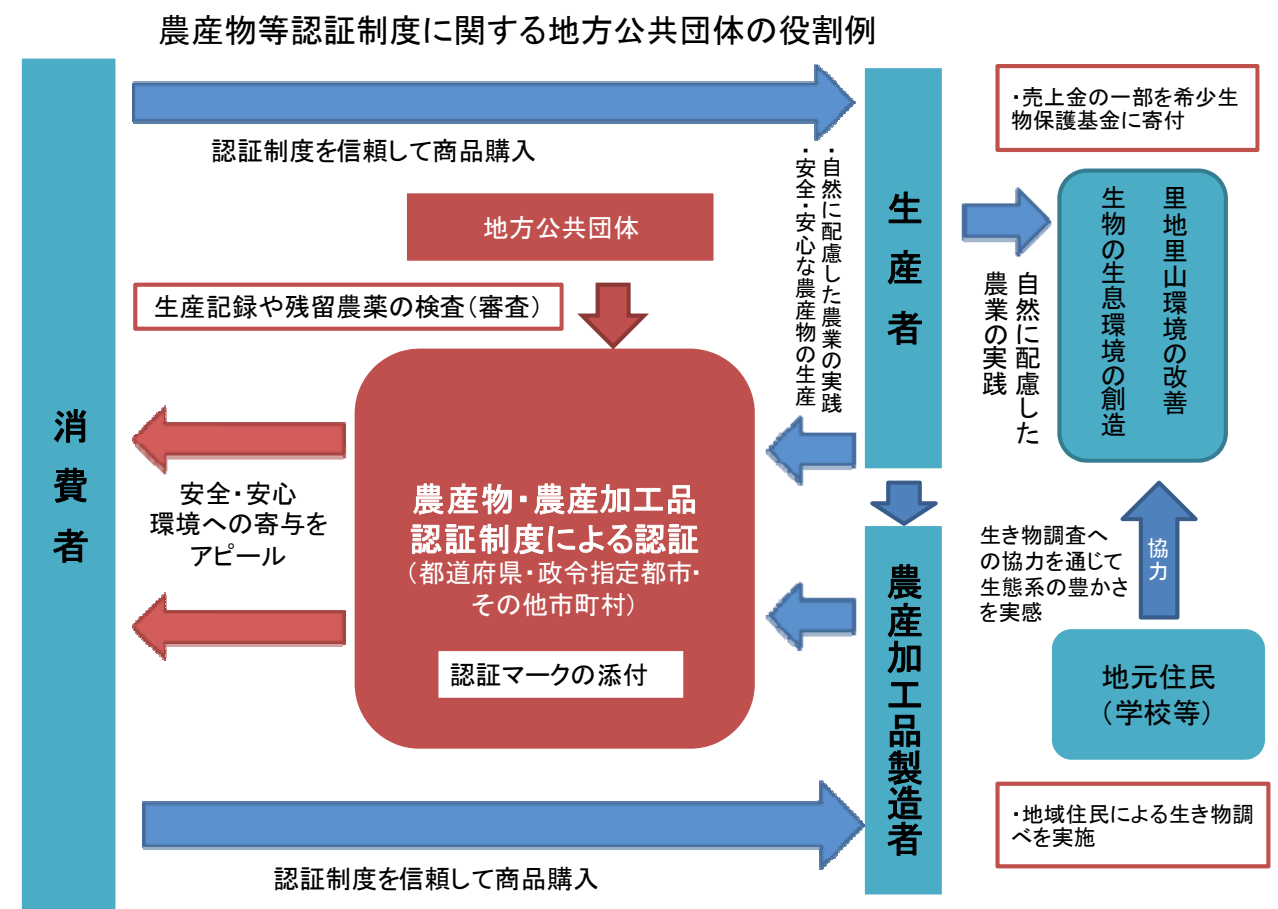
地方公共団体の役割は、安全・安心な農作物の提供と地域の里地里山の環境保全の両方を実現するための基準を盛り込んだ認証制度を設け、生産組織や農業者との諸手続き・生産状況の確認を経て、要件を満たす農産物を認証することである。また、認証後は認証マークの表示や各種イベントでのPR等により、認証された農産物を広くアピールしていくことも必要になる。

《取組のポイント》

・ **認証要件の設定**

- 里地里山における環境改善目標（生物の生息環境作り、河川や湖沼の水質改善等）を定める。
- 環境改善目標と地域の条件に応じた認証要件を以下のような観点で定める（認証要件の例）。
 - ①当該地方自治体内で生産された農産物又は農産加工品であること。
 - ②品目別栽培基準
 - ・化学合成農薬及び化学肥料の使用量基準上限が地域慣行一般レベルの5割以下
 - ・有機質資材適正使用
 - ・環境配慮技術の実施（例：水田の生き物を増やすための冬期湛水、早期湛水、深水管理、中干し延期、素掘り水路の設置等）

※下図の赤い箇所が地方公共団体の担う役割



支援タイプ	新たな共同利用による関係主体の主なメリット	
資金提供	生産者(地元の林業者、製材業者、木材加工会社)にとって	消費拡大、産業の活性化、地域の森林利用にかかる文化・技術の継承
	消費者(地元住民)にとって	森林保全、地球温暖化防止(CO2 排出量削減、低炭素化社会の実現等)、地域振興

共同利用のタイプ=3.消費活動参加型
3-2 地域産材利用促進制度

- **取組の概要** 地域の木材を資源として循環させるため、地域産材の活用を促し、里山林の保全につながるしくみ
 - ・ 森林に関わる多様な主体の役割分担、連携により、地域産材の利活用を進め、里地里山を含めた地域の森林資源を持続的に利用する。
 - ・ 地域産材の利活用には、間伐材利用や建築物・木製品の整備などの例が見られるが、その推進にあたっては、公的な関与による方策や補助、普及・啓発、利活用のコーディネーター役を担う人材(組織)の育成が必要となる。
- **取組の目的**
 - ・ 従来の薪炭利用等がなされなくなった里地里山の森林資源を有効活用するしくみが確立することで、地域の森林保全、里地里山維持が期待できる。
 - ・ 地域産材の利活用によって、地域の木材生産・加工等に関わる産業の活性化が期待できるとともに、公共建築物整備やまちづくりにかかる地域産材利用等を地方公共団体レベルでモデル的に推進することにより、消費者への利用拡大、生産地の消費地の交流拡大による地域振興にもつながる。
 - ・ 地域産材の利用を通じて、消費者は地域の森林保全や地球温暖化防止にも貢献できる。

● **参考事例**

制度・取組	自治体名	説明
おかやまの木でつくる快適環境整備促進事業等	岡山県	公共建築物における内・外装の整備、小学校における学習机・椅子の整備・導入、観光地や商店街、身近な広場等の公共的空間の整備に際して県産材の使用に対し、その経費の一部を助成。
県産材の利用促進	山梨県	県産材の利用促進のため、県産材活用アドバイザーの養成・紹介や、県産材住宅の建築を行う団体を「甲斐の木で家をつくる会」と認定し、活動を支援している。

※：巻末の参考資料で各制度・取組の詳細を紹介

● **取組上の課題等**

- ・ 地域産材利用を促進するにあたっては、地域の山の保全にかかる問題を整理したうえで、森林の公益性の評価、里地里山保全の必要性等と合わせて、地域産材利用の必要性を広く普及啓発し、森林所有者、地域住民をはじめ消費者への理解・協力を促していく必要がある。
- ・ 地域産材の利活用にあたっては、育林事業から造林まで山作業全般を総合的に管理するためのコーディネーター、地域の森林資源の利活用の方針・プランを立案し実現していくためのコーディネーターなど、各種段階においてコーディネート役を担う人や組織が必要となる。

取組のしくみと地方公共団体の役割

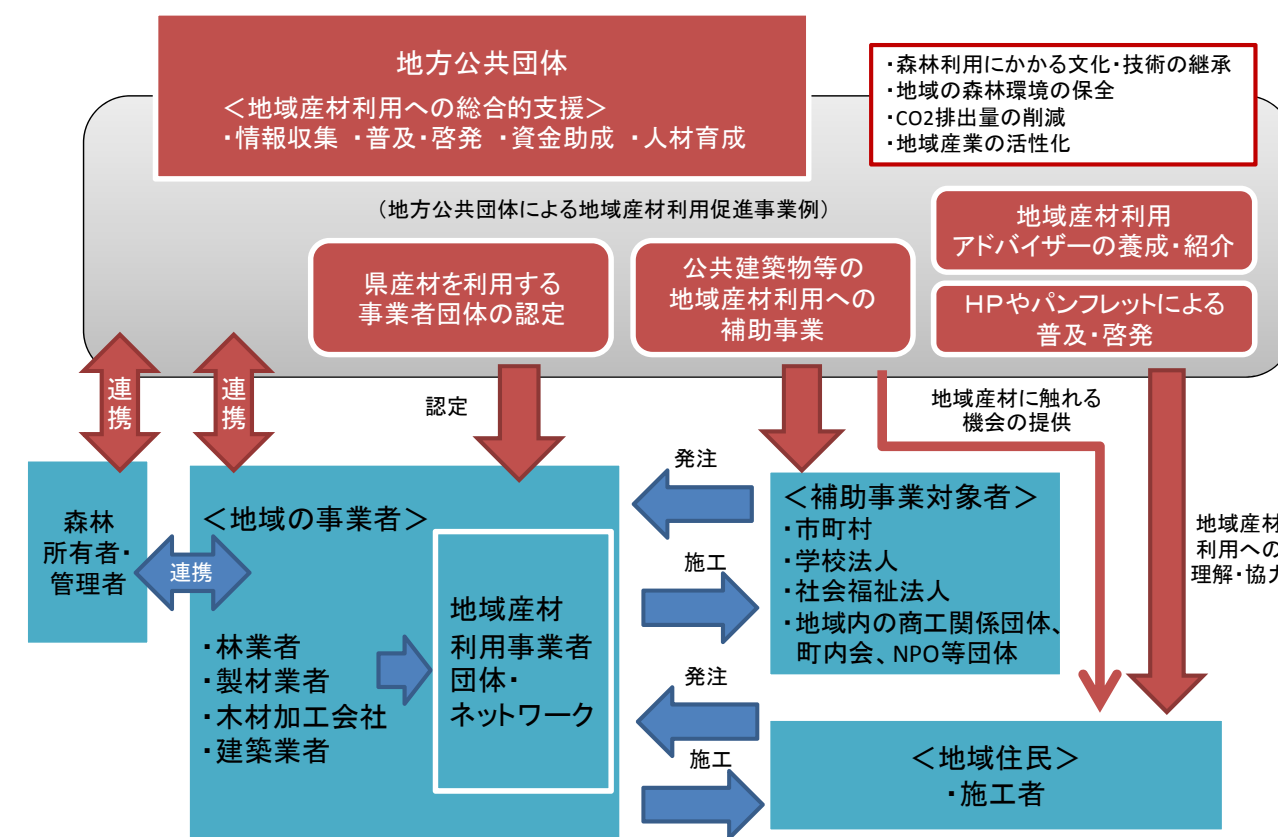
地方公共団体(主に都道府県)の役割は、地元の林業者、製材業者、木材加工会社、森林所有者等と連携しながら、木材の調達、利活用にかかる情報収集や各種調整、資金助成、人材育成などによって地域産材利用を総合的に支援するとともに、普及・啓発によって理解・消費を拡大していくことである。

《取組のポイント》

- 1.地域産材の利用促進のための直接的支援(各種補助事業、人材育成、普及啓発など)
 - ・ 公共建築物等における地域材の利用への補助事業、地域産材で作られた学習机・椅子導入、まちづくりにおける利用補助等を行い、地域産材の利用による、地域ならではの森林利用にかかる文化・技術の継承、地域の森林環境の保全、CO2 排出量の削減、地域産業の活性化などの利点を、消費者に理解してもらうための情報発信や利用体験の場を提供する。
 - ・ 地域の木材利用にかかる人材(コーディネーター、アドバイザー等)を育成する。
 - ・ 地域産材利用への理解・協力を得るためには、地域産材に直接触れ、使ってみる機会を設けること、また、地域産材の活用による環境貢献という側面を分かりやすく知ってもらうことも重要である。
- 2.地域産材を活用したモデル的整備
 - ・ 間伐材を活用した看板や公園のベンチ・テーブル等の製作、薪・ペレットストーブの導入支援などによって、地域産材に触れる機会を増やす。
 - ・ また、公共施設における地域産材を利用したモデル的整備は、施設のシンボル性や展示効果が高く波及効果がより期待できる。

※下図の赤い箇所が主に都道府県の担う役割

地域産材利用促進に関する地方公共団体の役割例



支援タイプ	新たな共同利用による関係主体の主なメリット	
資金 + 労力	一般住民(個人・法人の納税者)にとって	里地里山の恵みの享受
	地方自治体にとって	里地里山の公益的機能の維持・増進
	支援対象活動団体にとって	活動の継続・拡大

共同利用のタイプ=4.税等による一律費用負担型

4-1 独自課税の導入による財源調達

- **取組の概要** 多くの公益的機能・役割を果たす地域の自然環境の保全を目的とした課税を通じた里地里山保全につながるしくみ（※都道府県において実施可能）

- ・ 公益的機能を有する自然環境の保全のための取組に対する費用負担を、地域住民（個人・法人）に税金として求めるしくみ。
- ・ 住民税（個人および法人）への超過課税として徴収された税金の税収相当額が、基金として積み立てられ、森林等の維持管理、環境保全に対する意識醸成・普及啓発といった事業費にあてられている例が多い。
- ・ 導入した税は、地方公共団体が行う事業費として活用されるだけでなく、地域の自然環境の保全活動を行う活動団体等の活動支援費としても活用されている。

- **取組の目的**

- ・ 自然環境の公益的機能を幅広く普及啓発し、課税への地域住民の理解が得られることで、里地里山を含めた地域の貴重な自然環境を、すべての住民で守り続けていくことを目的とする。
- ・ 納税者となる地域住民にとっては、大気、水、土壌の保全を通じた生活環境の維持保全といった形で、里地里山を含めた自然環境の恵みを享受するというメリットがある。また、納税者からは、税収を活用した地域の里地里山などの荒廃防止を望む声もあがっており、課税により、多様な主体が地域の里地里山を支えていくというスタイルの構築につながることも期待される。

- **参考事例**

制度・取組	自治体名	説明
高知県森林環境税	高知県	個人・法人とも定額課税。税収 1.6～1.7 億円/年。2008(平成 20)年から 2 期。
ひろしまづくり県民税	広島県	個人は一律定額、法人は定率課税。第 1 期 2007(平成 19)～2016(平成 28)年。税収 8 億円強/年。
奈良県森林環境税	奈良県	個人は定額、法人は定率課税。2011(平成 23)年より 2 期。税収は 3.5 億円/年程度。

※：巻末の参考資料で各制度・取組の詳細を紹介

- **取組上の課題等**

- ・ 超過課税に頼った維持管理とならないよう、地域コミュニティの自立への支援として、地域で主体的に里地里山を含む森林等の維持管理、経営ができるようになるための財源活用施策の検討が望ましい。
- ・ 超過課税による税収が年間数億程度の場合、単独で年間の森林整備に要する支出を賄うことは難しく、既存の一般財源と一体にして既存の森林施策に充当する例もあるが、その場合は超過課税による成果が分かりにくくなる恐れもあるため、事業の区分を施策により明確にするなどし、独自課税による追加的負担に対する根拠やその成果を分かりやすく示すことが必要となる。
- ・ 本項の取組の詳細については、沼尾波子（2010）「自治体の独自課税を通じた森林保全の財源調達とその課題」日本大学経済学部、経済科学研究所、紀要、第 40 号も合わせて参考とされたい。

取組のしくみと地方公共団体の役割

都道府県による独自課税の導入のポイントは、域住民の理解・協力を得ながら進め、税収の使途や事業効果を明確に示すことで、事業あるいは活動支援資金を安定かつ継続的に確保し、里地里山を含む地域の貴重な自然環境を守りつづけることである。税収を活用し、市町村等による地域の自然環境保全のための活動が行われる例も多い。

《取組のポイント》

1.「参加型税制」の導入を検討する

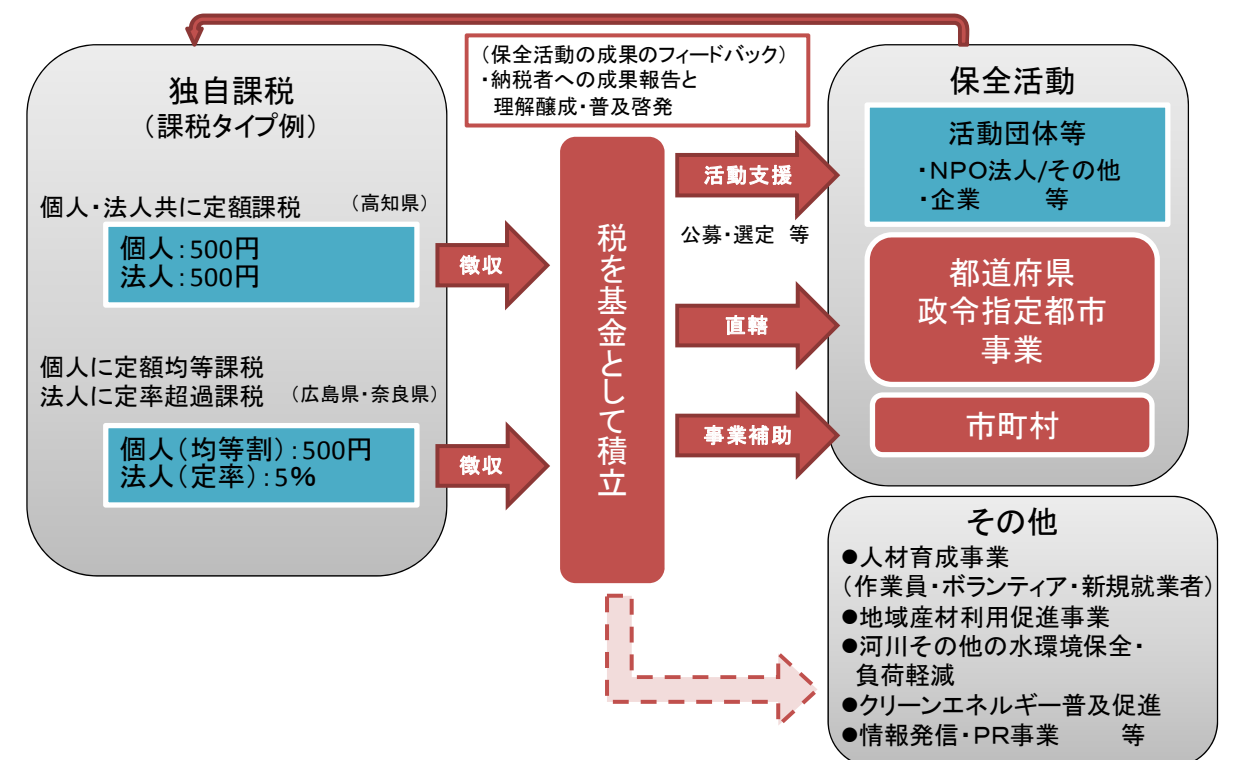
- ・ 税制の構築、租税の徴収、使途確認といった各段階において、住民参加のしくみを導入するという考え方。このしくみは、超過課税方式を通じた施策の継続のためにも重要であり、財源の使途および適切な執行を促すためのチェックシステムにもなる。
- ・ 住民参加の手法として、県民会議や意見交換会、住民シンポジウム、アンケートなどを通して、住民から意見や提案を得て議論を経たうえで、基本的な考え方や具体的な取り組みについての検討を行うといった形がみられる。
- ・ 制度導入後も、議会によるチェックをはじめ、住民参加の場で施策や運営に関するチェックを行うことで、支出の硬直化や無駄を防ぐことが期待される。

2.事業の効果をわかりやすく示す

- ・ 地域の里地里山を含む森林の活力向上につながっていること、森林の問題をどう解決できるかを示すことが重要となるが、それらを数量的かつ個別的に示せるようにするとともに、森林施策の担い手育成等を実施することで、森林の持続的な維持管理の可能性を示すこと有効と考えられる。
- ・ 都道府県による直接的な事業や市町村事業への補助だけでなく、活動団体の取組にも補助金を交付して支援を行う例が見られるが、それらの成果を税の効果として住民の目に見える形で示し、継続にあたっては住民の合意を得ながら進めることが望ましい。

※下図の赤い箇所が都道府県の担う役割

独自課税による事業のしくみと地方公共団体(都道府県)の役割



支援タイプ	新たな共同利用による関係主体の主なメリット	
資金提供	供給者にとって	環境保全、産業の活性化、
	受益者にとって	里地里山の恵みの享受、環境保全や地域振興に間接的に協力
	地方公共団体にとって	地域における生態系の保全、地域活性化

共同利用のタイプ=4.税等による一律費用負担型

4-2 生態系サービスへの支払い（PES）

- **取組の概要** 生態系サービスの受益者がその価値を認識し、納税や寄付、消費活動等を通じて維持管理コストの一部を負担するしくみ

- ・ 里地里山のもたらす恵みを生態系サービスの観点から見ると、「供給サービス：燃料、水、食料などの供給、農業生産など」「調整サービス：炭素固定、水源涵養、洪水調整、水質保全機能、温度調整機能など」「文化的サービス：レクリエーション、美的価値、精神的支柱、エコツーリズム、教育の場など」といった働きがある。
- ・ 「生態系サービスへの支払い（PES：Payment for Ecosystem Services）」は、サービスの受け手（受益者）となる人々がその価値を十分に認識し、サービスの機能の保全に必要な里地里山の継続的管理にかかる費用を間接的（納税や寄付、消費活動等）に負担するしくみである。

- **取組の目的**

- ・ 地域で生業により里地里山の維持管理を行う人々を生態系サービスの「供給者」、周辺都市住民や農林産物消費者、近隣の企業・大学等を広く「受益者」と捉え、生態系サービスの適切な保全のために受益者負担という考え方のもと供給者の活動を支えていくしくみであり、生物多様性の保全、里地里山の自然資源の持続的な利用を行うための資金を確保する。

- **参考事例**

制度・取組	主体名	説明
コウノトリ育む農法	豊岡市	豊岡市と兵庫県は JA 等と連携し、農業や化学肥料をできるだけ減らしながら早期湛水や冬期湛水など、特徴ある水管理を行いながら、田んぼの生きものを増やす稲作技術「コウノトリ育む農法」普及を図り、同農法に取り組む農家に補助金等の支援を行い、農法による米や加工品を販売。
魚のゆりかご水田プロジェクト	滋賀県	魚類が産卵繁殖していたかつての水田機能を回復させるため、2001(平成 13)年から、滋賀県が魚道の設置を推進。魚類の遡上・産卵、稚魚の成育に必要な水管理と魚道の維持管理などに取り組む農家を支援。
福岡市水道水源かん養事業基金	福岡市	福岡市は福岡市水道水源かん養事業基金を設置し、水道使用量 1 トン当たり 1 円を積み立て、水源林整備など水源かん養のための事業に活用。

※：巻末の参考資料で各制度・取組の詳細を紹介

取組のしくみと地方公共団体の役割

地方自治体による PES のしくみの導入のポイントは、第一に地域が享受する生態系サービスについて広く認識を深めてもらうことである。そのうえで地方公共団体は、納税や寄付による生態系サービス享受への対価の支払い、サービス保全につながる生産物の付加価値化（ブランド化等）によって消費活動を通じた費用負担等を推進するためのしくみを整え、サービス受益者に間接的に費用の一部を負担してもらうこと（＝受益者負担）で、維持管理にかかる資金を安定的に確保できるようにする。

《取組のポイント》

1.生態系サービスの価値の認識・普及啓発

ここでの地方公共団体の役割は、主に「生態系サービスの保全」への理解を得られるようにすること。地域が享受している生態系サービス（「供給サービス」「調整サービス」「文化的サービス」）について、実際の里地里山に照らし合わせ、その場所で得られるサービスを整理したり、整理した各種の生態系サービスについて、現況や変化の状況、変化の要因等を整理しておくことが、普及啓発や新規事業の検討において役立つと思われる。

2.資金確保のためのしくみづくり

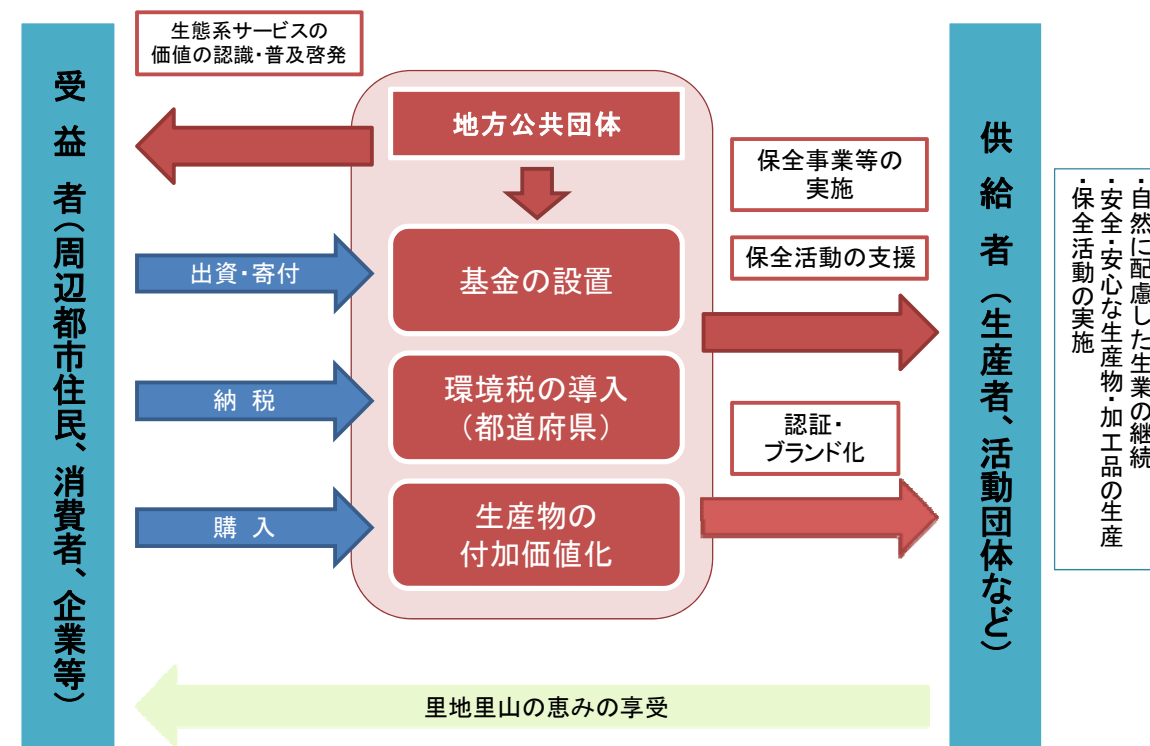
生態系サービスの保全について認識を深めた受益者が、主に以下のような形で費用負担を行うことによって、里地里山の維持管理（供給者）を支援できるようなしくみが必要。

- ①環境税の導入（活用シート「4-1：独自課税の導入による財源調達」参照）
- ②基金の設置（活用シート「2-1：基金の創設」参照）
- ③里地里山の生産物の付加価値化（活用シート：「3（3-1、3-2）：消費活動参加型」参照）

しくみ自体は、他の活用シートにも記載されたものであるが、そこに「生態系サービスの保全」を明確に打ち出すことで協力者を拡大していくことが、本取組の大きなポイントとなる。

※下図の赤い箇所が地方公共団体の担う役割

生態系サービスへの支払いに関する地方公共団体の役割例



支援タイプ		新たな共同利用による関係主体の主なメリット	
労力提供	資金 + 労力	土地所有者にとって	里地里山の保全・活用
		活動団体にとって	活動の継続・拡大
		企業にとって	地域・社会貢献

共同利用のタイプ=5.活動の協定認定・事業認定型

5-1 里地里山保全活用にかかる活動の協定締結

● 取組の概要 活動主体と土地所有者等、里山の保全活用にかかわる主体間で協定を締結し、新たな共同利用を図るしくみ

- 里山における保全活動を希望する主体と、里地里山の活用を希望する土地所有者等のニーズを結びつけ、それらの間で締結された活動協定を認定する制度。協定を締結するための拠点（情報バンク等）を設置し、地方公共団体がNPO等に運営を委託している例もある。
- 里地里山保全事業の実施にあたり、支援を希望する地域の団体（土地所有者・管理者）や活動を希望する企業等を募集し、行政（地方公共団体）を含めた3者で協定を結ぶことで、事業を展開する例も見られる。

● 取組の目的

- 所有する里地里山の活用を希望している土地所有者と、活動のフィールドを探しているNPO法人、企業等の活動主体を結びつけることによって、広く「民」の力を取り入れながら里地里山の維持管理の体制を構築することができる。
- 地方公共団体（都道府県知事等）の認定によって、土地所有者、活動主体ともに安心して参画することができ、里山活動の計画的かつ継続的な推進が期待できる。
- 保全活動に関わる複数の主体間で協定を結ぶことで、各主体の能力や専門性を活かした役割分担による取組促進を期待できる。

● 参考事例

制度・取組	自治体名等	説明
里山活動協定認定制度	千葉県	NPO、市民団体、ボランティア団体、企業等の里山活動団体と里山の土地所有者の間で締結した「里山活動協定」を知事が認定する制度
里山情報バンク制度	NPO法人ちば里山センター（千葉県）	里山活動をしたい人と、里山を活用して欲しい土地所有者とを結びつけるための情報バンク。フィールドとなる里山を登録し、活動を望む団体や企業に情報を提供する。
里山里地の再生・保全活動支援事業	福山市	市が「里山里地の再生・保全支援事業」の実施にあたり、地域団体（土地所有者、地域住民などによる団体）及び企業を募集。複数の主体間で協定を結び、連携して取り組みを進める。

※：巻末の参考資料で各制度・取組の詳細を紹介

● 取組上の課題等

- 多様化する活動主体側のニーズと里地里山のシーズとのバランスを考慮したマッチング支援が求められる。
- 都市部からのアクセス性の高さやネームバリューのある里地里山などに比べて、過疎化の進む地域ではこうした取組が進みにくい傾向も見られるが、成功事例の紹介等により土地所有者の理解・協力を促すとともに、活動主体と土地所有者の交流の場を設けるなど、より丁寧なマッチング支援が求められる。

取組のしくみと地方公共団体の役割

共同利用においては、土地所有者、里山活動団体、企業、行政、教育機関等、多様な主体が関わっており、主体間の協定についても、様々な形態が考えられる。

ここでは、土地所有者と活動主体の間での協定締結についてポイントをまとめる。

《取組のポイント》

1.土地所有者と里山活動主体を結びつけるための準備

土地所有者が活用を希望する里山のフィールド情報（面積や地形、アクセス等）はさまざまであるため、活動主体として可能な活動範囲や、土地所有者側の希望する管理内容（森林の間伐、下刈、竹林整備等）と活動主体側の活動内容の希望などを詳細に収集し、「情報バンク化」するなどして、双方の情報を常時公開しておけることが望ましい。

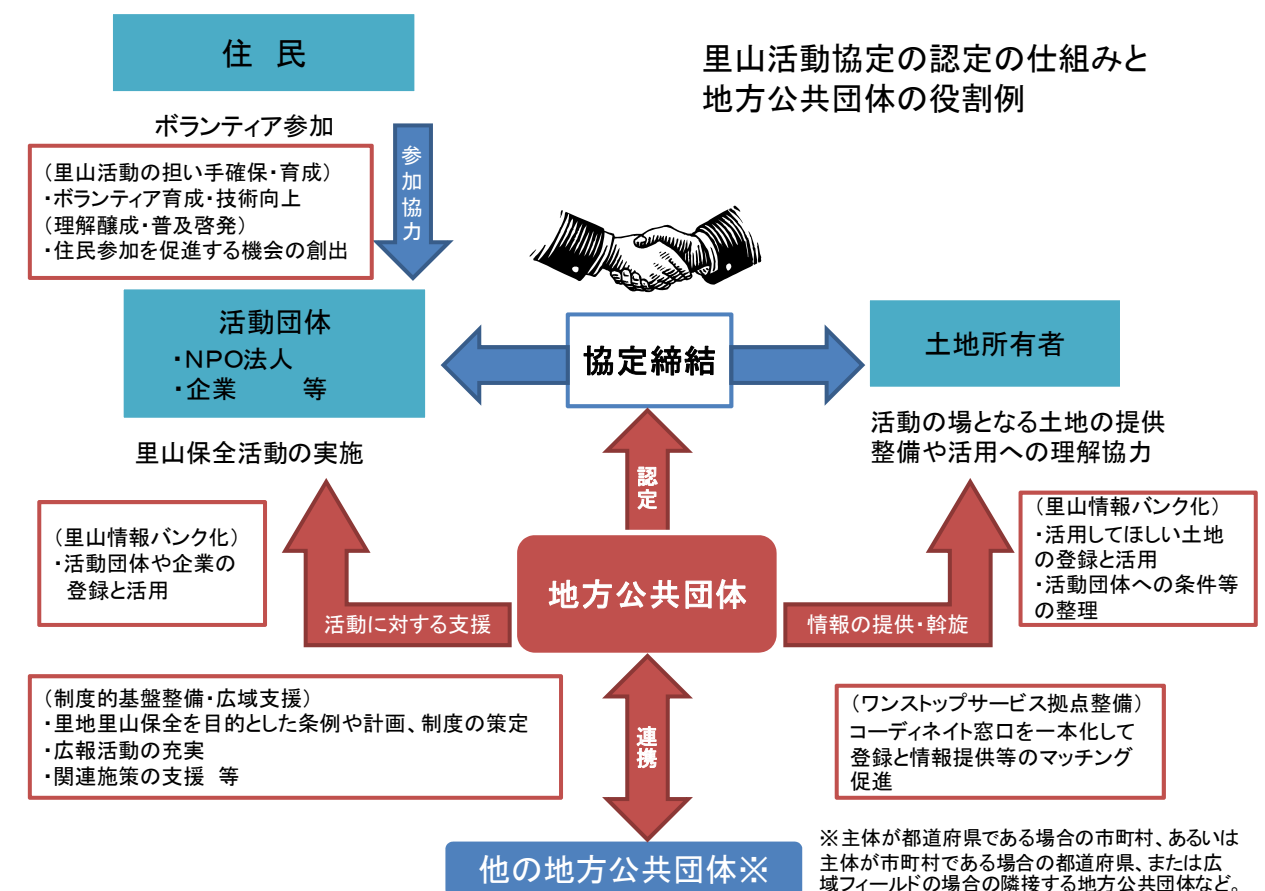
2.ワンストップサービス拠点整備と主体同士の結びつけ

千葉県では、委託を受けた仲介組織が県内の里山情報及び活動団体の一元的管理を行い、活動団体間によるゆるやかなネットワークを構築しつつ、フィールド情報の提供を行い、条件に合うフィールド（土地所有者）を紹介し、結びつけている。こうしたワンストップサービス拠点の整備により、より円滑な取組の促進が期待できる。

3.継続的取組にするためのフォロー

協定認定を中心に添えた里地里山保全に継続性を持たせるためには、①協定を結んだ里山活動の支援や地域との交流等の【里山づくり活動支援】、②育成した活動団体同士の連携、ネットワーク化と住民参加促進機会の創出等の【里山活動の交流・普及啓発】、③活動団体と行政が連携した住民対象の技術講習会開催とサポーター募集・登録等の【里山活動の担い手育成】の取組をバランスよくすすめていくことが望まれる。

※下図の赤い箇所が地方公共団体の担う役割



支援タイプ	新たな共同利用による関係主体の主なメリット	
資金 + 労力	土地所有者にとって	里地里山の保全・活用
	企業にとって	地域・社会貢献、社員研修、福利厚生、ビジネスチャンス

共同利用のタイプ=5.活動の協定認定・事業認定型

5-2 「企業の森」づくり

- **取組の概要** 社員参加の森づくりの活動を希望する企業に対して、活動実施に向けた斡旋・仲介といった支援を行うことによって企業による森林整備を推進するしくみ

- ・ 地方公共団体や集落が所有する森において、企業が土地所有者等（県、市町村、地元集落等）と土地利用に関する協定や契約を交わし、森に企業の名前を付け、森林管理やレクリエーション、環境教育の活動を行う例が多い。維持管理の手法は、①従業員等による実践的な森づくり活動、②森づくりの普及啓発・地域交流、③森林環境教育の実施からリーダー育成、④資金提供、⑤本業と一体となった CSR 活動と多様化している。
- ・ 地方公共団体には、企業に対して、活動の検討段階から相談対応を行うとともに、フィールド斡旋、土地所有者との調整・仲介、活動のための技術的支援等が求められる。

取組の目的

- ・ 企業の森林に対する CSR への関心が高まる中、社員参加の森づくりを希望する企業も増えており、企業による森林整備活動が、地域の森林保全だけでなく、地域振興、従業員あるいはその家族、また地域の子どもたちへの環境教育等につながることも期待される。
- ・ 企業が主体となることで、里地里山を含む森林の維持管理の人手や資金が確保される。また、適切な管理活動が継続されることで、森林の多面的機能保持、自然災害防止も期待されるため、地域全体に貢献する活動としても推進する意義は大きい。

参考事例

制度・取組	自治体名	説明
森林の里親促進事業	長野県	企業や自治体等と受入側の市町村や団体間での契約締結を県が仲介し、社会貢献活動の一環としての森林づくりや森林を活用しての社員研修・福利厚生の場として利用してもらう制度。
企業との協働による森林づくり	岐阜県	2007(平成19)年から市町村有林等を対象に、協定年数おおむね5年以上を条件に企業と市町村等(土地所有者等)を結びつけ「森林づくりに関する協定」を締結させている。

※：巻末の参考資料で各制度・取組の詳細を紹介

取組上の課題等

- ・ 「企業の森」づくりを効果的に進めるためには、参画企業の事業目的や目標の明確化、目的達成に向けた活動方針の設定が重要であり、企業の特性やノウハウを活かした活動展開も視野に入れたうえで、目的や方針の具体化に向けた提案や調整などの支援を行っていくことが求められる。
- ・ 活動にあたっては、フィールドとなる地域との関わりを求める企業も多く、企業と地域住民、地元企業、学校などとのパートナーシップ構築に向けた取組や支援が望まれる。

取組のしくみと地方公共団体の役割

「企業の森」づくりへの企業の参画を促すための地方公共団体の役割としては、参画の段階に応じた支援、活動内容の定期的なモニタリング、「企業の森」づくりの取組拡大につながる評価のしくみづくりなどが考えられる。

《取組のポイント》

1.活動検討段階における支援

企業の森づくりを希望する企業からは、「事前準備等に時間を要する」点を課題として挙げている声も多く聞かれるようであり、活動の準備段階、初期段階での相談対応や活動計画提案、フィールド見学等は企業側にとって有効な支援になると考えられる。

2.活動実施にあたっての支援

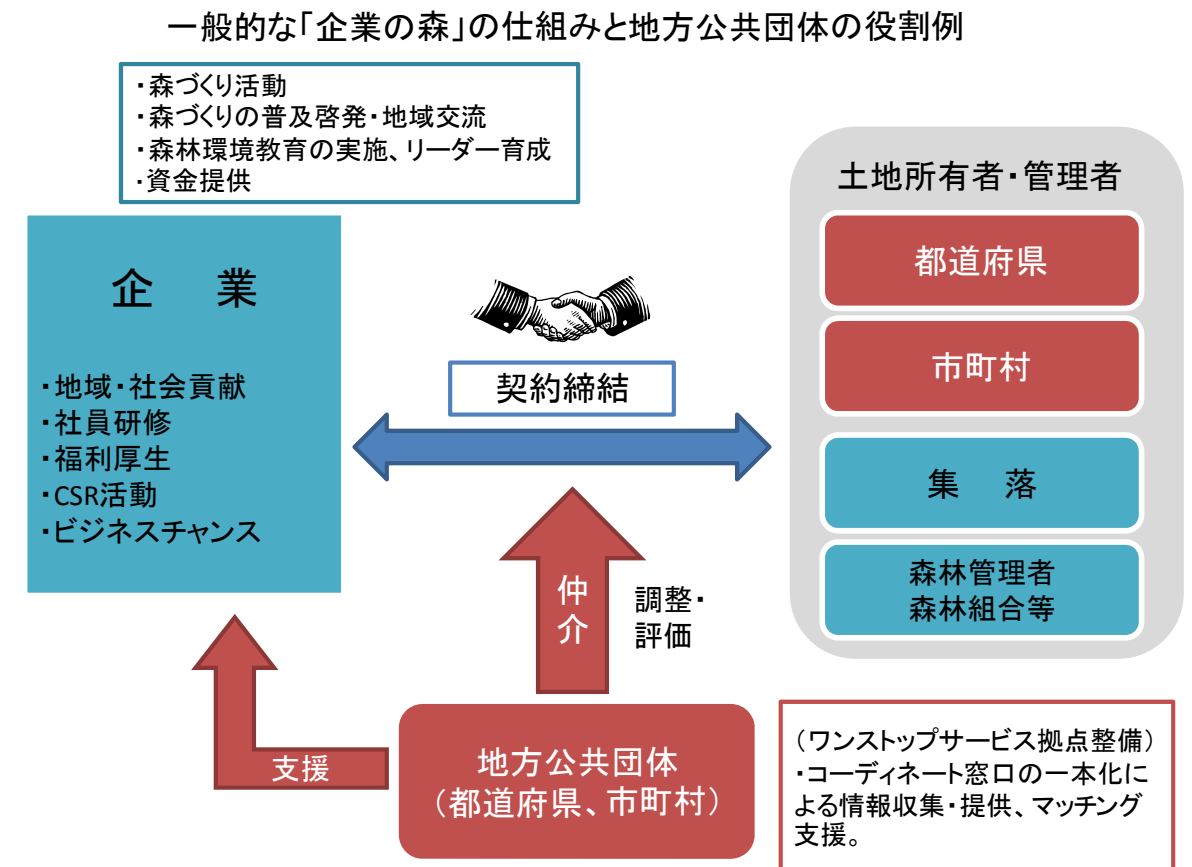
活動協定締結（5-1 参照）と同様に、ここでもワンストップサービス拠点の整備による各主体との調整・仲介は有効である。

また、企業の森の活動は公有地で行われることも多いため、予め地方公共団体側で管理を希望する里山を洗い出し、その特性を把握してリスト化しておくなどし、企業側の多様なニーズに応じたマッチング支援を行うことが重要である。

3.活動の評価のしくみづくり

取組の継続・拡大に向け、活動の内容や成果を地方自治体等のモニタリングによって客観的に把握しておくとともに、地域の協力や対外的評価が得られるよう、定量的成果（CO2 吸収量、作業量、面積など）や定性的成果（参加者の満足度など）といった活動の評価の基準やしくみの検討も必要となる。

※下図の赤い箇所が地方公共団体の担う役割



支援タイプ	新たな共同利用による関係主体の主なメリット	
資金 + 労力	土地所有者(主に自治体)及び土地管理者 (森林組合等)にとって	里地里山の保全・活用
	活動主体(活動団体、企業)にとって	社会貢献、社会的信頼性の向上、活動支援(場所・技術の提供など)

共同利用のタイプ=5.活動の協定認定・事業認定型

5-3 事業等の認定・認証

- **取組の概要** 企業、NPO 法人等による里山等の保全活動に対し、地方公共団体が一定の基準に基づき、認定・認証を行うしくみ
 - ・ 企業による森づくりや里山の利用保全活動、活動協定締結等に基づき実施される植栽や下刈、除間伐等の森林整備や森林資源・バイオマス等の利活用による CO2 吸収量算定といった活動の成果を知事が評価・認証する制度。
 - ・ CO2 吸収・削減の認証にあたっては、活動主体と森林所有者の間での活動協定締結等が前提条件となる場合が主である。
- **取組の目的**
 - ・ 企業や活動団体等の社会貢献への関心も高まっていることから、そうした主体による里地里山の保全活用の取組やその方針を評価・認証することで、多様な主体による積極的な活動展開を促し、活動を通じた地域の里地里山の生物多様性保全や持続可能な地域づくり等の実現を目指す。
 - ・ CO2 吸収量の評価・認証制度による森林整備活動の推進は、地球温暖化防止、低炭素化社会形成、地域の産業振興への貢献が期待される。
 - ・ 評価・認証を受ける主体は、社会的信頼性の向上、活動場所や活動ノウハウ等に関しての地方公共団体によるあっせんや支援を受けることができるとともに、評価・認証そのものが活動のインセンティブとなり、継続的な取組によるつながることも期待できる。

参考事例

制度・取組	自治体名	説明
いしかわ版里山づくり ISO	石川県	企業をはじめ多様な組織による里山の利用保全活動の取組を県が認証・公表する制度。企業等は複数の里山づくり対象活動の中から取組活動を選択し、取組方針を宣言する。県はこの方針を認証・公表し、里山保全活動を実施、評価見直しをして次年度につなげる。
森林・CO2 吸収・評価・認証制度	長野県	森林(もり)の里親促進事業に参加している企業等の取組を CO2 吸収量で評価・認証(CSR 活動を数値化)することで間伐等を促進する。
山口県森林整備等・CO2 削減認証制度	山口県	森林の整備や木材利用を通じた地球温暖化防止活動への企業や県民の参加を促進するため、森林整備による CO2 吸収量などを県独自に認証する制度を創設。

※：巻末の参考資料で各制度・取組の詳細を紹介

- **取組上の課題等**
 - ・ 地方公共団体が活動団体等を直接選定しそれらの主体に具体的な支援を行う場合には、「公平性」の視点が求められることとなるが、この場合の「公平性」は、より幅広い対象からできるだけ多く選定することではなく、選定の目的や経緯を明確に示し、より良い事業効果発揮を目指すことで確保できるものであることが望ましい。
 - ・ CO2 吸収量の算定基準は、京都議定書のルールに準じ、最新の科学的成果等を活用するなどし、各自治体による独自の算定基準が定められているため、詳細についてはそれらを参照されたい。

取組のしくみと地方公共団体の役割

地方公共団体の役割は、活動のインセンティブとなるよう、活動内容やその成果を適切に評価・認証できるしくみを確立し、活動団体や企業等の多様な主体による里地里山保全活動への参画を促していくことである。

《取組のポイント》

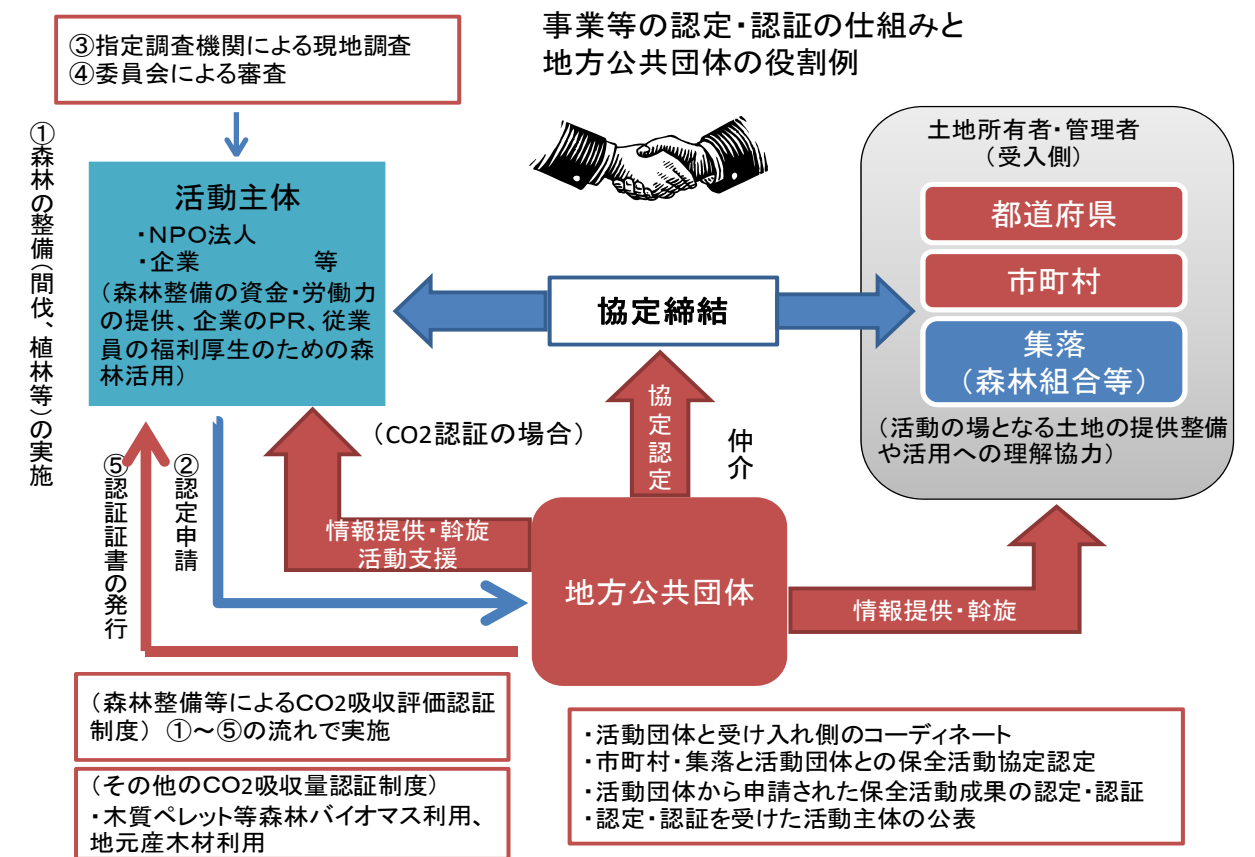
1. 評価・認証の対象、基準、手順等の検討

評価・認証にあたって、対象とする活動や、評価の基準、選定主体 (CO2 吸収量評価については算定主体) も含めた手順とともに、活動主体にとってのメリットを検討することが必要になる。この際、地域の里地里山保全にかかる行政目標を明確にしておくことで、よりスムーズな検討が期待できる。対象となる活動は、森づくり活動、地域コミュニティ支援活動、野生動植物保全活動の他、森林整備活動 (間伐、下刈、除伐、枝打ち、植林)、森林バイオマス利用や県産材利用による CO2 排出抑制・削減等、地域の里地里山づくりに関わるさまざまな取組が考えられる。

2. 多様な主体の理解・参画促進のしくみづくり

公的な評価・認証は、フィールドとなる里地里山の付加価値向上にもつながるため、認定・認証を受けた活動にかかる情報を自治体 HP 等で公表することで、フィールドとなっている地域の活性化や活動への参加・協力者の拡大も期待できる。また、HP だけでなく広報誌やイベント等を活用した取組の PR を適宜行っていくことは、活動主体にとってインセンティブとなるだけでなく、広く市民の関心を高めるきっかけにもなる。

※下図の赤い箇所が地方公共団体の担う役割



支援タイプ	新たな共同利用による関係主体の主なメリット	
資金提供	土地所有者(農林業従事者)にとって	里地里山の維持管理、里地里山資源の利活用、都市農村交流による地域活性化
資金+労力	オーナー(都市住民)にとって	農林業体験・農林産物の収穫、環境保全への貢献など

共同利用のタイプ=6.管理契約型

6-1 オーナー制度

- **取組の概要** 都市住民などが里地里山の一定区画に出資して自ら管理・利用を行えるようにすることで、地域の農地や山林などの保全を図るしくみ
 - ・ 多面的機能を有する棚田や森林を環境保全の資源と位置付け、地元農林業者と都市住民等が協力して地域の里地里山を守っていくしくみ。都市住民や地域の非農林業者等が田畑や山林の指定された一定区画に出資してオーナーになり、作業を行う権利と農林産物を受け取る権利をもつ。
 - ・ 全国で展開されている「オーナー制度」は、オーナーが資金提供をしながら積極的に管理に参加し労力を提供する形だが、知名度の高い棚田等においては、保全活動への理解も得られやすいため、金銭的な支援が中心の「トラスト制度」が導入されている例もある。
- **取組の目的**
 - ・ オーナー制度は、活かしたい地域の里山資源、地元集落の希望あるいは危機感があれば取組可能な事業である。オーナーとなる都市住民等にとっては、環境保全への貢献、里地里山の利用権獲得のみならず、地域とのふれあいによる第二のふるさとづくりにもつながっており、オーナー受入れの地元集落にとっては維持管理にかかる労力や資金の確保、都市住民との交流による地域活性化、移住促進等が期待される。
 - ・ オーナー制度の最大の目的は地域の活性化であり、都市農村交流の継続・拡大によって地元集落の維持・存続、地域の里地里山保全を図ることを目指すものである。

参考事例

制度・取組	自治体名	説明
棚田オーナー制度	静岡県	静岡県の棚田を保全する活動を紹介するHPにおいて、県内3地区で導入されている棚田オーナー制度を紹介。地区の棚田の特徴や申し込み条件をネット上で見ることができる。棚田のオーナーは、栽培管理を体験し、米や茶などを受けとることができる。
竹林オーナー制度	八女市	福岡県八女市では、竹林整備事業のひとつとして、都市部住民向けに竹林オーナー制度を推進(運営の主体は地域の団体)。オーナーは所有者と5年契約を結び、例えば、1区画250~400㎡、借地料4,000円~10,000円/年を支払い、竹林の管理・収穫を行うとともに、会員カードにより特典を得る。
「全国棚田オーナー制度」の情報発信	全国水土里ネット(全国土地改良事業団体連合会)	全国に広まりつつある棚田オーナー制度の各地の活動を提供するためのしくみとして、行政機関の協力を得て、「ふるさと水と土基金」のホームページに棚田オーナー制度情報のページを開設。

※：巻末の参考資料で各制度・取組の詳細を紹介

取組上の課題等

- 米や農作物などの収穫物がある棚田や畑等のオーナー制度は申込者も多く比較的活動も活発であるが、山林の場合、そういった点で作業者が集まりにくいといった課題も見られる。山林オーナーとして「自分の山」を楽しめるような、木工品製作や炭焼きといった資源活用プログラムの提供も効果的といえる。
- オーナー作業以外の日常管理を行うための地元集落での人手確保も課題の一つであり、地元住民への理解促進や他地域との連携等による協力者の拡大が必要である。

取組のしくみと地方公共団体の役割

オーナー制度においては、主体は地元集落や土地所有者、あるいは維持管理を担う仲介組織(NPO、財団等)である場合が多いが、地方公共団体に関わることによって、信頼性向上による参加者・協力者の拡大や、オーナー契約時等の信用度が高まることが期待されている。

取組促進の主なポイントは「1. オーナーの募集・受入れ準備」「2. オーナーの受入れ」「3. 参加者・協力者の拡大」である。

《取組のポイント》

1. オーナーの募集・受入れ準備

オーナー募集にあたっては、地元集落・土地所有者が提供する里山資源の情報(土地の状態、アクセス等)、利用ルール等を明確にしておくことが重要である。また、地元集落等への負担、オーナー間での条件の違い等によるトラブルを防ぐためにも、第三者(地域事情に詳しい仲介組織あるいは地方公共団体)を通じたオーナー募集・契約を進めることが望ましい。

また、オーナー受入れに際して、トイレ・休息所の整備等、設備面の充実に向けた支援も考えられる。

2. オーナーの受入れ

オーナーの受入れにあたっては、地元集落や地方公共団体による講習会等の定期的な開催し、活動意欲を継続させることが重要である。また、地域住民や地域の各種名人等が講師を務めることによって、交流の場ともなり、それらを核にした都市農村交流の拡大も期待できる。

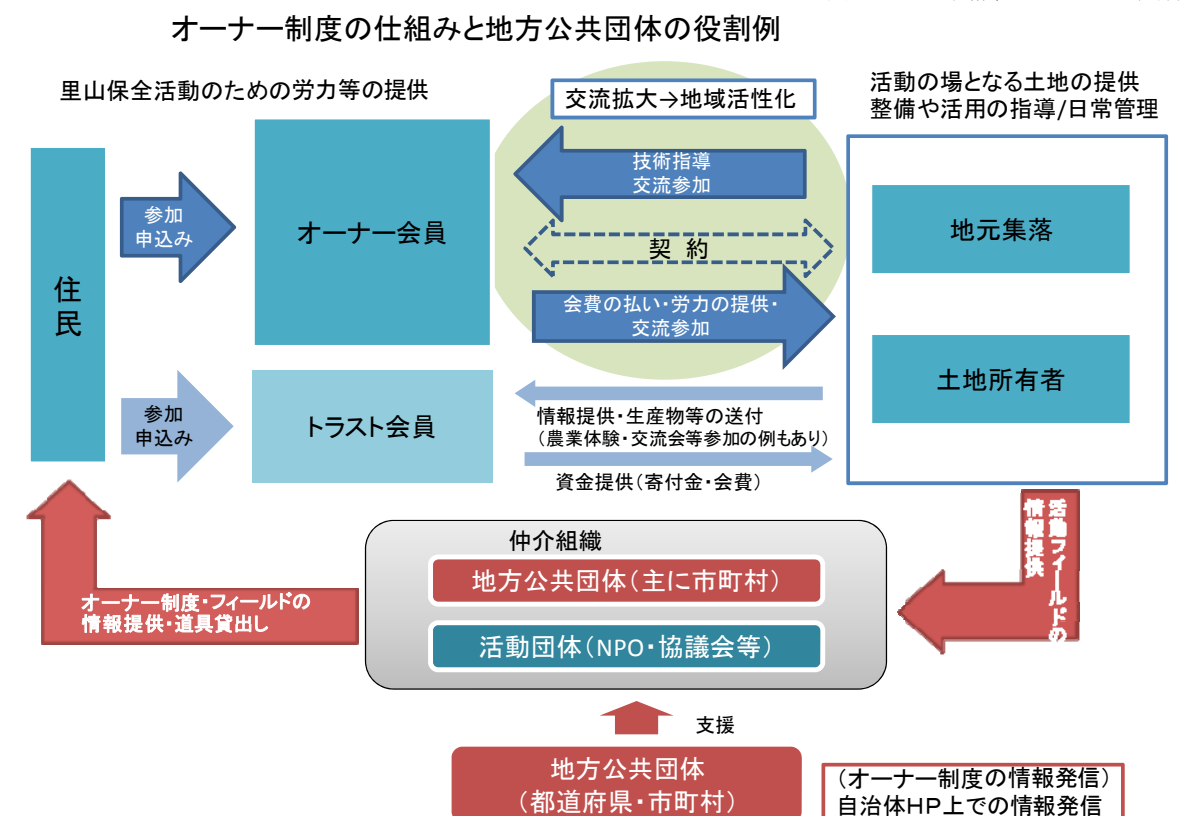
また、地域住民と都市住民による意見交換の場を設定するなどし、作業技術だけでなく、地域が抱える課題やオーナー制度の意義等を学ぶ機会をつくることも重要である。

3. 参加者・協力者の拡大

オーナー制度による交流人口の拡大に向け、募集方法の見直し等によるオーナー数の拡大、単一年の活動の場合は作業メニューの多様化等によるリピーター率の向上に努める必要がある。

また、参加者・協力者の拡大に向けては、募集情報更新や活動の様子報告など、さまざまな媒体を通じた情報発信によって、広く取組を普及させていくことが重要である。

※下図の赤い箇所が地方公共団体の担う役割



支援タイプ	新たな共同利用による関係主体の主なメリット	
労力提供	土地所有者(個人・地方公共団体)にとって	里地里山の保全・再生、園地としての活用
	指定管理者(活動団体、企業等)にとって	活動の継続・拡大、地域・社会貢献
	一般住民にとって	里地里山の恵みの享受、地域の里地里山保全、自然とのふれあいなど

共同利用のタイプ=6.管理契約型
6-2 公園化による里地里山の維持管理

- **取組の概要** 維持管理を必要とする土地を公園化して開放し、協働による管理、市民による利用を通じて地域の里地里山の保全・再生を図るしくみ
 - ・ 管理放棄や開発の危機にさらされている里地里山等の土地について、地方公共団体が都市計画公園区域等として確保し、身近な自然とのふれあい、レクリエーション、体験学習の場などとして市民に広く活用してもらえよう公園（里山公園）として整備する。
 - ・ こうした公園は、活動団体や民間事業者等「指定管理者」とよばれる主体によって管理・運営が行われている例が増えており、複数の指定管理者によるパートナーシップ構築の例も見られる。
- **取組の目的**
 - ・ 公園化された里地里山には、地域の里山的自然環境や動植物の保全、地域の里山文化の継承、循環型のしくみづくり、里山教室開催等による体験学習の機会提供や地域内外の交流促進、交流拡大による地域振興など、さまざまな役割が期待されるとともに、地域の里地里山保全のモデル（拠点）としても、その活用が期待される場所である。
 - ・ 指定管理者制度の活用は、行政コストの削減のみならず、公園の管理・運営に民間の創意工夫ある企画や運営手法を取り入れることによって、事業展開が活性化し、より効果的・効率的な里地里山の保全・再生が期待できる。

● **参考事例**

制度・取組	自治体名	説明
都立公園等の指定管理者の指定	東京都	都立公園等において、効果的・効率的な管理運営を目指していくため、指定管理者制度を導入している。
オオムラサキセンターの指定管理者の指定	北杜市	指定管理者制度を利用して、NPO に市の施設オオムラサキセンター(展示資料館、森林科学館、生態観察施設、自然公園などを含む)の管理を委託。「里山再生プロジェクト」を実施。

※：巻末の参考資料で各制度・取組の詳細を紹介

● **取組上の課題等**

- ・ 公園の管理・運営を協働で行う場合には、その役割分担を明確にしておくことが重要である。行政による方向性（指針）の明示、企業による施設整備等のハード整備の促進、NPO等活動団体による普及・啓発イベント開催等のソフト事業の展開など、各主体の強みを活かした管理・運営のあり方を考えることが大切であり、多様な主体の強みを活かすことができるパートナーシップ構築は理想的な体制であるといえる。
- ・ 指定管理者制度は業務効率化によるコスト削減も求められているところではあるが、人件費や事業費の削減、サービスの低下、指定管理者のモチベーションの低下を招くことのないよう、適正な指定管理料の算定が必要である。

取組のしくみと地方公共団体の役割

公園化による里地里山の維持管理において重要なことは、地方公共団体が公園化にかかる方向性（整備の目的）を明確に示しておくこと、指定管理者制度の活用等により十分な管理・運営を行うための体制を構築すること、より多様な主体の参入を可能にし、維持管理の継続性を確保することである。

《取組のポイント》

1.対象地確保と公園の目指す方向性の検討

地域で守り伝えるべき里地里山、あるいは管理放棄地や開発の危機にさらされている土地に対して、公有地でない場所は、地権者に土地の提供を求めたり、買取りなどを行い、対象地として確保する。

公園化にあたっては、「生物多様性保全」や「里山文化伝承」など、その方向性や将来像を明確にしておくことが重要である。『茅ヶ崎里山公園（神奈川県）』では、専門家会議・協議会の設置等による丁寧な議論を重ね、里山公園のあり方を明確にしている。

2.公園の管理・運営にかかる検討

公園の管理・運営を指定管理者等に委ねる場合、管理者選定にあたっては、申請団体の専門性やノウハウの発揮により、公園施設の魅力向上、利用促進が図られ、質の高いサービス提供や経費節減が期待できるような主体が選ばれることが望ましい。（※「指定管理者制度」のしくみについては以下図参照）

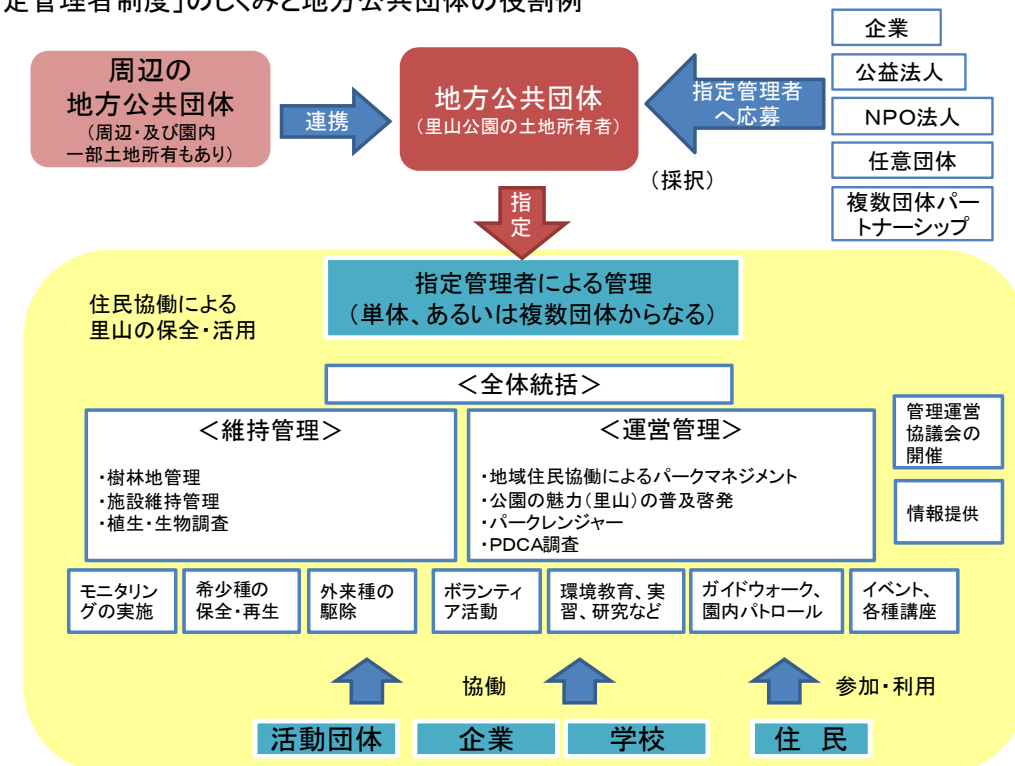
また、1で検討した整備目的を踏まえ、園内のゾーニング（保全エリア・利用エリアなど）、市民協働の場の提供といった、園地活用のあり方についても検討が必要である。

3.利用者(来園者)の拡大

公園の利用拡大に向けて、多様な媒体を通じた広報（活動報告、インパクトのあるキャッチコピー等）で市民の関心を広く集めるとともに、さまざまな体験施設・プログラム等の整備、イベント開催等によって、多様な主体の交流を促進し、地域活性化につなげていくことが重要である。

※下図の赤い箇所が地方公共団体の担う役割

「指定管理者制度」のしくみと地方公共団体の役割例



3. 取組検索シート

※: 下記の「仕組み・制度のタイプ」や「施策の目的」から、詳細を知りたい共同利用の取組内容を検索し、各ページ(活用シート)に進んでください。

【共同利用のための仕組み・制度のタイプ】

1.人材確保・育成型 (地域の里地里山保全、地域活性化に向けた人材の確保・育成)	2.基金・資金援助型 (土地の買い上げ、募金や寄付による基金の創設、企業による支援等)	3.消費活動参加型 (農産物の認証や地域産木材の利用促進)	4.税等による一律費用負担型 (法定外目的税や公的資金による費用負担)	5.活動の協定認定・事業認定型 (企業やNPOと地元を結びつける活動協定認定等)	6.管理契約型 (新たな担い手による主体的な管理)
---	--	----------------------------------	--	---	------------------------------

施策の目的: 地域の里地里山における共同利用の取組として検討したい内容

新たな共同利用推進のための取組の柱 (P10~11参照)

共同利用の取組

	1-①関係者の仲介	1-②関係者間のネットワーク構築	2-①活動への支援	2-②人材育成	2-③活動フィールドの確保	3-①安定的財源の確保	3-②仲介組織の整備	3-③広域的な保全活用計画や条例等の策定	4-①理解醸成・普及啓発・環境教育	4-②参加・協力促進のしくみづくり
1-①関係者の仲介 ●里地里山の地権者・管理者と活動主体とを結びつける	◎	○	○	◎	○	○	○	○	◎	○
1-②関係者間のネットワーク構築 ●里地里山保全に関わる主体の交流の場や機会をつくる	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○
2-①活動への支援 ●活動団体等の自立に向けた支援 ●地域の良い活動や里山で生産される農林産物の評価、認証	○	○	◎	◎	○	○	○	○	○	○
2-②人材育成 ●ボランティアの育成や組織化を行い、作業の担い手を確保 ●里山保全活動の指導者、担い手を育成	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○
2-③活動フィールドの確保 ●地域で特定の里地里山を選定して取組の拠点を整備 ●活動団体や企業等に活動フィールドを斡旋・紹介	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	◎
3-①安定的財源の確保 ●里地里山の維持管理に係る費用を確保	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○
3-②仲介組織の整備 ●多様な主体間のコーディネート役を担う仲介組織や窓口を設置し、共同利用の取組を促進 ⇒Ⅱ.4 (取組の推進体制) 参照	○	○	○	○	○	○	◎	○	○	○
3-③広域的な保全活用計画や条例等の策定 ●関連計画や条例等の策定によって、地域独自の里地里山の保全活用を推進	○	○	○	○	○	○	○	◎	○	○
4-①理解醸成・普及啓発・環境教育 ●普及啓発・環境教育等の推進によって地域住民の里地里山保全への理解を深めてもらう	◎	○	○	○	○	○	○	○	◎	◎
4-②参加・協力促進のしくみづくり ●維持管理の手伝い、寄付や消費活動といったさまざまな形で一般市民が参加・協力できるしくみをつくる	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	◎

※◎: 施策の目的(検討したい内容)と関連の深い仕組みや制度
○: 施策の目的にかかる検討において参考となる仕組みや制度

【参考資料】

■ 共同利用の既存取組に関する参考事例

(※各事例の記載内容は、2013年3月現在に確認したもの。)

1. 人材確保・育成型

1-1 ボランティア確保

いしかわ農村ボランティア	石川県 農林水産部農業政策課中山間地域振興室
<p>・過疎化、高齢化が進み集落機能が低下した中山間地域の活性化のために、ボランティアとして中山間地域の集落活動に協力したい都市住民（農村役立ち隊）と、これらの県内ボランティアを受け入れる中山間地域の集落・地区組織（受け入れ隊）を「いしかわ農村ボランティア」として組織化し、その協働活動を支援するとともに、当該集落・地区の住民とボランティアとの交流を促進する。</p> <p>●活動内容</p> <p>①農作業、農地の草刈り、道路または用排水路の清掃その他中山間地域の農業生産活動の維持・増大に貢献する活動</p> <p>②中山間地域と都市住民との交流活動、その他多面的機能の確保、向上に貢献する活動</p> <p>③中山間地域の活性化を図るために必要な活動</p>	
<p style="text-align: right;">出典：石川県 HP（いしかわ農村ボランティア窓口）</p>	



いしかわ里山ポイント制度	石川県 環境部里山創成室
<p>・里山の生物多様性に向け、その持続的な利用を通して里山の環境を維持するために、里山地域に暮らす住民だけでなく、様々な方々の参画も得て、里山づくりを行っていくことが必要となっていることから、県や市町、里山づくり ISO 認証団体等が主催する里山の利用保全活動の参加者に対してインセンティブとなる里山ポイントを付与し、そのポイントに応じた里山チケットを交付することにより、より多くの人々が、里山の利用保全活動に参画することを目的としている。</p> <p>●ポイント制度活用の流れ</p> <p>①いしかわ里山推進協議会が、県や市町、里山づくり ISO 認証団体等を対象に、里山ポイント交付対象活動を募集し、所定の要件を満たす里山の利用保全活動の実施団体に里山ポイントを交付。</p> <p>②里山ポイントを交付された活動の実施団体は、里山利用保全活動の参加者に対して、里山ポイントを交付。</p> <p>③活動参加者は一定の里山ポイントがたまったら、応募はがきに添付して里山チケットと交換し、利用。（里山チケットは、事業に協賛する農産物等直売所や地産地消を推進している飲食店で、購入・飲食代金の支払いに利用できる金券）</p> <p>※上記「いしかわ農村ボランティア」の活動も里山ポイントの交付対象となっている。</p>	
<p style="text-align: right;">出典：石川県 HP（いしかわ里山ポイント制度について）</p>	

兵庫県ふるさとむら活動(農村ボランティア)	兵庫県
	農政環境部農政企画局総合農政課楽農生活室
<p>・過疎化・高齢化により農村の維持が困難になりつつある集落において、都市住民の力を借りて農村集落の活性化と都市住民と農村住民の交流の場づくりを目的に、農村ボランティアを募集し、一緒に農作業や集落活動などを行う。</p> <p>・ボランティア希望者は、会員登録をした後、活動やイベントの情報提供を受け、希望の活動に参加することができる。</p> <p>・活動の内容は、一般的な農作業、草刈りから夏祭り等の集落行事まで幅広い。活動場所は、「ふるさとむら」の名称で兵庫県が認定した県内の中山間地域の農村集落。</p> <p>・事務局は、公益社団法人兵庫みどり公社兵庫楽農センター楽農交流課内に設置。</p> <p style="text-align: center;">出典：兵庫県 HP（農村ボランティア）、兵庫楽農センターHP（農村ボランティア広場）</p>	

1-2 人材育成

フォレストスクール推進事業など	岡山県
	農林水産部林政課
<p><フォレストスクール推進事業> 2012(平成24)年度</p> <p>森林ボランティアグループ等の自主的な取組を実践面から支える人材を育成するために、森づくりの指導者や活動への参加者を対象とする研修をそれぞれ実施し、県民が育て楽しむ森づくりを推進する。</p> <p>①森づくりリーダー研修</p> <p>・森林ボランティアの指導者を対象に、企画立案・安全管理・技術指導など実践的な研修を実施し、自主的な森づくりボランティア活動を担う指導者の育成を図る。</p> <p>②森づくりワークショップ</p> <p>・森づくり活動への参加希望者を対象として、森の恵みを楽しむのに必要な知識や技術について体験型のプログラムを実施し、地域における森づくりを推進する。</p> <p style="text-align: center;">出典：岡山県 HP（平成24年度「おかやま森づくり県民税」事業）</p>	



能登「里山里海マイスター」育成プログラム

金沢大学

[パートナー自治体]

石川県、輪島市、珠洲市、穴水町、能登町

- ・世界農業遺産に認定された「能登の里山里海」を次世代に受け継ぐための人材育成の取り組み。
- ・金沢大学と、石川県、奥能登地域の自治体（輪島市、珠洲市、穴水町、能登町）が連携して実施。
- ・人材育成の拠点である「金沢大学能登学舎」（珠洲市）は小学校の廃校舎を再活用。

●人材育成の概要

- ・1年間のプログラム。受講料は無料。10月から9月の隔週土曜日に開催。
- ・自ら学ぶ意欲を持ち、持続可能な地域社会の形成を目指す45歳以下の次世代リーダーが対象。

①能登の豊かな自然・文化を守り育てる生活を実践したい人

②金沢大学とともに里山里海を研究し、保全・活用方法を探したい人

③能登の里山里海の新しい価値を発見し、生業や仕事に活かしたい人

- ・基礎科目と実践科目（ゼミナール）を習得し、卒業後は、「里山里海マイスター」の称号を授与。

①基礎科目：講義（里山里海の生態系サービス、能登の風土と伝統技術、地域資源を活かしたブランド化戦略、6次産業化、バイオマスの利用、ニューツーリズム、耕作放棄地の新たな利用、過疎地域における公共交通のあり方）、演習（企画立案のノウハウ、GIS活用法）、実習（里山里海の実地調査、農村社会・農林漁家調査、先進事例調査）

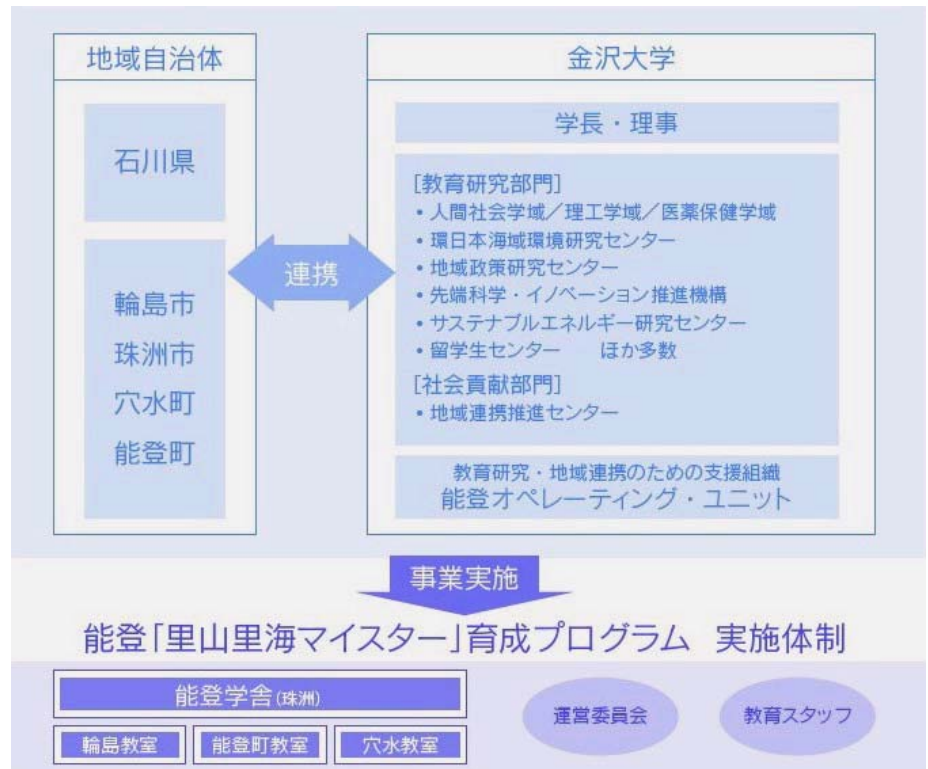
②実践科目：ゼミナール

- ・さらに各市町に拠点を設置し、それぞれの地域課題に焦点を当てた教室（6次産業化／輪島市「輪島里山里海塾」、バイオマス活用／能登町「ふるさと未来塾」）を開講。

●実施体制

・金沢大学と地域自治体が資金を持ち寄り、プログラムを運営（年間4千万円）。プログラムは金沢大学の中期計画の中で社会貢献・地域研究における中核として位置付けられており、代表（大学教員）をはじめ、生態学や民俗学を専門とする若手研究員や、公的機関・民間企業出身のスタッフにより運営。

・受講生は、地域の農林漁業者や里山里海関連の活動・ビジネスのリーダーらによる支援組織「里山マイスター支援ネット」はじめ、修了生のネットワークから、就農や就業の助言・指導が受けられる体制に。



出典：金沢大学地域連携プロジェクト 能登里山里海マイスター育成プログラム HP

2. 基金・資金援助型

2-1 基金の創設

いしかわ里山創成ファンド	石川県
	環境部里山創成室

・2011(平成23)年5月31日に県と地元金融機関で創設した基金(総額53億円)の運用益等を活用し、里山里海の資源を活用した生業(なりわい)の創出、里山里海地域の振興、多様な主体の参画による里山保全活動の推進、里山里海の恵みの大切さについての普及啓発を行うことで、元気な里山里海地域の創成を図る。

●2012(平成24)年度採択事業例

- ・大野製炭工場：お茶炭のブランド化による能登製炭業活性化
- ・湯涌かぶら利用拡大協議会：「湯涌かぶら」の生産振興と魅力的な商品づくり等による湯涌地区の活性化

●基金の造成

- ・県と地元金融機関の出資により基金を創設し、5年間の運用期間で約4500万円/年の運用益を得る。

●「いしかわ里山づくり推進協議会」と役割

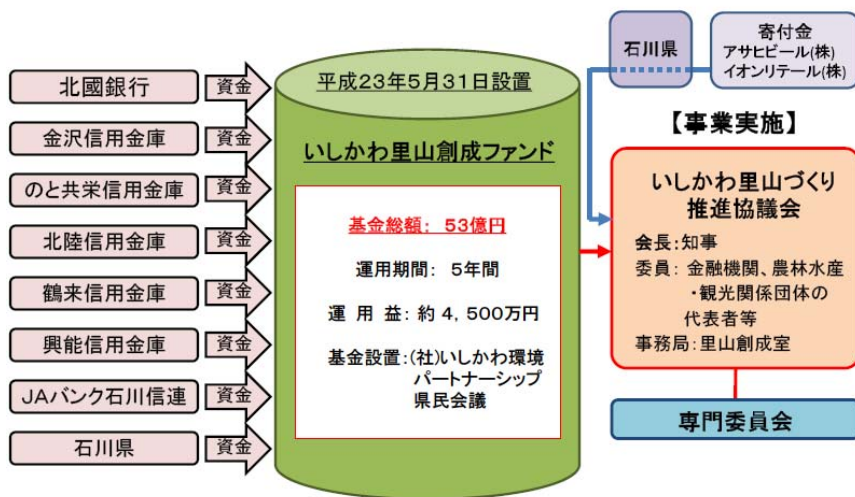
- ・県、出資金融機関、関係団体等からなる「いしかわ里山づくり推進協議会」(事務局：里山創成室内)を設け、「いしかわ里山創成ファンド」の運用益等を活用した各種事業を実施する。

いしかわ里山創成ファンドを活用した里山里海づくり

<概要>

昨年5月に県と地元金融機関で創設した基金(総額53億円)の運用益等を活用し、里山里海の資源を活用した生業(なりわい)創出、里山里海地域の振興、多様な主体の参画による里山保全活動の推進、里山里海の恵みの大切さについての普及啓発等を行うことで、元気な里山里海地域の創成を図る。

■スキームの概要


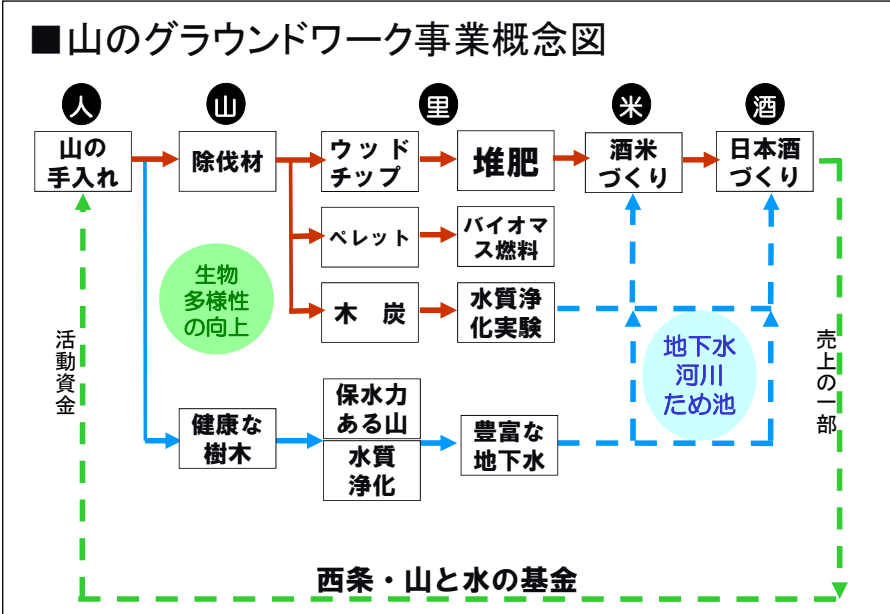


○里山創成ファンドの活用事業


1. 里山里海の資源を活用した生業(なりわい)の創出
 - ・里山里海の振興につながるモデル的な取り組みに対する支援
2. 里山里海地域の振興
 - (1) 里山里海地域を元気にするイベント支援
 - ・地域ぐるみで取り組む全国に発信し得るイベント開催支援
 - (2) 里山の資源循環モデルの構築による地域おこし
 - ・竹材や里山のエネルギー資源などの有効活用など、モデル的な地域資源循環システム構築による地域おこしへの支援
 - (3) 里山景観の創造
 - ・エコツーリズムなどの資源ともなる、里山景観の整備
3. 多様な主体の参画による里山保全活動の推進
 - ・より多くの人々が里山保全活動に取り組むきっかけとなる保全活動イベントの開催
 - ・保全活動に必要な資材の購入・貸し出し
4. 里山里海の恵みの大切さについての普及啓発
 - ・里山里海展の開催

出典：石川県ホームページ

(いしかわ里山創成ファンド)

西条・山と水の基金	(広島県東広島市)
	西条・山と水の環境機構
<p>・東広島市西条地域では、2001(平成13)年5月に「西条・山と水の環境機構」を設立。酒造協会関係者を中心に、市民、行政(広島県、東広島市)、高校・大学、企業関係者らが連携・協働し、里山林の整備と地場産業の活性化を推進するしくみを構築している。</p> <p>・酒造協会会員の造り酒屋が酒1升の売り上げにつき1円を拠出して基金をつくり(年間およそ600万円)、それをもとに活動を展開。</p> <p>・水源となる里山林の整備、そこで出る木質資源の活用(堆肥化し酒米用水田に施肥、炭にして水質浄化等)、流域の里山林整備活動団体への報奨、環境教育、森林整備と水質に関する調査研究等を実施。里山林と地場産業を軸に、資源と経済の循環を生みだしている。地場産業からのファンド設立、明確なミッションと分かりやすい地域貢献効果、事業者を中心に学術機関・公的機関とも連携した安定的な運営組織により、多数の参加者・賛同者を得て持続しうる体制ができている。</p>	
	
	<p>■山のグラウンドワーク事業概念図</p>  <p>出典：西条・山と水の環境機構HP、里山なびHP (参考事例集：里山整備の民間資金創出)</p>

2-2 トラスト運動

大阪みどりのトラスト協会による大阪府指定の自然環境保全地域等の支援	大阪府
	環境農林水産部みどり・都市環境室みどり推進課 公益財団法人大阪みどりのトラスト協会
<p>・大阪府では、自然環境保全条例により貴重な自然環境を有する地域を指定し、地域の保全を図っている。自然環境保全地域(5箇所)、緑地環境保全地域(2箇所)。</p> <p>・1989(平成元)年11月に財団法人大阪みどりのトラスト協会を設立(基本財産の40%強を大阪府が出資、2011(平成24)年4月に公益法人に移行)。貴重な自然環境・里山の保全、緑化の推進、緑の募金運動(森林整備等への助成等)、ボランティア団体等の指導・育成・活動支援、自然環境の保全・緑化に関する普及啓発及び調査研究などの事業を実施しており、その中には、大阪府自然環境保全地域に指定されている社寺林への助成金の交付、緑地環境保全地域の保全活動なども含まれる。</p>	
	
<p>出典：大阪府HP(大阪の自然環境)、(公財)大阪みどりのトラスト協会HP</p>	

2-3 企業等による活動団体や農山村集落への活動支援

ひょうご企業と農山村のふるさとづくり	兵庫県 農政環境部農政企画局楽農生活室楽農生活係
<p>・農山村（ふるさと）を舞台に、企業が社会貢献（CSR）や社員研修、福利厚生等の場として活用する農山村との連携活動を実施し、企業と農山村住民が一体となった農山村を活性化させる活動。</p> <p>・企業と農山村の連携活動は、双方の資源や特徴を活かし、お互いの成長・発展や課題解決に結びつき、継続性と発展性のある活動となるよう兵庫県・市町が企業と農山村のマッチングを支援する。</p> <div data-bbox="507 510 1433 900" style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: right;">出典：兵庫県 HP（ひょうご企業と農山村のふるさとづくり）</p>	

企業による里山活動へのサポート	千葉県 特定非営利活動法人ちば里山センター (千葉県農林水産部森林課)
<p>●環境保全活動を望む企業に対し、ちば里山センターが、企業と地域の里山活動団体の間の仲介・コーディネートを実施。</p> <p>企業は、地域で活躍する里山活動団体に対し、社内ボランティアによる人的支援などを通じて社会貢献活動を行うことができる。</p> <p><企業による具体的な相談例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・里山保全や森林整備を CSR や社員研修として取り組みたい ・森林整備等により県の CO2 吸収量認証を取得したい ・里山活動に関する合同セミナーや現地研修に参加したい ・里山団体との協働や支援により里山活動に取り組みたい <p style="text-align: right;">出典：千葉県 HP（企業参加の里山づくり）、ちば里山センターHP（事業内容）</p>	

3. 消費活動参加型

3-1 農産物等認証制度

朱鷺と暮らす郷づくり認証制度	佐渡市 農林水産課生物多様性推進室生物共生推進係
<p>・安全でおいしい佐渡米を認証する制度。農薬や化学肥料を減らし、「生きものを育む農法」で栽培された米を対象とする。売上の一部は「佐渡市トキ保護募金」に寄付される。</p> <p>●認証基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「生きものを育む農法」で栽培していること。具体的には、水田、水路での江（深み）の設置、ふゆみずたんぼ、魚道等水路の設置、ビオトープの設置などの取組。 ・生きもの調査の実施（年2回）。 ・農薬や化学肥料の削減。 ・エコファーマの認定を受けた生産者であること。 ・佐渡で栽培された米であること。 <p style="text-align: right;">出典：新潟県佐渡市 HP（「朱鷺と暮らす郷づくり」認証制度のご案内）</p>	



大崎こだわり農産物PR推進事業	宮城県大崎市 産業経済部産業政策課・農林振興課
<p>・ササニシキやひとめぼれといったブランド米を生みだした大崎市では、こだわりを持って生産された米を市のおすすめ品として登録しPRする「大崎市こだわり農産物PR推進事業」を行っている。PRすることで、大崎市の地域イメージを向上させ、農産物の販売支援、地産地消を推進する。</p> <p>・登録された農産物には「大崎市こだわり農産物登録書」「大崎市こだわり農産物マーク」を交付し、表示してもらう。</p> <p>・また、登録された米を提供する市内の飲食店およびホテル、旅館などの宿泊施設を、大崎市こだわり農産物提供店として登録している。</p> <p>●対象となる米</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. みやぎの環境にやさしい農産物認証・表紙制度に基づき認証された米 2. 有機農産物の日本農林規格（有機 JAS）に基づき認定された米 3. 市内各 JA による環境保全米 4. NPO 法人シナイモツゴ郷の会に認証された「シナイモツゴ郷の米」 5. NPO 法人鳴子の米プロジェクトによる「鳴子の米プロジェクト・ゆきむすび」 <p style="text-align: right;">出典：大崎市 HP（大崎市こだわり農産物 PR 推進事業、大崎市観光案内・おおさきの味）</p>	



高島市農産ブランド認証制度など

滋賀県高島市

産業経済部 農業振興課

・高島市は合併により 2005(平成 17)年に誕生。環境保全型農業の推進を中核事業の一つとしてきた。

●高島市農産ブランド認証制度

・2011(平成 23)年度から開始。“びわ湖源流の郷たかしま”の水と土で生産された安心・安全な農産物や・農産加工品を認証する「高島市農産ブランド認証制度」を実施している。

・農薬・化学肥料の使用割合によりランク付けしている。

【ランク 1】 農薬・化学肥料：不使用

【ランク 2】 農薬・化学肥料：通常の 5 割以下

【ランク 3】 農薬・化学肥料：適正使用

(下記「たかしま生きもの田んぼ米」は認証ランク 1 の農産物である。)

・認証農産物は、認証マークをつけて市内の道の駅や直売所で販売されている。



●地元米のPR

・地域の生産者が取り組む環境共生型の米作りなどを支援。「たかしま生きもの田んぼ米」(地元生産者による「たかしま有機農法研究会」が独自の栽培規定に基づいて生産)などをHPでPRしている。

出典：高島市HP・農業(「高島市農産ブランド認証」とは、たかしま生きもの田んぼ米)

3-2 地域産材利用促進制度

<p>おかやまの木でつくる快適環境整備促進事業等</p>	<p>岡山県 農林水産部林政課</p>
<p><おかやまの木でつくる快適環境整備促進事業></p> <p>①木とふれあう空間整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設や学校、社会福祉施設及び医療施設等における県産材を使用した内装や用具の整備に助成する。事業主体：市町村・公共建築物整備者、補助率：1/2 以内 <p>②木とふれあう快適学習環境づくり事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校における県産材製学習机・椅子を整備、導入助成する。事業主体：県・市町村（教育委員会）・学校法人、補助：定額（26,250 円以内） <p>③木の香る憩いのまちづくり推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光地や商店街等におけるまちづくりでの県産材使用に助成する。事業主体：商工関係団体・町内会・NPO 等の各種団体及び市町村、補助率：1/2 以内 <p><公共建築物等木材利用促進事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共建築物等への県産材利用に関する供給側と利用側との情報交換、基本設計の作成を支援し、公共建築物における木造化や内装等の木質化等を促進。 ・県産木材製品や木質バイオマス燃料の利用についての情報発信を行い、木材の特性やその利用の促進の意義について県民の理解の醸成を図る。 <p><県産ヒノキ販路拡大等推進事業> 2012(平成 24)年度新規事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内のヒノキ等人工林資源の効率的な加工流通体制を整備し、品質・性能に優れた製材品の県内外への販路拡大を促進する。展示会・商談会への出展支援、新用途開発実証の支援、性能表示（JAS 表示など）促進、アドバイザー人材養成及び工務店の活動支援など。 <p><バイオマスイノベーション創出事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の企業や大学等が有する有望な木質系バイオマス利活用の研究技術シーズを活かし、研究段階から実用化段階に応じてシームレスに支援。 <p><高校生「県産材活用」UD整備事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校生らの企画・提案により、県産材を使って、ユニバーサルデザインに配慮した居室の改修を行い、生徒の憩いの空間、地域住民との交流の場として学校を整備する。実施校 1 校を選定。 <p style="text-align: right;">出典：岡山県 HP（「平成 24 年度「おかやま森づくり県民税」事業）</p>	



<p>県産材の利用促進</p>	<p>山梨県 森林環境部林業振興課</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・山梨県では、県産材の利用促進のため、以下のような事業を実施。 <p><甲斐の木活用アドバイザーの養成・紹介></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県産材を利用した住宅建築にアドバイスを行う専門家「甲斐の木活用アドバイザー」を養成し、県民に紹介している。 ・建築士、建築施工管理技士、建築大工技能者検定のいずれかの資格を持ち、県が実施する県産材についての研修（現地研修を含む）を受講した者を「甲斐の木活用アドバイザー」として県が認定する。（目標認定者数に達したため、現在は新たな認定は行っていない） <p><甲斐の木で家をつくる会の認定と支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材の生産から加工、住宅建築に至る関係者が一体となり、県産材住宅の建築を行う団体を「甲斐の木で家をつくる会」と認定し、住宅相談会や、森林見学会などの活動を支援している。 <p style="text-align: right;">出典：山梨県 HP（県産材の利用促進）</p>	

4. 税等による一律費用負担型

4-1 独自課税の導入による財源調達

<h4>高知県森林環境税</h4>	高知県 税務課、(事業) 林業振興・環境部林業環境政策課
<p>・2003(平成15)年、全国に先駆けて「森林環境税」を導入し、県民を森のサポーターとして、県民みんなで支える森づくりを実施。2008(平成20)年度より2期目に入り、CO2の森林吸収源を確保するとともに森林の荒廃を予防するといった観点から、人工林の若齢林を集中的に整備。</p> <p>●税額 個人：年額500円、法人：年額500円。(年間合計1.7億円前後。)</p> <p>●期間 2008～2012(平成20～24)年度(第2期)</p> <p>●税収の使途</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益林保全整備事業(保育間伐) ・森林保全ボランティア活動推進事業 ・木の香るまちづくり推進事業 ・希少野生植物食害対策事業 ・森づくりへの理解と参加を促す広報事業 ・こうち山の日推進事業 ・山の学習総合支援事業 	<p>森林環境税による事業の仕組みについて</p> <p>県民税均等割の超過課税(森林環境税)と、同税の趣旨に賛同して寄せられる寄付金</p> <p>県民</p> <p>県民の意見を検討に反映</p> <p>基金運営委員会 事業計画の検討、事業の実施状況確認、事業家への意見等</p> <p>積立て</p> <p>森林環境保全基金</p> <p>基金からの繰入金</p> <p>森林環境を保全する事業</p> <p>森林環境税は、県民税均等割に年額500円を上乗せするもので、個人、法人ともに幅広く公平にご負担いただいています。</p> <p>県民意見の反映・透明性の確保</p> <p>出典：高知県 HP (森林環境税のページ)</p>

<h4>ひろしまの森づくり県民税</h4>	広島県 税務課、(事業) 農林水産局森林保全課
<p>・県土面積の約72%を占める森林を手入れし、森林の役割を最大限に発揮させながら、安らぎと潤いのある生活を維持し、次世代に引き継いでいくため、ひろしまの森づくり県民税を2007(平成19)年4月から導入。</p> <p>●税額 個人：年500円 法人：均等割額の5% 年間税収840百万円程度。</p> <p>●適用期間 2007(平成19)～2016(平成28)年度</p> <p>●税収の使途</p> <p>例：広島市森づくり推進事業(広島市経済観光局農林水産部農林整備課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「知る」(情報発信・普及活動)：森づくりコミュニティ形成事業、森林・林業体験活動支援事業 ・「利用する」(保全・利活用)：人工林健全化推進事業、里山再生整備事業、竹林整備推進事業、ひろしま産間伐材利用推進事業、木質バイオマス利用推進事業、森林ふれあい空間整備事業 ・「参加する」(森づくり活動への支援など)：市民協働森づくり支援事業、里山整備指導者派遣事業、企業の森里親制度事業、森づくりポイント制度事業 <p>出典：広島県 HP (ひろしまの森づくり県民税)、広島市提供資料「広島市森づくり推進事業実施計画」</p>	<p>【「ひろしまの森づくり事業」の取組】</p> <p>背景・課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人工林間伐の遅れ ・放置森林の増加 ・松くい虫被害 ・林業活動の低迷 ・森林に対する意識の希薄化 など <p>公益的機能の低下</p> <p>多様な森林づくりが必要</p> <p>取組</p> <p>ひろしまの森づくり事業</p> <p>《地域主体の取組(市町)》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆人工林対策 <ul style="list-style-type: none"> ・荒廃した人工林の間伐 など ◆里山林対策等 <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民等による里山林整備 ・間伐材利用 ・体験活動 など <p>《広域的な取組(県)》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆県民意識の醸成 <ul style="list-style-type: none"> ・森づくりの情報発信、啓発活動 ・県産材の普及促進 <p>ひろしまの森づくり県民税 (県民全体で支える森づくり)</p>

奈良県森林環境税

奈良県

総務部税務課、(事業)農林部森林整備課

・ 県土の 77%が森林。2006(平成 18) 年、県の独自課税として森林環境税を導入。現在は第 2 期。

●税額 個人：年額 500 円、法人：均等割額の 5 %。

●期間 2011(平成 23)～2015(平成 27)年度

●税収の用途

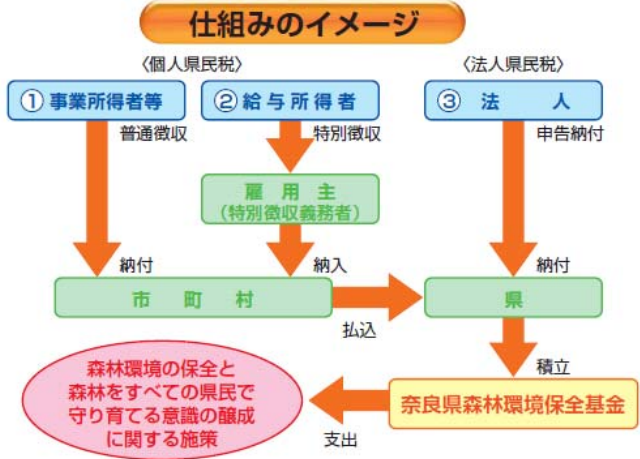
①第 1 期の取り組みの成果

- ・ 奈良の元気な森づくり推進事業 (放置林の減少)
- ・ 森林環境保全緊急間伐事業 (強度間伐の実施)
- ・ 里山林機能回復整備事業 (NPO 等と協力し竹林や広葉樹林を整備し、里山林の利活用を促進)
- ・ 森林環境教育推進事業

②第 2 期の取り組み

- ・ 施業放置林の整備
- ・ 里山づくりの推進
- ・ 森林環境教育の推進
- ・ 森林とのふれあいの推進
- ・ 森林生態系の保全

税率等
 【徴収方法】 「県民税均等割額」に上乗せする方法
 【税率】 個人：年額 500円
 法人：従前の均等割額の5%に相当する額



出典：奈良県 HP (「奈良の森林を守るために」リーフレット【平成 24 年改訂版】)

4-2 生態系サービスへの支払い（PES）

コウノトリ育む農法

豊岡市

コウノトリ共生部農林水産課

<コウノトリ育む農法>

・兵庫県豊岡市は、野生のコウノトリの国内最後の生息地。絶滅前に人工飼育をスタートし、1989（平成1）年に雛が誕生、飼育下で100羽を超え、2005（平成17）年から野外へ放鳥している。

・コウノトリの生息できる環境を取り戻すため、農業を中心とした取り組みが始まり、2003（平成15）年から豊岡市と兵庫県はJA等と連携し、農薬や化学肥料をできるだけ減らし、早期湛水や冬期湛水など特徴的な水管理を行いながら、田んぼの生きものを増やす稲作技術「コウノトリ育む農法」の普及を図ってきた。

・豊岡市は、育む農法+転作田を活用してコウノトリの餌場ともなる地域農業の振興を図るため、様々な施策を実施してきた。

育む農法の推進としては、

・H23～

育む農法実践者 4,000円/10a

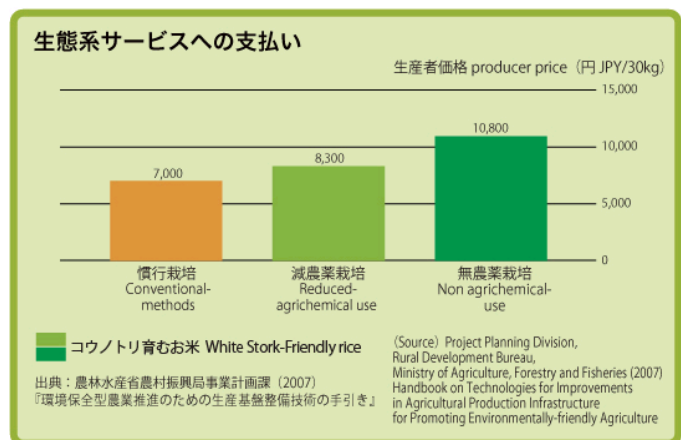
育む農法実践者で冬期湛水 7,000円/10a

・H24～

集落まるごと事業 30,000円/10a

・水田自然再生事業

転作田を活用して常時湛水することによって生きものを育むビオトープを設置する農家に対して24,000円/10aの委託料を支払っている。



●具体的な農法

・農薬の栽培期間中不使用（または75%減）、化学肥料の栽培期間中不使用、種もみをお湯等で消毒する、田んぼに深く水を張る、通常6月中、下旬に行う中干しの実施時期を7月上旬に遅らせる（オタマジャクシがカエルに変態、ヤゴがトンボに羽化する時期を避けることで、それらの成長を助ける）、田植えの1カ月前から水を張る、冬期間も水を張る（イトミミズの発生を促しながら抑草効果のあるトロトロ層を形成する）。

●コウノトリ育むお米（お酒など）、コウノトリ大豆による加工食品（醤油、トウフ、甘納豆など）

・コウノトリ育むお米は都市部百貨店や、全国の量販店を中心に500店舗以上で販売。環境に配慮した商品を購入することで、消費者は間接的にコウノトリの野生復帰事業への社会貢献活動に参加できる。

<「コウノトリの舞」農産物等生産団体認定事業>

・上記「コウノトリ育むお米」を含む、豊岡市独自の農産物・農産加工品の認定制度。

出典：環境省生物多様性センターHP（生態系サービスへの支払い(PES)里地里山事例）、豊岡市HP（コウノトリ育む農法）

魚のゆりかご水田プロジェクト

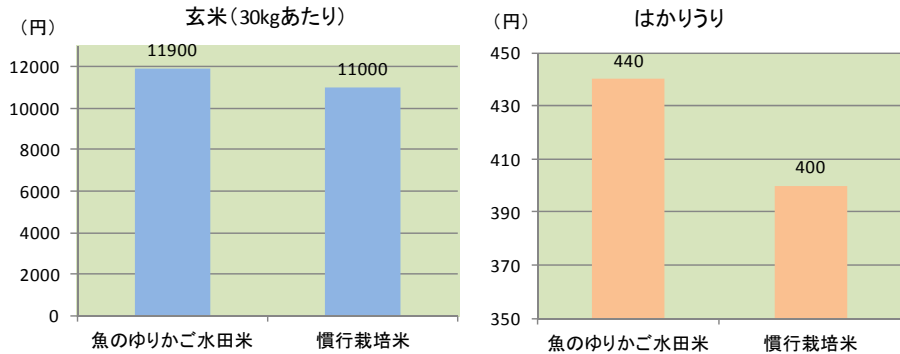
滋賀県
農政水産部農政振興課

・農業の生産性を向上させるための圃場の大区画化、乾田化により、琵琶湖と水田間の魚類移動経路が分断され、かつての琵琶湖沿岸でよく見られた在来魚の遡上が困難となった。そこで、滋賀県は、魚類が産卵繁殖していたかつての水田機能を回復させるため、2001(平成13)年から、魚道の設置などを設置し、田園環境を取り戻す「魚のゆりかご水田プロジェクト」を推進している。



・2006(平成18)年、「魚のゆりかご水田環境直接支払パイロット事業」として魚道設置によって琵琶湖からの魚類の遡上が可能になった水田で、従来の営農活動以外に魚類の遡上・産卵、稚魚の成育に必要な水管理と魚道の維持管理などに取り組む

生態系サービスへの支払い
(例)JA直売所でのコメの販売価格



団体に3,500円/10aの環境直接支払を実施。その後は、農林水産省の「農地・水保全管理支払交付金」を活用することで、県内で取組地域の拡大を図っている。

こうした取組が少しずつ広まることにより、琵琶湖の固有種であり、伝統料理である「ふなずし」の原料であるニゴロブナの減少の歯止めにも貢献している。

●魚のゆりかご水田米

・上記事業に取り組む農家へ経済的なメリットがあるよう、策としてその水田で生産された米を県が認定してブランド化。購入することで、消費者は間接的に貢献活動に参加できる。

出典：環境省生物多様性センターHP（生態系サービスへの支払い(PES)里地里山事例）、滋賀県HP（農業、農業振興、魚のゆりかご水田プロジェクト）

福岡市水道水源かん養事業基金

福岡市

水道局計画部流通連携課

・福岡市は福岡市水道水源かん養事業基金を設置し、水道使用量1トンあたり1円（水道会計から0.5円と、福岡市一般会計からの0.5円）の積み立てを1997（平成9）～2006（平成18）年度まで行い、年間約1億円を各種事業に活用している。2011（平成23）年度末残高約7.4億円。

●事業概要

・水源林の整備：市内ダム周辺の集水区域におい

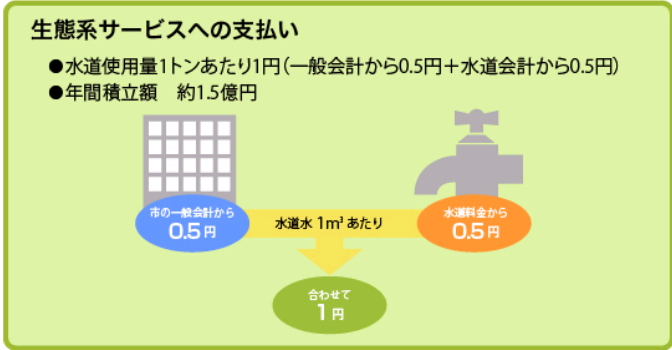
て、水源林の整備を行うと共に、筑後川上流等の水源地域自治体と連携・協力し、水源林の整備を促進。

・水源地域交流事業：水源地域との連携を図るため、水源地域において市民参加による育林活動などの交流事業を実施するとともに、市民団体が実施する植樹、下草刈りなどの育林活動や交流事業について経費の一部を助成し、支援。

・福岡都市圏流域連携基金（※）負担金：福岡都市圏広域行政事業組合が設置する基金へ負担金を支出し、都市圏の他の自治体と協力して都市圏共通の市外の水源地域への各種取り組みに協力。

※福岡都市圏の共通水源地域・流域への取り組みを、圏内自治体（19市町）が一体となっていく。水源地域との交流推進事業や水源林整備への支援、環境保全活動を行うNPO等団体への助成等を実施。

出典：環境省生物多様性センターHP（生態系サービスへの支払い(PES)水資源事例）、福岡市HP（福岡市水道水源かん養事業基金）



5. 活動の協定規定・事業認定型

5-1 里地里山保全活用にかかる活動の協定締結

里山活動協定認定制度	千葉県
	千葉県農林水産部森林課
<p>・「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」（千葉県里山条例）では、NPO、市民団体、ボランティア団体、企業等の里山活動団体と里山の土地所有者との間で締結した「里山活動協定」を知事が認定する『里山活動協定認定制度』が設けられている。</p> <p>・この制度は、協定を知事が認定することによって、里山活動団体が安心して里山活動に取り組むことができるとともに、土地所有者も安心して活動フィールドを提供できるしくみを作り、里山活動の促進を図るもの。これにより認定を受けた里山活動団体を中心として、里山活動が計画的かつ継続的に推進することが期待される。</p> <p>・また、認定を受けた植林、間伐等の里山活動は、CO2 吸収量認証制度の対象となる。</p> <p style="text-align: right;">出典：千葉県 HP（里山活動協定認定）</p>	

里山情報バンク制度	千葉県
	千葉県農林水産部森林課 特定非営利活動法人ちば里山センター
<p>・里山活動をしたい人と、里山を活用して欲しい土地所有者とを結びつけるための制度</p>	
<p>● 手続の流れ</p> <p>【ステップ1】里山活動団体による森林整備を希望する土地所有者は、市町村を通じ「里山情報バンク登録申込書」を県の林業事務所に提出。</p> <p>【ステップ2】県の林業事務所の職員が、必要な整備内容やボランティアを受け入れるための条件などについて調査。</p> <p>【ステップ3】申込があった森林の情報をちば里山センターの里山情報バンクに登録して、里山活動団体や社会貢献のために里山の整備を支援しようとする企業に提供。（登録期間は3年間）森林の情報（フィールド情報）は、ちば里山センターのホームページで閲覧できる。</p> <p>【ステップ4】土地所有者と里山活動団体の間で里山活動協定を締結。（県の林業事務所とちば里山センターが仲介。）</p> <p>【ステップ5】里山活動団体による森林整備の実施</p> <p style="text-align: right;">出典：千葉県 HP（里山情報バンク制度）、千葉里山センターHP（里山情報バンク）</p>	

里山里地の再生・保全活動支援事業

広島県福山市

経済環境局農林水産部農林水産課

・福山市が、里山里地の再生・保全のため、協働による地域づくりの視点から活動への参加者を募集し、総合的な取り組みを推進。（2番目の項目で協定にかかる地域団体及び企業を募集）

●里山里地協力隊員の募集（対象者：市民，NPO，企業，大学，各種活動団体など）

・再生・保全活動を行っている地域の取り組みを、ボランティアとしてサポートする。

●里山里地保全協定にかかる地域団体及び企業の募集

＜地域団体、企業、市の役割＞

・地域団体（農地・森林所有者、地域住民からなる団体）：里山里地の保全活動に主体的に取り組み、地域の活性化や水と緑の保全を図る。

・企業：マンパワーやノウハウなどを用いて、地域団体を支援。自社HPや商品パッケージ、広告などに、里山里地保全協定締結企業である旨を表示することができる。

・福山市：市広報誌・市HPなどにより地域団体及び企業の活動を紹介。企業に里山里地保全活動の支援に関する情報を提供。

●里山里地モデル地域の指定（2012年度～2014年度）

・モデル地域を4地区指定し、里山林の整備・管理、水路・農道などの改修・管理及び地域を活性化させる活動を3年間支援。

「里山里地の再生・保全活動支援事業」の展開



出典：福山市 HP（里山里地の再生・保全活動への参加者を募集します）

5-2 「企業の森」づくり

森林の里親促進事業	長野県 林務部信州の木振興課
<p>・企業等と受入側の市町村団体間での契約締結を県が仲介し、社会貢献活動の一環としての森林づくりや森林を活用しての社員研修・福利厚生場の場として利用してもらう制度。</p> <div style="text-align: center;"> <p>企業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○森林整備の資金、労働力の提供 ○企業のPR、従業員の福利厚生のための森林活用 <p>里親契約の締結</p> <ul style="list-style-type: none"> ●森林整備 ●地域住民との交流 ●企業PR <p>里子となる森林を所有する集落</p> <ul style="list-style-type: none"> ○企業との交流やPRの場の提供 ○森林整備の実施 ○NPO等との協働の仕組みづくり <p>仲人(長野県)</p> <p>斡旋・情報提供 斡旋・支援</p> </div> <p>出典：長野県 HP（森林の里親促進事業）</p>	

企業との協働による森林づくり	岐阜県 林政部恵みの森づくり推進課
<p>・森林率 82%（全国 2 位）の岐阜県では、2007(平成 19)年から市町村有林等を対象に、協定年数おおむね 5 年以上を条件に、企業と市町村等（土地所有者等）を結びつけ、「森林づくりに関する協定」を締結させており、森づくりの評価は、第 2 期岐阜県森林づくり基本計画に基づく「実施状況報告書」で行っている。</p> <div style="text-align: center;"> <p>協定締結のイメージ</p> <p>企業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ■CSR活動や福利厚生等（資金提供・社員参加等） <p>岐阜県</p> <ul style="list-style-type: none"> ■取組企業のPR ■森林づくり貢献企業の認証 ■実績企業の表彰 <p>協定</p> <p>市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> ■土地所有者や地元地域との調整 ■地域交流の促進 <p>協定書の締結では調印式を実施</p> </div> <p>出典：岐阜県 HP（岐阜県企業の森）</p>	

5-3 事業等の認定・認証

<p>いしかわ版里山づくり ISO</p>	<p>石川県 環境部里山創成室</p>
<p>・石川県生物多様性戦略ビジョンの7つの重点戦略のうち、重点戦略2では企業、団体、教育機関、NPOなどの組織や地域住民と連携し、里山の利用保全の取組を進めることを掲げており、その1つとして、企業をはじめ多様な組織による里山の利用保全活動の取組を県が認証する「いしかわ版里山づくり ISO」制度を設けている。</p> <p>●特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業、NPO、学校、地域団体など、幅広い組織が対象 ・里山里海の幅広い利用保全活動に対する組織の取組方針を認証する制度であり、これから取り組まれる組織でも認証を受けることができる ・認証手続きが簡素であり、また認証のための費用は不要 ・認証を受けた組織に対して、県は側面的支援を実施 <p>●認証のメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の生物多様性の保全や地域振興、豊かな里山里海の継承につながる ・社員や会員の社会貢献活動の受け皿となる ・顧客や取引先などからの社会的な信頼性が向上する ・活動場所や活動ノウハウ等に関して、県のあっせんや支援を受けることができる <p>出典：石川県ホームページ（いしかわ版里山づくり ISO）</p>	<p>いしかわ版里山づくりISOのフロー図</p> <p>組織としてどのような活動を取り組んでいくかを選択します。</p> <p>里山づくり対象活動例</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 里山の田んぼ・畑づくり支援活動 → 田んぼや畑の草刈り、ため池の管理 等 (2) 里山の森づくり支援活動 → 植林、間伐活動、森の資源を利用する活動 等 (3) 里山の生きものを守り育てる活動 → 生きもの調査、希少種の保全活動 等 (4) 里山づくり支援活動 → 海岸・海中の清掃活動 等 (5) 里山の集落コミュニティの支援活動等 → 伝統的な祭の復活や里山景観の維持活動 等 (6) 里山の外来生物駆除活動 → アメリカザリガニやオオキンケイギクの駆除 等 (7) その他里山づくりに役立つ活動 <p>II 里山づくり取組方針の宣言 里山づくりに取り組む方針を宣言します。</p> <p>III 取組方針の認証・公表【県】 県では、取組方針を認証し公表します。</p> <p>IV 活動計画の作成【任意】 取組方針を具体化する活動計画を作成します。</p> <p>V 活動計画の登録・公表【県】 作成した活動計画は登録することができます。県は、登録された計画に基づく活動を側面的に支援します。</p> <p>VI 里山保全活動の実施 取組方針や活動計画に沿って、実際に活動します。</p> <p>VII 活動結果の評価・見直し 活動結果を評価し、その評価結果に基づき次年度の活動計画を見直します。また、必要に応じて、取組方針を見直します。</p>

<p>長野県森林 CO2 吸収・評価・認証制度</p>	<p>長野県 林務部森林づくり推進課</p>
<p>・森林（もり）の里親促進事業に参加している企業等の取組を CO2 吸収量で評価・認証（CSR 活動を数値化）することで間伐等を促進する。</p> <p>・評価・認証を希望する企業等について、間伐等の実施地を調査し、委員会（森林づくり県民税活用事業）で審査の上、県が認証書を交付する。</p> <p>・これにより、企業等は CSR 報告書等への記載や PR が可能となり、イメージ向上につながるなどから、結果として森林（もり）の里親促進事業への参画が増え、間伐等が促進されることを期待する。</p> <p>● 評価方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都議定書のルールに準じて、長野県における間伐等がもたらす CO2 吸収効果を評価。 <p>算出式：森林による二酸化炭素吸収量（ton-CO2/年）</p> $= \text{森林面積} \times \text{蓄積増分} \times \text{拡大係数} \times \text{容積密度} \times \text{炭素含有率} \times \text{二酸化炭素換算係数}$ <p>注）蓄積増分；一定期間内における蓄積量の増分で幹材積の成長量（長野県民有林林分材積表）により算出 拡大係数；幹材積の成長量に枝や根の成長量を加算補正するための係数 容積密度；成長量（材積）をバイオマス（乾燥重量）に換算するための係数 炭素含有率；樹木の乾燥重量に占める炭素の比率 二酸化炭素換算係数；炭素量を二酸化炭素量に換算するための係数</p> <p>出典：長野県 HP（長野県森林 CO2 吸収・評価・認証制度を定めました）</p>	

山口県森林整備等 CO2 削減認証制度	山口県 農林水産部森林企画課
<p>・森林の整備や木材利用を通じた地球温暖化防止活動への企業や県民の参加を促進するため、森林整備による CO2 吸収量などを県独自に認証する制度を創設。</p> <p>●認証の対象者及び活動内容</p> <p>①企業等の資金負担で行う森林整備活動による CO2 吸収量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備対象森林の所有者等と森林整備及び資金負担に関する協定を締結した企業等 ・植栽、下刈、除伐、間伐及び枝打ち <p>②企業の従業員等が行う森林整備活動による CO2 吸収量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備対象森林の所有者等と森林整備に関する協定を締結した企業、NPO、ボランティア団体等 ・植栽、下刈、除伐、間伐及び枝打ち <p>③木質ペレットなど森林バイオマス利用による CO2 排出削減量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボイラーやストーブ、火力発電施設に森林バイオマス燃料を使用する個人又は個人から委任を受けた者、企業、学校、公共施設管理者等 ・化石燃料から県内産の森林バイオマス燃料に代替するもの（ただし、設備の導入時期は問わない） <p>④公共施設や民間住宅での県産木材利用による CO2 固定量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・築主又は施工業者（ただし施工業者が申請する場合は、あらかじめ建築主の同意を得ること） ・県産木材を使用する県内の公共施設の建築、優良県産木材を使用する県内の住宅建築 <p style="text-align: right;">出典：山口県 HP（山口県森林整備等 CO2 削減認証制度について）</p>	



6. 管理契約型

6-1 オーナー制度

棚田オーナー制度	静岡県
	交通基盤部農地局農地保全課
<p>・棚田オーナー制度は、一定の金額を払って1区画の田んぼのオーナーになり、農作業体験のほか、棚田で作ったお米などを宅配してもらえる制度。静岡県内では現在、3つの地区で導入されている。それぞれ、地域の活動団体、NPO、地方公共団体（市）が主体となって運営している。静岡県は、これらの取り組みの内容をHPで紹介している。</p> <p>●松崎町石部地区の棚田オーナー制度（松崎町石部地区棚田保全推進委員会）</p> <p>・松崎町石部地区では、オーナー会員のほか、自分の割当の田んぼはないけれど、棚田保全の趣旨に賛同する方で農作業の体験もできるトラスト会員制度も導入している。</p> <p>●菊川市上倉沢地区の棚田オーナー制度（NPO法人 せんがまち棚田倶楽部）</p> <p>・景観の美しい棚田で農作業、収穫の喜びを体験するとともに、自然や親子のふれあいの場として、また農家との交流、祭りへの参加などによる第2のふるさとづくりに役立たいとの思いから棚田オーナー制度を始めた。</p> <p>・1区画の申込単位は一家族または一グループ（共に5人まで）で、稲刈り等農作業を行う。収穫した棚田米や特産の新茶などを受け取る。年会費は32,000円。</p> <p>●沼津市北山の棚田のオーナー制度（沼津市役所産業振興部農林農地課）</p> <p>・沼津市戸田の北山の棚田では、2009(平成21)年から沼津市の協力のもとで棚田オーナー制度が行われている。オーナーは田植えや稲刈りなどの作業に参加する。</p> <p>・オーナー年会費は30,000円。収穫した棚田米を受け取る。応募多数の場合は抽選となる。</p> <p style="text-align: right;">出典：静岡県HP（棚田オーナー制度）</p>	



竹林オーナー制度

福岡県八女市

建設経済部林業振興課新産業創出係

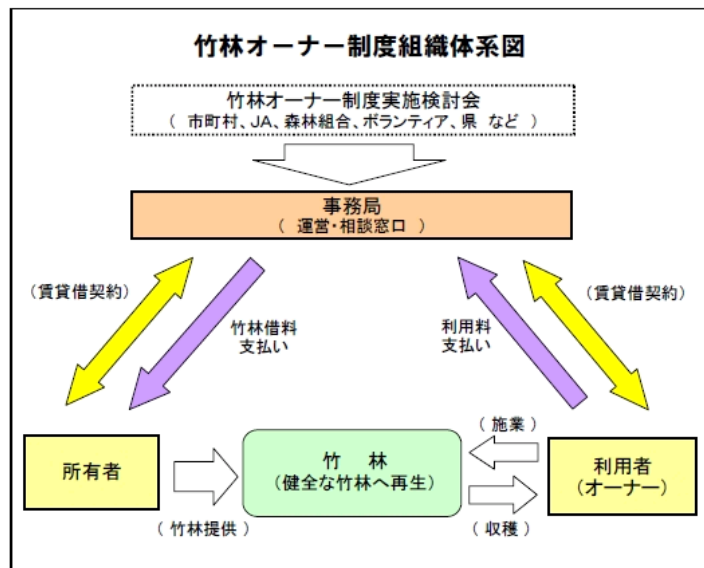
・八女市では都市部住民向けに竹林オーナー制度が実施されている。八女、黒木、立花地区で29区画のオーナー園が稼働している。市は、実施検討会に参加しているが、実際の運営は地域の団体が行っている。

・オーナーは所有者と5年契約を結び、例えば、1区画250～400㎡、借地料4,000円～10,000円/年を支払う。

・オーナーは、日常の管理から収穫までを家族連れで楽しんでいる。会員カードが発行され、宿泊入浴施設や道の駅の商品券などの特典や、イベント情報などを提供し、交流が深められている。

・市はこのほか、竹林に活用できる作業道等整備事業、特用林産物造成事業（福岡県特用林産基盤整備事業）を紹介・斡旋している。また、建設業者が竹林の伐採とチップ化を事業化しており、竹チップは二次製品を製造する事業者は引き取られる。

出典：八女市HP（林業振興課→竹対策の取り組み→事例紹介→竹林オーナー制度）、
里山なび（参考事例集・竹林整備と産品開発）



「全国棚田オーナー制度」の情報発信

全国水土里ネット(全国土地改良事業団体連合会)

・ホームページに、全国で実施されている棚田オーナー制度の情報発信ページを開設。

●ページ開設の目的

・棚田オーナー制度は、棚田という地域の条件を活かして、都市住民等の参加により、地域の農地を守ってゆくしくみとして全国に広まりつつあり、全国水土里ネットもこのような取組を支援する。

・各地域で、参加を募るためのPR等、都道府県などの関係団体がホームページなどで紹介されており、各地域で独自にホームページを開設しているケースも多くなっている。そのような中で、各地の活動を提供するためのしくみとして、行政機関の協力を得て、ふるさと水と土基金ホームページの中に棚田オーナー制度情報のページを開設することにした。



●掲載対象となる棚田オーナー制度





- ・地域の非農家や地域外住民にオーナーになってもらい、
- ・棚田（傾斜 1/20 以上にある水田）で一定区画の水田を割り当て、
- ・それに対して、会費を徴収し、
- ・収穫物等をオーナーに手渡す手法を取っているもの

●掲載するオーナー制度の区分（目的の取組が探しやすいように実施の形態により分類）

- I. 農業体験・交流型：農業体験に重きがおかれ、田植え、草刈り、稲刈りなどの来訪が2～3回。
- II. 農業体験・飯米確保型：農業体験よりむしろ、一家の飯米を確保することが主目的。田植え、草刈り、稲刈りなど来訪は2～3回。
- III. 作業参加・交流型：来訪の回数や作業の種類が増え、農業体験から一歩進んだ類型。来訪の回数は、田起こし・田植え・草刈り・稲刈り・脱穀などの作業に4回以上参加。
- IV. 就農・交流型：来訪頻度が最も高く、年10回以上。作業には農機具を使用。
- V. 保全・支援型：基本的に金銭的な支援を行い、オーナー田の管理費や保存会などの組織の運営費にあてる（※現在はVに該当する地区は掲載の対象としていない）。


出典：全国水土里ネットHP（「全国棚田オーナー制度」情報）

6-2 公園化による里地里山の維持管理

都立公園等の指定管理者の指定	東京都 建設局公園緑地部管理課
<p>・指定管理者制度は、住民サービスの向上と経費削減を図るため、公の施設の管理について民間事業者等の参入を可能とするもので、2003(平成15)年6月地方自治法が改正され創設された。</p> <p>・都立公園等では、施設の管理について創意工夫ある企画や効率的な運営などにより、利用者の多様なニーズに応え、質の高いサービスの提供を図り、効果的・効率的な管理運営を目指していくため、指定管理者制度を導入している。</p> <p>●都立公園「狭山丘陵グループ」</p> <p>・西部造園株式会社(代表団体)、西武緑化管理株式会社、NPO バース、NPO 地域自然情報ネットワークらの団体からなる「西武・狭山丘陵パートナーズ」が指定管理者となっている。4つの都立公園(狭山公園、八国山緑地、東大和公園、野山北・六道山公園)を管理している。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>西武造園株式会社</p> <p>トータル マネジメント力</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>西武緑化管理株式会社</p> <p>施設維持 管理力</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>NPO 法人 NPO birth</p> <p>魅力向上・協働 コーディネート力</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>株式会社タム地域 環境研究所</p> <p>ニーズ把握 ・普及力</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>NPO 法人地域自然 情報ネットワーク</p> <p>自然保全 再生力</p> </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">※上図の構成団体は選定時のものである。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">出典：東京都 HP (都立公園等の指定管理者について、都立公園・庭園一覧「狭山公園」)</p>	



狭山公園・水と緑の宅部池

オオムラサキセンターの指定管理者の指定	山梨県北杜市 生活環境部環境課
<p>・八ヶ岳高原に位置する北杜市長坂町は、国蝶オオムラサキの生息地であり、「オオムラサキの里」として知られる。</p> <p>・オオムラサキセンターは、「国蝶オオムラサキの調査研究と保護を通して、オオムラサキが生息する自然環境を保全し、市民の知識を深め、教養の向上を図り、市の文化や自然資源を活かした地域づくりに寄与する」ため、条例に基づいて、市が設置。</p> <p>・指定管理者制度により、NPO 法人「自然とオオムラサキに親しむ会」を管理者に指定し、展示資料館、森林科学館、生態観察施設、自然公園などの施設の管理・運営を委託している。</p> <p>●里山づくり(里山再生プロジェクト)</p> <p>・オオムラサキを育ててきた里山を再生し、人と自然との共生について学び実践するプロジェクトを、指定管理者が中心となって実施。</p> <p>・活動内容は、植樹、下刈りなどの里山整備、森の遊び場づくり、野草料理、探鳥会、棚田の種まき、昆虫観察会、植物観察会、そばまき体験、棚田の草取り体験、里やまの収穫祭、きこり体験、木工教室、樹木教室、きのこのほだ木づくり、炭焼き体験など。</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">  </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">出典：北杜市 HP (オオムラサキセンター条例、里づくり-北杜市オオムラサキセンター)</p>	

2. 助成団体による地方自治体・活動団体向け支援策一覧

2012.10現在

助成団体名	助成事業名(※)	募集時期(H24年度)	問い合わせ先
独立行政法人 環境再生保全機構	地球環境基金助成金	1月4日～1月25日	独立行政法人 環境再生保全機構 地球環境基金部 TEL:044-520-9505
公益社団法人 国土緑化推進機構	緑と水の森林ファンド・公募事業	2月15日～3月30日	公益社団法人国土緑化推進機構 TEL:03-3262-8457
公益社団法人 国土緑化推進機構	緑の募金・特定公募事業「国民参加による間伐及び間伐材の利用促進事業」	2月15日～3月31日	公益社団法人国土緑化推進機構 TEL:03-3262-8457
公益社団法人 日本フラワーデザイナー	NFD one leaf fund	4月～8月31日	公益社団法人日本フラワーデザイナー協会
公益財団法人 イオン環境財団	環境活動助成先公募	締め切り 9月10日	公益財団法人イオン環境財団 TEL:043-212-6022
公益財団法人 自然保護助成基金	ナショナル・トラスト活動助成	4月20日～8月10日	公益社団法人 ナショナルトラスト協会 TEL:03-5979-8031
公益財団法人 損保ジャパン環境財団	環境保全プロジェクト助成	9月1日～10月31日	損保ジャパン環境財団 TEL:03-3349-4614
公益財団法人 日立環境財団	環境NPO助成事業	10月初旬～翌年1月下旬	日立環境財団 TEL:03-3257-0851
公益財団法人 緑の地球防衛基金	助成金(株式会社セディナ「地球にやさしいカード」助成事業と連携)	10月初旬～翌年1月下旬	公益財団法人緑の地球防衛基金 地球にやさしいカード係 TEL:03-3297-5505
公益財団法人 大阪みどりのトラスト協会	みどりづくりの輪活動支援事業 ※地域限定(大阪府)	6月25日～7月31日	公益財団法人大阪みどりのトラスト協会 TEL:06-6263-5480
公益財団法人 再春館「一本の木」財団	再春館「一本の木」財団助成制度 ※地域限定(熊本県)	上期:1月1日～2月末日 下期:7月1日～8月末日	公益財団法人 再春館「一本の木」財団事務局
一般財団法人 セブン-イレブン記念財団	公募助成・活動助成	12月1日～翌年1月31日	一般財団法人セブン-イレブン記念財団 Tel:03-6238-3872
一般財団法人 セブン-イレブン記念財団	公募助成・自立事業助成	12月1日～翌年1月31日 (原則3年継続)	一般財団法人セブン-イレブン記念財団 Tel:03-6238-3872
一般財団法人 セブン-イレブン記念財団	公募助成・広域連携促進助成	12月1日～翌年1月31日	一般財団法人セブン-イレブン記念財団 Tel:03-6238-3872
財団法人 日本環境協会	藤本倫子環境保全活動助成基金	A・Bプログラム:2月1日～3月12日、Cプログラム:4月15日～6月15日	財団法人日本環境協会 藤本基金運営管理委員会事務局 TEL:03-5643-6262
財団法人 日本環境協会	東京ガス環境おうえん貴金 ※地域限定(関東他1都8県)	12月1日～翌年1月16日	財団法人日本環境協会 東京ガス環境おうえん基金事務局 TEL:03-5643-6262
花王株式会社、 財団法人 都市緑化機構	花王・みんなの森づくり活動助成プログラム	8月1日～10月31日	財団法人都市緑化機構「花王・みんなの森づくり活動助成」事務局 TEL:03-
株式会社コメリ コメリ緑資金の会	コメリ緑資金 ※地域限定(コメリ出店地域)	8月1日～10月末日	株式会社コメリ内 コメリ緑資金 事務局 TEL:025-371-4112
TOTO株式会社	TOTO水環境基金	8月1日～9月30日	TOTO株式会社 総務部 総務第二グループ TEL:093-951-2224
トヨタ自動車株式会社	トヨタ環境助成プログラム	4月23日～6月18日	トヨタ自動車(株)トヨタ環境助成プログラム事務局 E-mail:tmc-ecogrant@g500.jp
パナソニック株式会社	Panasonic NPOサポートファンド	7月17日～7月31日	特定非営利活動法人地球と未来の環境基金(EFF) Panasonic NPOサポートファンド【環境分野】協働事務局 TEL:03-5298-6644
公益信託 富士フィルム・グリーンファンド	FGF助成(緑とふれあいの活動助成)	締め切り5月21日	一般財団法人自然環境研究センター 信託基金事業部 TEL:03-5824-0960
全労済(全国労働者共済生活協同組合連合会)	全労済地域貢献助成事業	3月16日～4月3日	全労済 総務部内 地域貢献助成事業事務局
街づくり夢基金	助成事業 ※地域限定(近畿2府4県)	8月1日～8月31日	生活協同組合エスコープ大阪内 街づくり夢基金 TEL:072-293-4660

※:どの事業も平成24年度現在の実施事業及び交付金であり、事業や制度の活用を検討する際は当該年度の募集要領を確認の上、不明な点は各助成団体に問い合わせください。